

半 期 報 告 書

(第 5 期中) 自 平成 21 年 4 月 1 日
至 平成 21 年 9 月 30 日

株式会社三菱東京 U F J 銀行

E 0 3 5 3 3

第5期中（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した半期報告書の記載内容に係る確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社三菱東京UFJ銀行

目 次

	頁
第5期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【業績等の概要】	6
2 【生産、受注及び販売の状況】	42
3 【対処すべき課題】	42
4 【事業等のリスク】	43
5 【経営上の重要な契約等】	44
6 【研究開発活動】	46
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	47
第3 【設備の状況】	56
1 【主要な設備の状況】	56
2 【設備の新設、除却等の計画】	56
第4 【提出会社の状況】	57
1 【株式等の状況】	57
(1) 【株式の総数等】	57
(2) 【新株予約権等の状況】	58
(3) 【ライツプランの内容】	58
(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	58
(5) 【大株主の状況】	59
(6) 【議決権の状況】	59
2 【株価の推移】	60
3 【役員の状況】	60
第5 【経理の状況】	61
1 【中間連結財務諸表等】	62
(1) 【中間連結財務諸表】	62
① 【中間連結貸借対照表】	62
② 【中間連結損益計算書】	64
③ 【中間連結株主資本等変動計算書】	65
④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	68
(2) 【その他】	152
2 【中間財務諸表等】	153
(1) 【中間財務諸表】	153
① 【中間貸借対照表】	153
② 【中間損益計算書】	155
③ 【中間株主資本等変動計算書】	156
(2) 【その他】	187
第6 【提出会社の参考情報】	188
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	189

監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月30日
【中間会計期間】	第5期中(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
【会社名】	株式会社三菱東京UFJ銀行
【英訳名】	The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.
【代表者の役職氏名】	頭取 永 易 克 典
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
【電話番号】	(03) 3240-1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部次長 辰 巳 文 一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
【電話番号】	(03) 3240-1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部次長 辰 巳 文 一
【縦覧に供する場所】	本店のほかに該当ありません

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成19年度	平成20年度
		(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)
連結経常収益	百万円	2,555,737	2,238,656	1,811,156	5,083,631	4,240,043
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	325,618	135,132	142,185	794,409	△103,819
連結中間純利益	百万円	164,140	175,142	122,722	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	591,452	△213,962
連結純資産額	百万円	8,694,532	7,267,061	8,011,306	7,985,225	6,857,089
連結総資産額	百万円	153,277,751	155,120,452	162,792,534	155,801,981	160,826,160
1株当たり純資産額	円	663.99	529.02	530.98	587.12	451.70
1株当たり中間純利益金額	円	15.64	17.00	10.21	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	56.93	△21.86
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	15.61	16.96	10.21	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	56.79	—
自己資本比率	%	4.64	3.67	3.93	4.06	3.45
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	12.39	10.63	13.72	11.20	12.02
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△3,891,467	△2,252,017	7,196,992	△3,732,540	5,488,114
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,223,212	2,182,263	△6,929,720	5,015,761	△6,632,746
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△66,249	△65,080	105,730	△243,620	1,069,287
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	2,813,884	3,298,752	3,700,118	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	3,546,580	3,271,131
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	61,993 [6,843]	56,515 [7,774]	57,697 [27,100]	59,122 [7,363]	56,024 [7,140]

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1 「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、平成20年度は連結当期純損失が計上されているため、記載していません。

4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。

6 平成21年度中間連結会計期間より平均臨時従業員数は、派遣社員を含め、百人未満を四捨五入して記載しております。平成21年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数に含まれる派遣社員は20,300人(百人未満四捨五入)であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次 決算年月		第3期中 平成19年9月	第4期中 平成20年9月	第5期中 平成21年9月	第3期 平成20年3月	第4期 平成21年3月
経常収益	百万円	1,941,878	1,769,495	1,486,004	3,810,444	3,513,112
経常利益 (△は経常損失)	百万円	272,183	37,892	125,032	567,287	△199,439
中間純利益	百万円	188,069	25,016	130,765	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	550,985	△366,392
資本金	百万円	996,973	996,973	1,196,295	996,973	1,196,295
発行済株式総数	千株	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		10,257,961	10,301,857	10,833,384	10,257,961	10,833,384
		第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式
		100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
		第一回第三種優先株式	第一回第三種優先株式	第一回第四種優先株式	第一回第三種優先株式	第一回第四種優先株式
		27,000	27,000	79,700	27,000	79,700
		第一回第四種優先株式	第一回第四種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第四種優先株式	第一回第六種優先株式
79,700	79,700	1,000	79,700	1,000		
第一回第五種優先株式	第一回第五種優先株式	第一回第七種優先株式	第一回第五種優先株式	第一回第七種優先株式		
150,000	150,000	177,000	150,000	177,000		
		第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式
		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
純資産額	百万円	6,890,670	5,399,955	6,211,509	6,099,871	5,436,278
総資産額	百万円	137,208,731	142,106,991	149,946,570	139,661,343	148,971,788
預金残高	百万円	99,029,905	99,767,246	100,488,998	101,861,554	100,208,977
貸出金残高	百万円	68,759,103	72,228,207	69,443,777	70,397,804	73,786,503
有価証券残高	百万円	35,946,417	31,106,307	46,165,485	33,191,095	38,731,570
1株当たり純資産額	円	641.88	499.35	512.64	564.23	441.01
1株当たり配当額	円	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		28.83	—	6.57	46.45	5.45
		第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式
		30.00	—	30.00	60.00	60.00
		第一回第三種優先株式	第一回第三種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第三種優先株式	第一回第六種優先株式
7.95	—	105.45	15.90	210.90		
第一回第四種優先株式	第一回第四種優先株式	第一回第七種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第七種優先株式		
—	—	57.50	80.68	43.00		
1株当たり中間純利益金額	円	18.02	2.43	10.95	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	53.09	△36.38
自己資本比率	%	5.02	3.79	4.14	4.36	3.64
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	12.87	10.69	14.47	11.44	12.74
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	33,528 [3,416]	34,227 [4,967]	35,410 [16,037]	33,280 [3,946]	33,827 [4,895]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。

4 第5期中より平均臨時従業員数は、派遣社員を含めて記載しております。第5期中の平均臨時従業員数に含まれる派遣社員は11,746人であります。

2 【事業の内容】

当行グループは、親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの下、当行、子会社151社（うち連結子会社151社）及び関連会社47社（うち持分法適用関連会社45社、持分法非適用関連会社2社）で構成され、銀行業務及びその他の金融サービス（クレジットカード業務、リース業務、金融商品取引業務等）に係る事業を営んでおります。

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

当中間連結会計期間における主要な関係会社の異動は、以下の通りであります。

<銀行業>

当行の持分法適用関連会社であった株式会社岐阜銀行は、当中間連結会計期間において当行による議決権の所有割合が低下したことにより、当行の関係会社ではなくなりました。

<その他>

当中間連結会計期間において、主要な関係会社の異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間における重要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

(1) 除外

当行の持分法適用関連会社であった株式会社岐阜銀行は、当中間連結会計期間において当行による議決権の所有割合が低下したことにより、当行の関係会社ではなくなりました。

(2) 新規

当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社は次のとおりであります。

平成21年9月30日現在

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権 の所有 (又は 被所有) 割合 (%)	当行との関係内容				
					役員 の兼 任等 (人)	資 金 援 助	営 業 上 の 取 引	設 備 の 賃 貸 借	業 務 提 携
(連結子会社) BTMU Preferred Capital 9 Limited	ケイマン諸島 グランドケイマン	370,010	当行に対する 劣後ローンの 供与	100.0	2	—	預金取引 関係 金銭貸借 関係	—	—

(注) 特定子会社に該当いたします。

なお、当行の連結子会社である日本電子債権機構設立調査株式会社は、当中間連結会計期間において日本電子債権機構株式会社に商号を変更いたしました。また、同社は当中間連結会計期間において電子債権記録業の指定を関係当局から取得し、電子債権記録機関としての事業を開始いたしております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年9月30日現在

	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	56,428 [26,700]	1,269 [400]	57,697 [27,100]

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託3,754人、臨時従業員26,100人を含んでおりません。
2 [] 内に当中間連結会計期間における臨時従業員の平均人数を外書きで記載しております。
3 臨時従業員数は、派遣社員を含み、期末人数・平均人数ともに、百人未満を四捨五入して記載しております。
4 臨時従業員数に含まれる派遣社員は、期末人数19,300人、平均人数20,300人であります。(期末人数、平均人数ともに、百人未満を四捨五入して記載しております。)

(2) 当行の従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	35,410 [16,037]
---------	--------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託2,114人、臨時従業員15,570人を含んでおりません。
2 [] 内に当中間会計期間における臨時従業員の平均人数を外書きで記載しております。
3 臨時従業員数は、派遣社員を含んでおります。派遣社員は、期末人数11,317人、平均人数11,746人です。
4 従業員数には、執行役員74人(うち、取締役兼務の執行役員13人)を含んでおりません。
5 当行の従業員組合は、三菱東京UFJ銀行従業員組合と称し、組合員数は25,290人です。労使間において特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当中間連結会計期間の金融・経済環境ですが、海外経済は、グローバル金融危機に対する財政・金融政策の総動員を受けて、欧米経済ではプラス成長に転じるなど持ち直しの動きが強まりましたほか、アジア経済でも景気対策効果が顕現化し、欧米経済に先んじて回復に向かいました。この間、わが国経済は、海外経済の持ち直しや過去最大規模の景気対策、在庫調整の進展等に伴い輸出や生産が回復に向かい、個人消費も景気対策効果により押し上げられたものの、経済活動が極めて低い水準にとどまり、厳しい企業業績が続くなか、設備投資の落ち込みや雇用・所得環境の悪化を余儀なくされました。

金融情勢に目を転じますと、政策金利は、不良債権が急増する米国では実質ゼロ%が維持されたほか、ユーロ圏では1.0%まで引き下げられました。わが国では、日銀による実質ゼロ金利政策やCP・社債買入れ、企業金融支援特別オペ等の金融緩和策継続を受けて、短期市場金利は緩やかに低下しました。一方、長期市場金利は内外の大型景気対策に伴う財政悪化懸念を背景に6月初旬にかけて上昇しましたが、その後は低下基調となりました。円の対ドル相場は、振れを伴いつつも、内外金利差の縮小を映じて円高基調を辿りました。

こうした状況下、当行は、お客さまをはじめとする関係者の皆さまのご期待・ご信頼にお応えしていくために、“Quality for You”というMUF Gグループ共通の皆さまへのメッセージの下、株式会社三菱UF Jフィナンシャル・グループ(以下、「MUF G」といいます。)、三菱UF J信託銀行株式会社、三菱UF J証券株式会社をはじめとするMUF Gグループ各社とも協力して、以下のような実績を積上げることができました。

リテール部門では、市場金利の低下の影響で円預金が不振だったものの、市況回復を捉え、投資信託・金融商品仲介が伸張したほか、法人部門では、企業の資金需要に的確に対応したソリューション業務や、貸出利鞘の改善で成果を上げました。また、国際部門では、欧米非日系のシンジケートローンやアセットファイナンス等が好調を維持したほか、デリバティブズなどクロスセル収益も拡大しました。市場部門でも、金利低下局面を捉えた売買益や、短期金利の低下等による資金収益を積上げることができました。

また、平成20年12月には、新システムへの移行が完了し、すべての店舗やATMで統一した商品やサービスをご利用いただけるようになりました。合理化効果をいち早く実現させるとともに、新商品開発のスピードアップ、経営資源の戦略分野への集中を行うことで、より質の高い商品やサービスをご提供してまいります。

このほか、「お客さま本位」のサービスの実現に向けて、平成19年8月に制定した「お客さまへのお約束10ヵ条」をお客さまに対する行動基準とし、従業員一人ひとりに「お客さま本位」、「お客さま保護」の考え方を徹底しているほか、各営業拠点のロビー等に設置した「お客さまの声ハガキ」等で収集したご意見、ご要望に迅速にお応えすることで、お客さま満足度の向上に努めております。

また、CSR(企業の社会的責任)重視の経営を实践すべく、本業である金融の分野では、お客さまに環境面の対応をサポートする商品・サービスをご提供することで、環境配慮型社会の創出に力を尽くしているほか、各種の社会貢献活動にも積極的に取り組んでまいりました。

一方、内部管理態勢・コンプライアンス態勢面について、当行は、経営統合後、平成18年12月19日、米国監督当局より、米国におけるマネー・ローンダリング防止対応に関して業務改善命令を受領したほか、本邦では、平成19年2月15日、法人向け営業拠点においてコンプライアンス管理上問題のある先との不適切な取引を行っていた事案に関して、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく行政処分(業務の一部停止を伴う業務改善命令)を受け、これに基づき平成19年3月16日、金融庁に業務改善計画を提出いたしました。さらに、平成19年6月11日、海外業務および投資信託販売業務等に関して、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく行政処分(業務改善命令)を受け、これに基づき平成19年7月5日、金融庁に業務改善計画を提出いたしました。

これらの事態に対して、当行は、金融商品取引法の施行等も踏まえ、国内外の拠点において内部管理専担者を増強するなど、利用者保護・消費者重視のための態勢整備を進めてまいりました。この結果、平成20年9月末には、米国において行政処分が解除され、本邦でも平成21年9月から11月に掛けて、①投資信託販売業務に関する事案、②海外業務に関する事案、③コンプライアンス管理上問題のある先との不適切な取引を行っていた事案、に対する行政処分が全て解除されました。今後も、当行は、経営管理態勢、内部管理態勢および法令等遵守態勢の弛まぬ充実・強化を図ってまいります。

このような経営環境の下、当中間連結会計期間の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

資産の部につきましては、前年同期比7兆6,720億円増加して、162兆7,925億円となりました。主な内訳は、貸出金77兆5,818億円、有価証券45兆6,159億円となっております。負債の部につきましては、前年同期比6兆9,278億円増加して、154兆7,812億円となりました。主な内訳は、預金・譲渡性預金116兆8,059億円となっております。

損益につきましては、経常収益は前年同期比4,274億円減少して1兆8,111億円となり、経常費用は前年同期比4,345億円減少して1兆6,689億円となりました。以上の結果、経常利益は前年同期比70億円増加して1,421億円となり、中間純利益は前年同期比524億円減少して1,227億円となりました。

なお、事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

1 銀行業

経常収益は前年同期比3,417億円減少して1兆7,612億円、経常利益は前年同期比42億円増加して1,287億円となりました。

2 その他

経常収益は前年同期比932億円減少して605億円、経常利益は前年同期比1億円増加して108億円となりました。

また、所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

1 日本

経常収益は前年同期比2,839億円減少して1兆3,276億円、経常利益は前年同期比616億円増加して645億円となりました。

2 北米

経常収益は前年同期比664億円減少して2,905億円、経常損益は前年同期比606億円減少して340億円の損失となりました。

3 中南米

経常収益は前年同期比212億円減少して525億円、経常利益は前年同期比16億円増加して285億円となりました。

4 欧州・中近東

経常収益は前年同期比999億円減少して1,157億円、経常利益は前年同期比70億円増加して290億円となりました。

5 アジア・オセアニア

経常収益は前年同期比467億円減少して1,521億円、経常利益は前年同期比53億円減少して500億円となりました。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動においては、前年同期比9兆4,490億円支出が減少して7兆1,969億円の収入となる一方、投資活動においては、前年同期比9兆1,119億円収入が減少して6兆9,297億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは前年同期比1,708億円支出が減少して1,057億円の収入となりました。

現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前年同期比4,013億円増加して3兆7,001億円となりました。

国際統一基準による連結自己資本比率は13.72%となりました。

(1) 国内・海外別収支

国内・海外別収支の内訳は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の資金運用収支・役務取引等収支・特定取引収支・その他業務収支の合計は1兆1,927億円で前年同期比931億円の減益となりました。国内・海外の別では国内が8,926億円で前年同期比1,072億円の減益、海外が3,424億円で前年同期比73億円の減益となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	658,444	244,101	△15,942	886,603
	当中間連結会計期間	586,196	261,086	438	847,721
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	1,005,557	629,127	△98,339	1,536,345
	当中間連結会計期間	785,425	405,678	△54,530	1,136,574
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	347,112	385,025	△82,396	649,741
	当中間連結会計期間	199,229	144,591	△54,968	288,852
役務取引等収支	前中間連結会計期間	289,903	73,885	△44,906	318,882
	当中間連結会計期間	232,001	79,856	△42,075	269,781
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	358,297	79,047	△61,761	375,583
	当中間連結会計期間	301,608	84,528	△56,577	329,559
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	68,394	5,162	△16,855	56,701
	当中間連結会計期間	69,606	4,671	△14,501	59,777
特定取引収支	前中間連結会計期間	45,956	5,111	△319	50,748
	当中間連結会計期間	76,001	12,566	△8,537	80,031
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	46,817	6,205	△986	52,036
	当中間連結会計期間	76,001	13,880	△9,843	80,039
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	860	1,094	△666	1,288
	当中間連結会計期間	—	1,313	△1,306	7
その他業務収支	前中間連結会計期間	5,602	26,673	△2,638	29,637
	当中間連結会計期間	△1,501	△11,094	7,822	△4,773
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	124,286	46,747	△19,179	151,854
	当中間連結会計期間	135,069	90,533	△40,103	185,499
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	118,683	20,074	△16,541	122,216
	当中間連結会計期間	136,570	101,628	△47,926	190,272

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

① 国内

国内における資金運用／調達の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は前年同期比 6 兆 398 億円増加して 110 兆 9,668 億円となりました。利回りは 0.49% 低下して 1.41% となり、受取利息合計は 7,854 億円で前年同期比 2,201 億円の減少となりました。資金調達勘定平均残高は前年同期比 5 兆 5,539 億円増加して 110 兆 5,906 億円となりました。利回りは 0.29% 低下して 0.35% となり、支払利息合計は 1,992 億円で前年同期比 1,478 億円の減少となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	104,927,063	1,005,557	1.91
	当中間連結会計期間	110,966,880	785,425	1.41
うち貸出金	前中間連結会計期間	60,211,520	595,498	1.97
	当中間連結会計期間	61,269,665	495,586	1.61
うち有価証券	前中間連結会計期間	32,820,407	266,827	1.62
	当中間連結会計期間	40,850,329	180,777	0.88
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	299,365	1,702	1.13
	当中間連結会計期間	60,376	71	0.23
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	12,467	53	0.85
	当中間連結会計期間	14,531	11	0.15
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	2,797,638	8,403	0.59
	当中間連結会計期間	3,801,793	3,041	0.15
うち預け金	前中間連結会計期間	3,362,904	24,577	1.45
	当中間連結会計期間	1,193,375	3,418	0.57
資金調達勘定	前中間連結会計期間	105,036,716	347,112	0.65
	当中間連結会計期間	110,590,645	199,229	0.35
うち預金	前中間連結会計期間	91,126,060	171,265	0.37
	当中間連結会計期間	92,015,180	81,719	0.17
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	3,783,612	13,014	0.68
	当中間連結会計期間	4,312,633	8,584	0.39
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,953,366	6,067	0.61
	当中間連結会計期間	1,087,903	749	0.13
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	3,487,696	33,401	1.91
	当中間連結会計期間	5,994,476	8,839	0.29
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	1,162,342	3,351	0.57
	当中間連結会計期間	1,503,513	1,272	0.16
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	25,000	113	0.90
	当中間連結会計期間	25,000	67	0.53
うち借入金	前中間連結会計期間	4,948,974	77,116	3.10
	当中間連結会計期間	4,859,183	56,268	2.30

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、月末毎の残高等に基づく平均残高を利用しております。

2 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

② 海外

海外における資金運用／調達の様子は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は前年同期比 1 兆1, 766億円減少して29兆2, 966億円となりました。利回りは1.35%低下して2.76%となり、受取利息合計は4, 056億円で前年同期比2, 234億円の減少となりました。資金調達勘定平均残高は前年同期比 1 兆1, 121億円減少して26兆1, 111億円となりました。利回りは1.71%低下して1.10%となり、支払利息合計は1, 445億円で前年同期比2, 404億円の減少となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	30, 473, 292	629, 127	4. 11
	当中間連結会計期間	29, 296, 615	405, 678	2. 76
うち貸出金	前中間連結会計期間	22, 633, 671	492, 595	4. 34
	当中間連結会計期間	22, 180, 943	317, 175	2. 85
うち有価証券	前中間連結会計期間	1, 977, 832	34, 743	3. 50
	当中間連結会計期間	2, 228, 158	33, 842	3. 02
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	420, 478	6, 371	3. 02
	当中間連結会計期間	395, 494	1, 784	0. 89
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	296, 048	5, 621	3. 78
	当中間連結会計期間	181, 007	1, 424	1. 56
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	381	4	2. 49
うち預け金	前中間連結会計期間	3, 690, 568	57, 013	3. 08
	当中間連結会計期間	3, 243, 731	13, 408	0. 82
資金調達勘定	前中間連結会計期間	27, 223, 305	385, 025	2. 82
	当中間連結会計期間	26, 111, 146	144, 591	1. 10
うち預金	前中間連結会計期間	14, 762, 327	168, 525	2. 27
	当中間連結会計期間	14, 811, 635	59, 427	0. 80
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	2, 531, 220	44, 656	3. 51
	当中間連結会計期間	3, 287, 487	14, 096	0. 85
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	801, 375	12, 534	3. 11
	当中間連結会計期間	721, 236	2, 471	0. 68
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	509, 991	5, 774	2. 25
	当中間連結会計期間	200, 686	460	0. 45
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	150, 502	2, 056	2. 72
	当中間連結会計期間	77, 943	371	0. 95
うち借入金	前中間連結会計期間	1, 269, 348	19, 636	3. 08
	当中間連結会計期間	1, 840, 631	15, 985	1. 73

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、月末毎の残高等に基づく平均残高を利用しております。

2 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り(%)
		小計	相殺消去額	合計	小計	相殺消去額	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	135,400,356	△5,706,083	129,694,272	1,634,684	△98,339	1,536,345	2.36
	当中間連結会計期間	140,263,495	△6,394,701	133,868,794	1,191,104	△54,530	1,136,574	1.69
うち貸出金	前中間連結会計期間	82,845,192	△3,010,341	79,834,851	1,088,094	△66,646	1,021,448	2.55
	当中間連結会計期間	83,450,609	△3,214,568	80,236,041	812,761	△48,886	763,875	1.89
うち有価証券	前中間連結会計期間	34,798,240	△1,428,943	33,369,297	301,571	△16,641	284,929	1.70
	当中間連結会計期間	43,078,487	△1,762,404	41,316,083	214,620	△2,086	212,533	1.02
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	719,844	△47,278	672,565	8,074	△622	7,451	2.20
	当中間連結会計期間	455,871	△100,808	355,062	1,855	△206	1,649	0.92
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	308,515	—	308,515	5,675	—	5,675	3.66
	当中間連結会計期間	195,539	—	195,539	1,435	—	1,435	1.46
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	2,797,638	—	2,797,638	8,403	—	8,403	0.59
	当中間連結会計期間	3,802,175	—	3,802,175	3,046	—	3,046	0.15
うち預け金	前中間連結会計期間	7,053,472	△1,210,220	5,843,252	81,590	△13,316	68,274	2.33
	当中間連結会計期間	4,437,107	△1,259,053	3,178,053	16,827	△4,684	12,142	0.76
資金調達勘定	前中間連結会計期間	132,260,022	△4,465,235	127,794,786	732,138	△82,396	649,741	1.01
	当中間連結会計期間	136,701,792	△4,713,449	131,988,342	343,821	△54,968	288,852	0.43
うち預金	前中間連結会計期間	105,888,387	△338,746	105,549,641	339,791	△7,453	332,338	0.62
	当中間連結会計期間	106,826,816	△660,169	106,166,646	141,146	△2,641	138,505	0.26
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	6,314,832	△626,054	5,688,778	57,670	△2,272	55,398	1.94
	当中間連結会計期間	7,600,121	△618,694	6,981,426	22,681	△1,471	21,209	0.60
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	2,754,741	△125,898	2,628,842	18,601	△3,078	15,522	1.17
	当中間連結会計期間	1,809,139	△114,536	1,694,602	3,220	△414	2,806	0.33
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	3,997,687	—	3,997,687	39,176	—	39,176	1.95
	当中間連結会計期間	6,195,162	—	6,195,162	9,300	—	9,300	0.29
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	1,162,342	—	1,162,342	3,351	—	3,351	0.57
	当中間連結会計期間	1,503,513	—	1,503,513	1,272	—	1,272	0.16
うちコマース ・ペーパー	前中間連結会計期間	175,502	—	175,502	2,169	—	2,169	2.46
	当中間連結会計期間	102,943	—	102,943	438	—	438	0.85
うち借入金	前中間連結会計期間	6,218,323	△3,320,523	2,897,800	96,752	△67,328	29,424	2.02
	当中間連結会計期間	6,699,815	△3,273,505	3,426,309	72,254	△49,161	23,092	1.34

(注) 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

国内及び海外の役務取引等収支の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の国内の役務取引は、役務取引等収益が3,016億円で前年同期比566億円減収、役務取引等費用が696億円で前年同期比12億円増加した結果、役務取引等収支では前年同期比579億円減少して2,320億円となりました。海外の役務取引は、役務取引等収益が845億円で前年同期比54億円増収、役務取引等費用が46億円で前年同期比4億円減少した結果、役務取引等収支では前年同期比59億円増加して798億円となりました。

この結果、役務取引等収支合計では、前年同期比491億円減少して2,697億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	358,297	79,047	△61,761	375,583
	当中間連結会計期間	301,608	84,528	△56,577	329,559
うち為替業務	前中間連結会計期間	80,793	9,714	△195	90,312
	当中間連結会計期間	78,708	5,533	△269	83,972
うちその他 商業銀行業務	前中間連結会計期間	103,388	60,534	△3,202	160,720
	当中間連結会計期間	105,252	70,757	△2,018	173,992
うち保証業務	前中間連結会計期間	48,774	4,776	△13,336	40,214
	当中間連結会計期間	41,588	5,271	△11,723	35,135
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	26,083	1,088	△188	26,983
	当中間連結会計期間	20,970	461	△19	21,412
役務取引等費用	前中間連結会計期間	68,394	5,162	△16,855	56,701
	当中間連結会計期間	69,606	4,671	△14,501	59,777
うち為替業務	前中間連結会計期間	18,360	156	△50	18,467
	当中間連結会計期間	16,703	156	△55	16,805

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「その他商業銀行業務」には、預金・貸出業務、代理業務、保護預り・貸金庫業務、信託関連業務等を含んでおります。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

国内及び海外の特定取引収支の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の国内の特定取引収益は760億円で前年同期比291億円増収、特定取引費用が前年同期比8億円減少した結果、特定取引収支では前年同期比300億円増加して760億円となりました。

海外の特定取引収益は138億円で前年同期比76億円増収、特定取引費用は13億円で前年同期比2億円増加した結果、特定取引収支では前年同期比74億円増加して125億円となりました。

この結果、特定取引収支合計では前年同期比292億円増加して800億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	46,817	6,205	△986	52,036
	当中間連結会計期間	76,001	13,880	△9,843	80,039
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	5,560	776	△0	6,335
	当中間連結会計期間	11,411	1,288	—	12,700
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	681	△674	△7	—
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	29,558	5,429	△985	34,002
	当中間連結会計期間	57,506	13,265	△9,835	60,936
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	11,698	—	△0	11,698
	当中間連結会計期間	6,401	0	—	6,402
特定取引費用	前中間連結会計期間	860	1,094	△666	1,288
	当中間連結会計期間	—	1,313	△1,306	7
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	0	—	△0	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	859	428	—	1,288
	当中間連結会計期間	—	15	△7	7
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	—	666	△666	—
	当中間連結会計期間	—	1,298	△1,298	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	—	0	△0	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

国内及び海外の特定取引の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間末の国内の特定取引資産は前年同期比6,104億円増加して8兆5,299億円、特定取引負債は前年同期比8,190億円増加して4兆5,721億円となりました。海外の特定取引資産は前年同期比2,187億円増加して8,449億円、特定取引負債は前年同期比2,412億円増加して7,453億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	7,919,505	626,283	△24,328	8,521,460
	当中間連結会計期間	8,529,981	844,990	△24,594	9,350,376
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	362,710	17,733	—	380,444
	当中間連結会計期間	104,841	14,156	—	118,998
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	610	—	—	610
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間	—	80,540	—	80,540
	当中間連結会計期間	—	7,855	—	7,855
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	1,915	—	—	1,915
	当中間連結会計期間	233	60	—	293
うち特定金融 派生商品	前中間連結会計期間	3,844,677	517,544	△10,332	4,351,889
	当中間連結会計期間	4,668,452	818,324	△14,595	5,472,181
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	3,710,201	10,465	△13,995	3,706,670
	当中間連結会計期間	3,755,843	4,592	△9,998	3,750,436
特定取引負債	前中間連結会計期間	3,753,046	504,080	△7,119	4,250,007
	当中間連結会計期間	4,572,136	745,347	△19,425	5,298,057
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	—	1,679	—	1,679
	当中間連結会計期間	—	4,320	—	4,320
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	189	—	—	189
	当中間連結会計期間	145	—	—	145
うち特定取引 売付債券	前中間連結会計期間	—	4,287	—	4,287
	当中間連結会計期間	—	7,565	—	7,565
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	337	—	—	337
	当中間連結会計期間	87	141	—	228
うち特定金融 派生商品	前中間連結会計期間	3,752,520	497,961	△7,119	4,243,361
	当中間連結会計期間	4,571,902	704,588	△19,425	5,257,065
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間	—	151	—	151
	当中間連結会計期間	—	28,730	—	28,730

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	92,036,272	15,742,737	△684,325	107,094,684
	当中間連結会計期間	92,812,992	17,076,881	△618,688	109,271,184
うち流動性預金	前中間連結会計期間	54,104,419	6,034,202	△160,181	59,978,440
	当中間連結会計期間	55,396,724	7,443,034	△165,596	62,674,162
うち定期性預金	前中間連結会計期間	32,331,090	9,474,630	△488,800	41,316,920
	当中間連結会計期間	32,157,400	9,487,703	△428,465	41,216,638
うちその他	前中間連結会計期間	5,600,761	233,904	△35,342	5,799,323
	当中間連結会計期間	5,258,867	146,142	△24,626	5,380,384
譲渡性預金	前中間連結会計期間	3,462,007	2,744,370	△633,460	5,572,916
	当中間連結会計期間	4,091,609	4,063,241	△620,050	7,534,801
総合計	前中間連結会計期間	95,498,279	18,487,107	△1,317,786	112,667,601
	当中間連結会計期間	96,904,601	21,140,122	△1,238,738	116,805,985

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

3 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

4 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	59,259,612	100.00
製造業	6,920,457	11.68
建設業	1,266,195	2.14
卸売・小売業	6,481,821	10.94
金融・保険業	5,098,654	8.60
不動産業	8,569,408	14.46
各種サービス業	4,615,083	7.79
その他	26,307,992	44.39
海外及び特別国際金融取引勘定分	21,408,788	100.00
政府等	294,550	1.38
金融機関	2,867,851	13.40
その他	18,246,386	85.22
合計	80,668,401	—

業種別	平成21年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	59,352,535	100.00
製造業	8,273,948	13.94
建設業	1,166,573	1.97
卸売業、小売業	6,171,961	10.40
金融業、保険業	6,234,442	10.50
不動産業、物品賃貸業	9,359,246	15.77
各種サービス業	3,111,869	5.24
その他	25,034,493	42.18
海外及び特別国際金融取引勘定分	18,229,315	100.00
政府等	302,970	1.66
金融機関	2,516,148	13.80
その他	15,410,196	84.54
合計	77,581,851	—

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、当中間連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

② 特定海外債権等残高

期別	国別	特定海外債権等残高(百万円)
平成20年9月30日	アルゼンチン	51
	合計	51
	(資産の総額に対する割合)	(0.00%)
平成21年9月30日	パキスタン	4,545
	ウクライナ	4,336
	アルゼンチン	31
	合計	8,913
	(資産の総額に対する割合)	(0.00%)

(注) 特定海外債権等は、当行の特定海外債権引当勘定の引当対象とされる債権、並びに当該引当勘定の引当対象国に対する海外子会社の債権のうち、当該引当勘定の引当対象に準ずる債権であります。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	14,073,384	—	—	14,073,384
	当中間連結会計期間	27,993,665	—	—	27,993,665
地方債	前中間連結会計期間	278,180	—	—	278,180
	当中間連結会計期間	288,782	—	—	288,782
社債	前中間連結会計期間	4,845,273	—	—	4,845,273
	当中間連結会計期間	4,242,091	—	—	4,242,091
株式	前中間連結会計期間	5,022,602	—	△566,139	4,456,462
	当中間連結会計期間	4,383,626	—	△579,628	3,803,998
その他の証券	前中間連結会計期間	6,103,480	2,268,140	△750,976	7,620,644
	当中間連結会計期間	8,312,697	2,247,191	△1,272,442	9,287,446
合計	前中間連結会計期間	30,322,921	2,268,140	△1,317,116	31,273,945
	当中間連結会計期間	45,220,863	2,247,191	△1,852,070	45,615,983

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益状況(単体)

(1) 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	923,036	917,994	△5,042
経費(除く臨時処理分)	563,499	509,915	△53,583
人件費	193,473	188,844	△4,628
物件費	334,415	294,832	△39,582
税金	35,610	26,238	△9,372
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	359,537	408,078	48,541
一般貸倒引当金繰入額	18,085	24,929	6,844
業務純益	377,622	433,008	55,385
うち債券関係損益	8,304	33,084	24,780
臨時損益	△339,730	△307,975	31,754
株式関係損益	△62,349	△16,480	45,868
与信関係費用	256,747	238,607	△18,140
貸出金償却	147,082	133,292	△13,789
個別貸倒引当金繰入額	103,026	99,950	△3,075
その他の与信関係費用	6,638	5,363	△1,274
その他臨時損益	△20,633	△52,887	△32,254
経常利益	37,892	125,032	87,140
特別損益	10,807	12,291	1,484
うち償却債権取立益	10,919	17,731	6,812
うち減損損失	△986	△3,586	△2,599
税引前中間純利益	48,699	137,324	88,624
法人税、住民税及び事業税	8,213	20,252	12,038
法人税等還付税額	—	△6,328	△6,328
法人税等調整額	15,470	△7,364	△22,834
法人税等合計	23,683	6,559	△17,124
中間純利益	25,016	130,765	105,748

(注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+特定取引収支+その他業務収支

2 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

3 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益=国債等債券売却益-国債等債券売却損-国債等債券償却

6 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間(%) (A)	当中間会計期間(%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.48	1.18	△0.29
(イ) 貸出金利回	1.81	1.59	△0.21
(ロ) 有価証券利回	1.13	0.67	△0.46
(2) 資金調達原価 ②	1.26	0.99	△0.27
(イ) 預金等利回	0.29	0.16	△0.12
(ロ) 外部負債利回	1.03	0.62	△0.40
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.21	0.19	△0.02

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間(%) (A)	当中間会計期間(%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	13.15	15.29	2.14
業務純益ベース	13.81	16.25	2.44
中間純利益ベース	0.91	4.58	3.66

(注)

(利益 - 優先株式配当金総額) × 2

$$ROE = \frac{(利益 - 優先株式配当金総額) \times 2}{\{(期首純資産の部合計 - 期首発行済優先株式数 \times 発行価額) + (期末純資産の部合計 - 期末発行済優先株式数 \times 発行価額)\} \div 2} \times 100$$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高(単体)

	前中間会計期間(百万円) (A)	当中間会計期間(百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	99,767,246	100,488,998	721,751
預金(平残)	99,536,114	99,545,423	9,308
貸出金(末残)	72,228,207	69,443,777	△2,784,429
貸出金(平残)	70,632,331	71,822,951	1,190,619

(2) 個人・法人別預金残高(国内)(単体)

	前中間会計期間(百万円) (A)	当中間会計期間(百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	53,796,510	53,867,199	70,689
法人その他	35,960,519	36,692,444	731,924
合計	89,757,029	90,559,643	802,613

(注) 譲渡性預金、海外店及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高(単体)

	前中間会計期間(百万円) (A)	当中間会計期間(百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	17,034,432	17,018,198	△16,234
うち住宅ローン残高	16,133,099	16,207,432	74,332
うちその他ローン残高	901,332	810,766	△90,566

(4) 中小企業等貸出金(単体)

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	38,029,975	36,805,079	△1,224,896
総貸出金残高	② 百万円	57,787,477	57,659,734	△127,743
中小企業等貸出金比率	①/② %	65.81	63.83	△1.97
中小企業等貸出先件数	③ 件	2,281,292	2,230,164	△51,128
総貸出先件数	④ 件	2,286,915	2,235,486	△51,429
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.75	99.76	0.00

(注) 1 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳(単体)

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(口)	金額(百万円)	口数(口)	金額(百万円)
手形引受	1,407	74,221	1,046	31,646
信用状	30,951	2,197,029	27,668	1,436,382
保証	39,479	5,160,567	37,073	4,653,671
合計	71,837	7,431,818	65,787	6,121,701

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては平成21年3月31日から先進的内部格付手法を採用しております。なお、平成20年9月30日は基礎的内部格付手法を採用しております。オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	996,973	1,196,295
	うち非累積的永久優先株	125,000	125,000
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	2,773,290	3,362,612
	利益剰余金	2,026,410	1,692,777
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	83,250
	その他有価証券の評価差損(△)	239,697	—
	為替換算調整勘定	△81,330	△150,853
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,559,341	1,615,908
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	1,270,351	1,501,257
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	89,639	295,272
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	30,778	28,274
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	28,212	22,371
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	42,177	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	6,844,179	7,287,570
	繰延税金資産の控除金額(△)(注1)	—	—
計 (A)	6,844,179	7,287,570	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	985,351	988,857	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	—	107,215
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	188,347	183,257
	一般貸倒引当金	95,751	138,510
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	17,851
	負債性資本調達手段等	3,161,191	3,340,507
	うち永久劣後債務(注3)	425,466	318,923
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	2,735,724	3,021,583
	計	3,445,289	3,787,342
うち自己資本への算入額 (B)	3,445,289	3,787,342	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注5) (D)	382,491	212,806
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	9,906,977	10,862,106

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	72,159,889	61,974,958
	オフ・バランス取引等項目	15,934,992	12,633,379
	信用リスク・アセットの額 (F)	88,094,882	74,608,338
	マーケット・リスク相当額に係る額(H) / 8% (G)	677,616	345,604
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	54,209	27,648
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額(J) / 8% (I)	4,365,547	4,183,439
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	349,243	334,675
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)	—	—
計(F) + (G) + (I) + (K) (L)		93,138,045	79,137,383
連結自己資本比率(国際統一基準) = (E) / (L) × 100 (%)		10.63	13.72
(参考)Tier 1 比率 = (A) / (L) × 100 (%)		7.34	9.20

(注) 1 平成20年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は969,408百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,368,835百万円であります。

また、平成21年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は741,148百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,457,514百万円であります。

- 2 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	996,973	1,196,295
	うち非累積的永久優先株	125,000	125,000
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	2,773,290	1,196,295
	その他資本剰余金	—	2,166,317
	利益準備金	190,044	190,044
	その他利益剰余金	1,381,804	1,055,908
	その他	1,276,814	1,506,580
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	83,250
	その他有価証券の評価差損(△)	196,064	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	28,212	22,371
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	81,176	21,354
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	6,313,473	7,184,465
	繰延税金資産の控除金額(△)(注1)	—	—
計 (A)	6,313,473	7,184,465	
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	985,351	988,857
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	1,501,257
	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿 価額の合計額を控除した額の45%	—	116,720
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	188,347	183,257
	一般貸倒引当金	—	—
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	3,007,921	3,200,037
	うち永久劣後債務(注3)	425,466	318,923
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	2,582,455	2,881,113	
計	3,196,269	3,500,014	
うち自己資本への算入額 (B)	3,196,269	3,500,014	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注5) (D)	406,190	252,104
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	9,103,552	10,432,375
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	65,018,663	57,517,105
	オフ・バランス取引等項目	15,243,309	10,321,703
	信用リスク・アセットの額 (F)	80,261,972	67,838,809
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	675,825	343,343
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	54,066	27,467
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	4,169,647	3,897,095
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	333,571	311,767
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た 額 (K)	—	—
計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	85,107,445	72,079,248	
単体自己資本比率(国際統一基準) = (E) / (L) × 100 (%)		10.69	14.47
(参考)Tier 1比率 = (A) / (L) × 100 (%)		7.41	9.96

- (注) 1 平成20年9月30日の繰延税金資産に相当する額は993,654百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,262,694百万円であります。
- また、平成21年9月30日の繰延税金資産に相当する額は681,237百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,436,893百万円であります。
- 2 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※) 連結自己資本比率（国際統一基準）および単体自己資本比率（国際統一基準）における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社11社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

[1]	
①発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited
②発行証券の種類	シリーズC（注） 非累積型・変動配当・優先出資証券 （以下、「本優先出資証券」という） 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する（配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載）。
③償還期限	永久 ただし、平成22年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。
④配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。
⑤発行総額	50億円（1口当たり発行価額10,000,000円）
⑥払込日	平成14年9月26日
⑦配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1) 当行がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了後の7月および1月の配当支払日（以下、「強制配当支払日」という）に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当行はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。 配当可能金額の制限 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(1)から(3)を控除した金額を限度とする。 (1) 直近に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当（ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く）。 (2) 当行の子会社が発行した証券で当行の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (3) 同順位株式の配当で、当行の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。
⑧配当停止条件	上記「⑦配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。 (1) 当行が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当行の負債（基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く）が資産を超える、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づき措置を行ったことをいう。 (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率（国際統一基準）又は自己資本の内基本的項目の比率（国際統一基準）が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 (3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づき清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当行の破産宣告を行った場合、又は、会社更生法に基づき当行の清算を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。
⑨残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) UFJ Preferred Capital 1 Limited の発行する優先出資証券のうちシリーズCにつきましては、平成22年1月25日付で全額償還する予定となっております。

[2]	
①発行体	BTMU Preferred Capital Limited
②発行証券の種類	シリーズ1 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③償還期限	永久 ただし、平成23年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤発行総額	1,650億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥払込日	平成17年8月24日
⑦配当支払の内容	<p>配当支払日</p> <p>毎年1月25日と7月25日(初回の配当支払日は平成18年7月25日) 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。</p> <p>配当支払方針</p> <p>(1) 一定の場合を除き、当行がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に本優先出資証券に対する配当を行う。</p> <p>(2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当行はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。ただし、配当支払日の直前に終了した事業年度において、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその後の1月の配当支払日における本優先出資証券の配当も、全額又は一部(当行の優先株式の減配割合と同じ割合)支払われない。</p> <p>配当可能金額の制限</p> <p>(1) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)から(c)を控除した金額を限度とする。</p> <p>(a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。</p> <p>(b) 当行の子会社が発行した証券で当行の優先出資証券と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。</p> <p>(c) 配当支払および残余財産分配の順位が本優先出資証券と同順位の発行体の株式の配当で、当行の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。</p> <p>(2) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の配当制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)および(c)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。</p>

⑧配当停止条件	<p>上記「⑦配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。</p> <p>(1) 当行が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当行の負債（基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く）が資産を超える状態、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。</p> <p>(2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率（国際統一基準）又は自己資本の内基本的項目の比率（国際統一基準）が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。</p> <p>(3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、又は、会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。</p>
⑨残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

[3]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 1 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	2,300百万米ドル(1口当たり発行価額1,000米ドル)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000米ドル

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[4]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 2 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	750百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く。)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[5]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 3 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成23年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	1,200 億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[6]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 4 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	500百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
⑥ 払込日	平成19年1月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度の末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[7]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 5 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	550百万英ポンド(1口当たり発行価額1,000英ポンド)
⑥ 払込日	平成19年1月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000英ポンド

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[8]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 6 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成30年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成30年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	1,500億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成19年12月13日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成30年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[9]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 7 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成31年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	1,220億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成20年9月2日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成31年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i) 破産法における支払不能が発生した場合、(ii) 当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii) 日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[10]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 8 Limited
② 発行証券の種類	シリーズA 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成31年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	900億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年3月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i) 破産法における支払不能が発生した場合、(ii) 当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii) 日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[10]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 8 Limited
② 発行証券の種類	シリーズB 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成26年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初5年間は固定配当(ただし、平成26年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	74億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年3月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成27年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y) (当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当行について、(i) 破産法における支払不能が発生した場合、(ii) 当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii) 日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[11]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 9 Limited
② 発行証券の種類	シリーズA 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成32年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成32年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i) 破産法における支払不能が発生した場合、(ii) 当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii) 日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[11]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 9 Limited
② 発行証券の種類	シリーズB 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成32年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成32年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	1,100億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[11]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 9 Limited
② 発行証券の種類	シリーズC 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成27年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初5年間は固定配当(ただし、平成27年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成27年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成20年9月30日	平成21年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,361	2,081
危険債権	6,867	6,723
要管理債権	3,190	2,756
正常債権	834,129	782,369

(注) 分離子会社であるエム・ユー・ストラテジックパートナー株式会社の計数を含んでおりません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業の性格上、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当行の目指す銀行像は、「品格のある強い銀行」、「グローバルベースでも名誉ある地位を占める銀行」です。厳しい環境下でも、円滑な資金供給等、お客さまの実業・実体経済への貢献という社会的使命を果たし、グローバルにお客さまの発展を支えることで、日本経済、ひいては世界経済の成長に貢献していきたいと考えております。

この目指す銀行像の実現に向けて、21年度より、中期経営計画(平成21~23年度)をスタートしております。当行は、以下の点を重点課題とし、金融機関としての信頼性向上に一段と努め、グループ総合力を活かした商品・サービスをグローバルにご提供して、お客さま・社会のご期待にお応えしてまいります。

(経営基盤の強化)

新システムへの移行完了に伴う商品・サービスの拡充、コスト面でのシナジー効果等の統合効果を確実に実現することに加え、徹底的な経営効率化を進めます。具体的には、本部組織の簡素化・業務の効率化を図った上で本部人員を削減し、営業現場や戦略分野に投入するほか、経費構造の一層の効率化に取り組んでまいります。また、保有株式の削減に努めると共に、リスクリターン重視の運営により、強固な財務基盤の実現を目指します。同時に、コンプライアンス面を含めた内部管理態勢を一層強化してまいります。

(成長戦略)

当行は、MUF Gグループの中核をなす銀行として、多様化・高度化するお客さまのニーズに対し、邦銀随一の国内・海外拠点ネットワークを活かし、質の高い商品・サービスやアドバイスを、グローバルにご提供してまいります。具体的には、個人のお客さまには、MUF Gの総合金融力を活かした総資産営業の本格化や、インターネットバンキング等の利用促進を通じたマス・リテール戦略の推進、また、法人のお客さまには、問題解決に向けたコンサルティング&バンキングやモルガン・スタンレーとの協働によるCIB(Corporate & Investment Banking)戦略、さらにはアジアビジネスの推進等を、強力に進めてまいります。

(CSR経営の推進)

当行はMUF Gグループの一員として、MUF Gならではのサービスの提供によりCS(お客さま満足度)の向上を図るとともに、CSR(企業の社会的責任)を重視した経営を実践してまいります。このため、従業員一人ひとりが、「お客さま起点」、「現場起点」で主体的に考え行動してまいります。昨年6月には「MUF G環境に関する行動方針」を制定し、地球環境問題への危機意識をMUF Gグループが共有し、環境への取り組みを具体化していくこととしました。とくに本業である金融分野では、お客さまの環境への対応をサポートする商品・サービスをご提供することにより、環境配慮型社会の創出に力を尽くします。

4 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、新たな事項または重要な変更として当行が認識しているものは以下の通りです。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、半期報告書提出日現在において判断したものです。

なお、以下の各見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

9. UNBCに関するリスク

UNBCは、平成21年9月までの9ヵ月間に純損失を計上しており、UNBCの事業または経営の悪化により、当行の財政状態および経営成績はさらに影響を受ける可能性があります。

11. 日本および世界における経営環境等に関するリスク

日本では、平成21年8月30日の総選挙において民主党が衆議院の議席の過半数を獲得し、同党を中心とする内閣が発足しました。新内閣は、既存の財政・経済政策や規制の変更、新たな政策や規制の導入等を進めていますが、新内閣が今後実行する可能性のある政策や規制の多くは、その詳細が明らかではなく、かかる政策や規制が日本経済や規制・競争環境、雇用環境等にどのような影響を与えるかを予測することは困難です。また、かかる政策や規制の実行や既存の政策や規制の変更により、当行はその事業戦略、業務や財務活動の修正を余儀なくされ、またはこれらが制約され、結果として、当行の財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

15. 金融持株会社としての米国当局の規制・監督上のリスク

米国では、金融機関の監督強化、金融市場の規制強化および投資者保護の強化等を目的とした金融規制改革が検討されています。かかる改革が実施された場合、当行を含めたMUF Gグループのコンプライアンス態勢に重大な影響を与え、かかる改革後の規制を継続的に遵守するために多大な経営資源を投入することが必要となる可能性があります。

16. 不公正・不適切な取引その他の行為が存在したとの指摘や、これらに伴う処分等を受けるリスク

平成21年7月に、当行の子会社であるカブドットコム証券株式会社が、元社員によるインサイダー取引事案に関して、金融庁より金融商品取引法第51条に基づく行政処分（業務改善命令）を受けており、これに対し適切な改善措置が適時に実施されない場合、または追加調査によってもしくは改善措置の実施過程において当該事案について法令違反が発見された場合等には、追加の規制が課されるおそれがあります。

なお、当行が金融庁から平成19年6月に受領した投資信託販売業務等に関する業務改善命令および海外業務に関する業務改善命令は、それぞれ平成21年9月と平成21年10月に、平成19年2月に受領したコンプライアンス管理上問題のある取引を行っていたという事案に関する業務改善命令は平成21年11月に、解除されております。

18. 自己資本比率に関するリスク

バーゼル銀行監督委員会は、昨今の世界的な金融危機を背景に、バーゼルⅡに基づく現在の自己資本比率規制の強化策を検討しています。新たな規制が採用された場合には、バーゼルⅡに基づく日本の自己資本比率規制はより厳しいものに改正される可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

<株式会社泉州銀行と株式会社池田銀行との経営統合>

平成21年5月25日、当行および当行の連結子会社である株式会社泉州銀行(以下、「泉州銀行」といいます。)は、株式会社池田銀行(以下、「池田銀行」といいます。)との間で、同日開催した各行の取締役会の決議に基づき、泉州銀行と池田銀行が共同株式移転の方式により株式移転を行い経営統合することに係る「経営統合契約書」を締結いたしました。

本経営統合に関しては、平成21年6月26日に開催された泉州銀行および池田銀行両行の株主総会において承認可決され、平成21年9月11日に関係当局の認可を取得し、平成21年10月1日に株式移転の方式により共同持株会社である株式会社池田泉州ホールディングス(以下、「池田泉州ホールディングス」といいます。)が設立されました。

なお、池田泉州ホールディングス設立時における当行の同社に対する議決権所有割合は42%でしたが、当行は泉州銀行、池田銀行および池田泉州ホールディングスで構成される新金融グループにおける経営の独立性を尊重するため、当行が保有する池田泉州ホールディングスの普通株式の一部について処分を進めており、遅くとも平成26年9月末までに統合新会社が当行の関係会社ではなくなることを予定しております。

経営統合契約の概要は以下のとおりであります。

(1) 経営統合の目的

泉州銀行および池田銀行は、関西地域における代表的な独立系の金融グループとして最良の地域金融機関となることを目的に、経営統合を行います。泉州銀行、池田銀行および共同持株会社で構成される新金融グループは、地域金融機関としての公共性に鑑み、経営基盤の拡大、発展を通じて地域金融の安定化と地域経済の健全な発展を図るとともに、経営の独立性を確保し、地域顧客の利便性、サービスおよび内部管理体制の質的向上を目指します。

(2) 株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容

① 株式移転の方法

泉州銀行および池田銀行の株主が保有する両行の株式を、平成21年10月1日をもって共同持株会社に移転するとともに、泉州銀行および池田銀行の株主に対し、共同持株会社の発行する新株式を割り当てます。

② 株式移転に係る割当ての内容

株式移転に際して、共同持株会社の成立の日の前日の最終の泉州銀行および池田銀行の株主名簿に記載又は記録された株主は、その所有する株式につき、次の割合にて共同持株会社が交付する株式の割当てを受けるものとし、泉州銀行および池田銀行が発行する株式については、その発行する種類の株式の内容に応じ、次のとおり株式の種類ごとに異なる取扱いを行うことといたします。

- ・池田銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式18.5株
- ・泉州銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株
- ・池田銀行の第一種優先株式1株に対して、共同持株会社の第一種優先株式18.5株
- ・池田銀行の第二種優先株式1株に対して、共同持株会社の第二種優先株式18.5株

③ 株式移転に係る割当ての算定根拠

1) 普通株式

ア 算定の基礎

泉州銀行および池田銀行は、本件株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、泉州銀行はモルガン・スタンレー証券株式会社(以下、「モルガン・スタンレー証券」といいます。)およびアメリカン・アプリーザル・ジャパン株式会社(以下、「アメリカン・アプリーザル」といいます。)に対し、また池田銀行は野村証券株式会社(以下「野村証券」といいます。)に対し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼いたしました。

モルガン・スタンレー証券は、両行の市場株価や将来収益力等を多角的に分析するため、両行について市場株価法、類似企業比較法、配当割引分析法(DDM法)等に基づく分析結果を総合的に勘案して、アメリカン・アプリーザルは、両行の市場株価や将来収益力等を多角的に分析するため、両行について市場株価法、類似企業比較法、ディスカウント・キャッシュ・フロー法(DCF法)等に基づく分析結果を総合的に勘案して、各々当該株式移転比率の算定を行いました。

また、野村証券は、両行普通株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価平均法による算定を行うとともに、両行と類似した事業を営む他の上場企業との財務的観点での比較を行うために類似会社比較法と、両行の将来の事業活動の状況を反映するために配当割引モデル分析法による算定も行いました。

イ 算定の経緯

泉州銀行はモルガン・スタンレー証券およびアメリカン・アプリーザルによる株式移転比率の算定結果を参考に、池田銀行は野村証券による株式移転比率の算定結果を参考に、それぞれ両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成21年5月25日付にて、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式移転比率を合意・決定いたしました。

なお、泉州銀行はアメリカン・アプリーザルより、平成21年5月25日付にて、一定の条件のもとに、合意された株式移転比率が泉州銀行の普通株主の立場に即し、財務的見地から経済合理性がある旨の意見書を取得し、池田銀行は、野村証券より、平成21年5月25日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに合意された株式移転比率が池田銀行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を取得いたしました。

2) 優先株式

泉州銀行および池田銀行は、池田銀行が発行している第一種優先株式および第二種優先株式(以下、「対象優先株式」といいます。)については、普通株式のように市場価格が存在しないため、普通株式の株式移転比率を考慮した上で、共同持株会社にて新たに交付する優先株式を対象優先株式のそれぞれの発行要項と割当比率を通じて同一の条件を発行要項に定めることとし、池田銀行の発行する第一種優先株式1株につき共同持株会社の第一種優先株式18.5株を割当交付し、また、池田銀行の発行する第二種優先株式1株につき共同持株会社の第二種優先株式18.5株を割当交付いたします。

(3) 株式移転設立完全親会社となる会社の内容等

商号	株式会社池田泉州ホールディングス
本店の所在地	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号(大阪梅田池銀ビル)
代表者の氏名	代表取締役会長 吉田憲正 代表取締役社長兼CEO 服部盛隆
資本金	500億円
事業の内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理 およびこれに付帯する業務

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

当中間連結会計期間の連結業務粗利益は、三菱UFJニコス株式会社(以下、「三菱UFJニコス」といいます。)が連結対象から外れた影響等により、前中間連結会計期間比965億円減少して1兆1,992億円となりました。

連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前)は、コストコントロールの徹底等により営業経費が前中間連結会計期間比1,058億円減少したことにより、前中間連結会計期間比92億円増加して5,329億円となりました。

また、連結中間純利益は、与信関係費用および株式等償却が減少しましたが、前中間連結会計期間に三菱UFJニコスの連結除外に伴って取得したMUFJ株式の売却益を特別利益に計上していた反動で、前中間連結会計期間比524億円減少して1,227億円となりました。

当中間連結会計期間における主な項目は、以下のとおりであります。

		前中間連結 会計期間 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前中間連結 会計期間比 (億円) (B-A)
資金運用収益	①	15,363	11,365	△3,997
資金調達費用(金銭の信託運用見合費用控除後)	②	6,497	2,888	△3,608
信託報酬	③	99	65	△34
うち信託勘定償却	④	—	—	—
役務取引等収益	⑤	3,755	3,295	△460
役務取引等費用	⑥	567	597	30
特定取引収益	⑦	520	800	280
特定取引費用	⑧	12	0	△12
その他業務収益	⑨	1,518	1,854	336
その他業務費用	⑩	1,222	1,902	680
連結業務粗利益 (=①-②+③+⑤-⑥+⑦-⑧+⑨-⑩)	⑪	12,958	11,992	△965
営業経費(臨時費用控除後)	⑫	7,721	6,663	△1,058
連結業務純益 (一般貸倒引当金繰入前=⑪+④-⑫)		5,236	5,329	92
その他経常費用(一般貸倒引当金繰入額)	⑬	5	411	405
連結業務純益(=⑪-⑫-⑬)		5,231	4,918	△313
その他経常収益	⑭	1,128	729	△399
うち株式等売却益		654	386	△267
資金調達費用(金銭の信託運用見合費用)	⑮	3	0	△2
営業経費(臨時費用)	⑯	24	353	329
その他経常費用(一般貸倒引当金繰入額控除後)	⑰	4,980	3,871	△1,109
うち与信関係費用		3,156	2,752	△404
うち株式等売却損		15	337	322
うち株式等償却		1,210	262	△948
臨時損益(=⑭-⑮-⑯-⑰)		△3,879	△3,496	383
経常利益		1,351	1,421	70
特別損益		1,384	240	△1,144
うち貸倒引当金戻入益		—	—	—
うち償却債権取立益		121	185	63
うち減損損失		△15	△36	△20
税金等調整前中間純利益		2,735	1,661	△1,073
法人税等合計		515	128	△387
少数株主利益		468	306	△161
中間純利益		1,751	1,227	△524

1. 経営成績の分析

(1) 主な収支

連結業務粗利益は、前中間連結会計期間比965億円減少して1兆1,992億円となりました。

資金運用収支は国内外の金利低下を受けて資金運用収益、資金調達費用ともに減少しましたが、三菱UFJニコスが連結対象から外れた影響により、前中間連結会計期間比388億円減少して8,477億円となりました。

役務取引等収支は、海外の手数料収入が増加しましたが、三菱UFJニコスが連結対象から外れた影響により、前中間連結会計期間比491億円減少して2,697億円となりました。

特定取引収支・その他業務収支は、特定取引収支が前中間連結会計期間比292億円増加して800億円となる一方、その他業務収支は344億円減少して47億円の損失となりました。

営業経費(臨時費用控除後)は、統合効果の実現、コストコントロール徹底による物件費等の減少や三菱UFJニコスが連結対象から外れた影響により1,058億円減少して6,663億円となりました。

連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前)は、前中間連結会計期間比92億円増加して5,329億円となりました。

	前中間連結 会計期間 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前中間連結 会計期間比 (億円) (B-A)
資金運用収支	8,866	8,477	△388
資金運用収益	① 15,363	11,365	△3,997
資金調達費用 (金銭の信託運用見合費用控除後)	② 6,497	2,888	△3,608
信託報酬	③ 99	65	△34
うち信託勘定償却	④ —	—	—
役務取引等収支	3,188	2,697	△491
役務取引等収益	⑤ 3,755	3,295	△460
役務取引等費用	⑥ 567	597	30
特定取引収支	507	800	292
特定取引収益	⑦ 520	800	280
特定取引費用	⑧ 12	0	△12
その他業務収支	296	△47	△344
その他業務収益	⑨ 1,518	1,854	336
その他業務費用	⑩ 1,222	1,902	680
連結業務粗利益 (=①-②+③+⑤-⑥+⑦-⑧+⑨-⑩)	⑪ 12,958	11,992	△965
営業経費(臨時費用控除後)	⑫ 7,721	6,663	△1,058
連結業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前) (=⑪+④-⑫)	5,236	5,329	92

(2) 与信関係費用

与信関係費用総額は、前中間連結会計期間比1億円増加して3,163億円となりました。

貸出金償却は前中間連結会計期間比185億円減少して1,387億円、個別貸倒引当金繰入額は前中間連結会計期間比319億円減少して1,229億円、その他の与信関係費用は前中間連結会計期間比99億円増加して135億円となりました。

	前中間連結 会計期間 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前中間連結 会計期間比 (億円) (B-A)
信託報酬のうち信託勘定償却 ①	—	—	—
その他経常費用のうち一般貸倒引当金繰入 ②	5	411	405
その他経常費用のうち与信関係費用 ③	3,156	2,752	△404
貸出金償却	1,572	1,387	△185
個別貸倒引当金繰入額	1,548	1,229	△319
その他の与信関係費用	35	135	99
特別利益のうち貸倒引当金戻入益 ④	—	—	—
特別利益のうち偶発損失引当金戻入益 ⑤	—	—	—
与信関係費用総額(=①+②+③-④-⑤)	3,162	3,163	1
連結業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前)	5,236	5,329	92
連結業務純益(与信関係費用総額控除後)	2,074	2,165	91

(3) 株式等関係損益

株式等関係損益は、前中間連結会計期間比358億円増加して212億円の損失となりました。

株式等売却益は前中間連結会計期間比267億円減少して386億円、株式等売却損は前中間連結会計期間比322億円増加して337億円、株式等償却は前中間連結会計期間比948億円減少して262億円となりました。

	前中間連結 会計期間 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前中間連結 会計期間比 (億円) (B-A)
株式等関係損益	△571	△212	358
その他経常収益のうち株式等売却益	654	386	△267
その他経常費用のうち株式等売却損	15	337	322
その他経常費用のうち株式等償却	1,210	262	△948

2. 財政状態の分析

(1) 貸出金

貸出金は、企業の売上減少による資金需要減退や市場回復に伴う調達手段多様化により、前連結会計年度末比3兆9,763億円減少して77兆5,818億円となりました。

	前連結 会計年度末 (億円) (A)	当中間連結 会計期間末 (億円) (B)	前連結 会計年度末比 (億円) (B-A)
貸出金残高(末残)	815,581	775,818	△39,763
うち住宅ローン[単体]	162,537	162,074	△463
うち海外支店[単体]	138,434	117,840	△20,593
うち海外子会社 (UnionBanCal Corporation)	44,825	46,582	1,757

○リスク管理債権の状況

当行グループのリスク管理債権(除く信託勘定)は、前連結会計年度末比1,227億円増加して1兆2,887億円となりました。

貸出金残高に対するリスク管理債権(除く信託勘定)の比率は、前連結会計年度末比0.23ポイント増加して1.66%となりました。

債権区分別では、延滞債権額が1,432億円、貸出条件緩和債権額が15億円、それぞれ増加する一方、破綻先債権額が121億円、3ヵ月以上延滞債権額が98億円、それぞれ減少しております。

部分直接償却後 未収利息不計上基準(資産の自己査定基準)

[連結]

	前連結 会計年度末 (億円) (A)	当中間連結 会計期間末 (億円) (B)	前連結 会計年度末比 (億円) (B-A)
破綻先債権額	1,305	1,183	△121
延滞債権額	7,448	8,881	1,432
3ヵ月以上延滞債権額	221	122	△98
貸出条件緩和債権額	2,684	2,699	15
合計	11,660	12,887	1,227

貸出金残高(末残)	815,581	775,818	△39,763
-----------	---------	---------	---------

	前連結 会計年度末 (億円) (A)	当中間連結 会計期間末 (億円) (B)	前連結 会計年度末比 (億円) (B-A)
破綻先債権額	0.16%	0.15%	△0.00%
延滞債権額	0.91%	1.14%	0.23%
3ヵ月以上延滞債権額	0.02%	0.01%	△0.01%
貸出条件緩和債権額	0.32%	0.34%	0.01%
合計	1.42%	1.66%	0.23%

○リスク管理債権のセグメント情報

地域別セグメント情報

[連結]

	前連結 会計年度末 (億円) (A)	当中間連結 会計期間末 (億円) (B)	前連結 会計年度末比 (億円) (B-A)
国内	10,310	10,603	293
海外	1,349	2,284	934
アジア	112	132	20
インドネシア	5	18	13
タイ	16	8	△8
香港	1	0	△0
その他	89	104	15
アメリカ	811	1,455	644
海外その他	425	695	269
合計	11,660	12,887	1,227

業種別セグメント情報

[連結]

	前連結会計年度末 (億円) (A)
国内	10,310
製造業	1,229
建設業	617
卸売小売業	1,309
金融保険業	93
不動産業	2,579
各種サービス業	1,230
その他	1,196
消費者	2,054
海外	1,349
金融機関	151
商工業	1,080
その他	117
合計	11,660

	当中間連結会計期間末 (億円) (B)
国内	10,603
製造業	1,520
建設業	474
卸売業、小売業	1,246
金融業、保険業	28
不動産業、物品賃貸業	2,674
各種サービス業	1,004
その他	1,575
消費者	2,078
海外	2,284
金融機関	235
商工業	1,999
その他	48
合計	12,887

(注) 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、当中間連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

[ご参考] 金融再生法開示債権の状況

金融再生法開示債権は、前連結会計年度末比420億円増加して1兆1,561億円となりました。

開示債権比率は、前連結会計年度末比0.13ポイント増加して1.45%となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が136億円、要管理債権が25億円、それぞれ減少する一方、危険債権が582億円増加しております。

当中間連結会計期間末の開示債権の保全状況は、開示債権合計1兆1,561億円に対し、担保・保証等による保全が5,504億円、貸倒引当金による保全が3,188億円で、開示債権全体の保全率は75.19%となっております。

不良債権処理に関しましては、従来より重要課題として取り組んでおり、今後とも償却・売却等による最終処理、または再建可能な先の正常化を図ることで、不良債権残高を削減したいと考えております。

金融再生法開示債権 [単体]

債権区分	開示残高 (A) (億円)	貸倒引当金 (B) (億円)	うち担保・ 保証等による 保全額(C) (億円)	非保全部分に 対する引当率 (B) /[(A)-(C)]	保全率 [(B)+(C)] / (A)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2,081 (2,217)	72 (70)	2,008 (2,146)	100.00% (100.00%)	100.00% (100.00%)
危険債権	6,723 (6,141)	2,251 (1,798)	2,816 (2,932)	57.62% (56.05%)	75.37% (77.03%)
要管理債権	2,756 (2,781)	864 (868)	679 (722)	41.61% (42.18%)	55.99% (57.20%)
小計	11,561 (11,141)	3,188 (2,738)	5,504 (5,802)	52.64% (51.28%)	75.19% (76.65%)
正常債権	782,369 (832,231)	—	—	—	—
合計	793,931 (843,372)	—	—	—	—
開示債権比率	1.45% (1.32%)	—	—	—	—

(注) 上段は当中間連結会計期間末の計数、下段(カッコ書き)は前連結会計年度末の計数を記載しております。

(2) 有価証券

有価証券は、前連結会計年度末比7兆3,347億円増加して45兆6,159億円となりました。社債が1,602億円、その他の証券が7,743億円、それぞれ減少しましたが、国債が7兆8,128億円、株式が4,401億円、それぞれ増加しました。

	前連結 会計年度末 (億円) (A)	当中間連結 会計期間末 (億円) (B)	前連結 会計年度末比 (億円) (B-A)
有価証券	382,812	456,159	73,347
国債	210,807	279,936	78,128
地方債	2,724	2,887	162
社債	44,023	42,420	△1,602
株式	33,638	38,039	4,401
その他の証券	100,618	92,874	△7,743

(注) 「その他の証券」は、外国債券および外国株式を含んでおります。

(3) 繰延税金資産

繰延税金資産の純額は、株価上昇に伴い有価証券評価損の解消が進んだことを主因に、前連結会計年度末比2,716億円減少して7,411億円となりました。

	前連結 会計年度末 (億円) (A)	当中間連結 会計期間末 (億円) (B)	前連結 会計年度末比 (億円) (B-A)
繰延税金資産の純額	10,127	7,411	△2,716

(注) 連結財務諸表上の繰延税金資産から繰延税金負債を差し引いたものです。

発生原因別内訳(単体)

	前連結 会計年度末 (億円) (A)	当中間連結 会計期間末 (億円) (B)	前連結 会計年度末比 (億円) (B-A)
繰延税金資産	12,786	11,168	△1,617
繰越欠損金	4,498	3,898	△600
貸倒引当金	4,371	4,644	273
有価証券有税償却	3,592	3,060	△531
その他有価証券評価差額金	3,418	1,016	△2,402
退職給付引当金	730	770	40
その他	4,665	4,535	△130
評価性引当額(△)	8,490	6,757	△1,732
繰延税金負債	3,255	4,356	1,101
その他有価証券評価差額金	968	1,890	922
繰延ヘッジ損益	843	838	△5
合併時有価証券時価引継	444	697	252
退職給付信託設定益	660	659	△0
その他	338	270	△68
繰延税金資産の純額	9,531	6,812	△2,718

(4) 預金

預金は、前連結会計年度末比1兆8,891億円増加して109兆2,711億円となりました。

国内法人預金その他[単体]が1兆1,431億円減少する一方、海外支店[単体]が1兆5,016億円増加しました。

	前連結 会計年度末 (億円) (A)	当中間連結 会計期間末 (億円) (B)	前連結 会計年度末比 (億円) (B-A)
預金	1,073,820	1,092,711	18,891
うち国内個人預金 [単体]	538,980	538,671	△308
うち国内法人預金その他 [単体]	378,356	366,924	△11,431
うち海外支店 [単体]	80,880	95,896	15,016

(注) 「国内個人預金[単体]」および「国内法人預金その他[単体]」は、特別国際金融取引勘定分を除いております。

(5) 純資産の部

純資産の部合計は、前連結会計年度末比1兆1,542億円増加して8兆113億円となりました。

その他有価証券評価差額金は、株価の上昇により、前連結会計年度末比7,320億円増加して194億円となりました。また少数株主持分は、優先出資証券の新規発行等により、前連結会計年度末比2,967億円増加して1兆6,011億円となりました。

	前連結 会計年度末 (億円) (A)	当中間連結 会計期間末 (億円) (B)	前連結 会計年度末比 (億円) (B-A)
純資産の部合計	68,570	80,113	11,542
うち資本金	11,962	11,962	—
うち資本剰余金	33,626	33,626	—
うち利益剰余金	16,416	16,927	511
うちその他有価証券評価差額金	△7,126	194	7,320
うち少数株主持分	13,044	16,011	2,967

3. キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動においては、前中間連結会計期間比9兆4,490億円支出が減少して7兆1,969億円の収入となる一方、投資活動においては、前中間連結会計期間比9兆1,119億円収入が減少して6兆9,297億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは前中間連結会計期間比1,708億円支出が減少して1,057億円の収入となりました。

現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前中間連結会計期間比4,013億円増加して3兆7,001億円となりました。

4. 連結自己資本比率(国際統一基準)

自己資本は、株価上昇により有価証券評価損の解消が進んだことを主因に、前連結会計年度末比1兆2,250億円増加して10兆8,621億円となりました。

リスク・アセットは、前連結会計年度末比1兆364億円減少して79兆1,373億円となりました。

以上より、連結自己資本比率(国際統一基準)は、前連結会計年度末比1.70ポイント増加して13.72%、Tier 1比率は、前連結会計年度末比1.56ポイント増加して9.20%となりました。

		前連結 会計年度末 (億円) (A)	当中間連結 会計期間末 (億円) (B)	前連結 会計年度末比 (億円) (B-A)
基本的項目 (Tier 1)	①	61,276	72,875	11,599
補完的項目 (Tier 2)	②	37,094	37,873	778
準補完的項目 (Tier 3)	③	—	—	—
控除項目	④	2,000	2,128	127
自己資本=①+②+③-④	⑤	96,370	108,621	12,250
リスク・アセット	⑥	801,738	791,373	△ 10,364
連結自己資本比率=⑤÷⑥		12.02%	13.72%	1.70%
Tier 1比率=①÷⑥		7.64%	9.20%	1.56%

(注) 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

5. 事業部門別収益

当中間連結会計期間の内部管理上の区分けを基準とした事業部門別収益状況は、次のとおりです。

[各事業部門の主な担当業務]

リテール部門 : 国内の個人に対する金融サービスの提供
 法人部門 : 国内の企業に対する金融サービスの提供
 国際部門 : 海外の個人・企業に対する金融サービスの提供
 うちUNBC : UnionBanCal Corporation(米国Union Bank, N.A.を子会社として保有する銀行持株会社)
 市場部門 : 為替・資金・証券の対顧客・対市場取引および流動性管理・資金繰り管理
 その他部門 : 部門間調整や出資金収支、事務決済、カストディ業務など

(億円)	リテール部門	法人部門	国際部門		市場部門	その他部門 (注) 2	合計
				UNBC			
業務粗利益	3,520	3,235	2,788	1,355	2,263	37	11,843
資金収益	2,572	1,976	706	—	1,665	△328	6,591
手数料	320	1,270	543	—	△36	△118	1,979
その他	64	△144	△174	—	627	177	550
子会社	564	133	1,713	1,355	6	306	2,722
経費等	2,438	1,746	1,705	858	216	763	6,868
営業純益(注) 1	1,082	1,489	1,083	497	2,047	△725	4,975

(注) 1 連結業務純益の内部取引消去等連結調整前の計数(子会社からの配当収入のみ消去)です。

社内管理のために算出した損益であり、財務会計上の損益とは一致しません。

2 その他部門の業務粗利益では、子会社からの配当収入、および株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ宛貸出収益を控除しております。

(1) リテール部門

市場金利低下の影響で円預金が不振だったものの、市況回復を捉えて、三菱UFJメリルリンチPB証券が堅調に推移しました。

(2) 法人部門

市場金利低下や貿易低迷により預金や外為取引が不振だったものの、企業の資金需要に的確に対応したソリューション業務や、貸出利鞘の改善で成果を挙げました。

(3) 国際部門

欧米非日系のシンジケートローンやアセットファイナンス等が好調を維持したほか、デリバティブなどクロスセル収益も拡大しました。貸出利鞘拡大も収益に貢献しました。

(4) 市場部門

円外ALMで、金利低下局面を捉えた売買益や、短期金利の低下等による資金収益を積上げました。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

(銀行業)

当中間連結会計期間中に完了した新設、増改築等の計画は、次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	—	—	—	マネー・ローンダリング 防止システムの本邦導入	—	—	平成21年9月
海外連結 子会社	Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ(China), Ltd.	—	—	勘定系システムの更改と 本部集中	—	—	平成21年5月

(その他)

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(銀行業)

前連結会計年度末に計画であった重要な設備の新設、増改築等のうち、当中間連結会計期間中に重要な変更のあったものは、次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	変更の内容
海外連結 子会社	UnionBanCal Corporation	子会社店舗	北米地区	店舗の防犯強化設備等設置	完了予定時期の変更 (変更前)平成21年6月 (変更後)平成22年3月

当中間連結会計期間中に、新たに確定した重要な設備の新設、増改築等の計画は次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	—	—	—	新設	新海外システムアジア展開 (シンガポールへの導入)	16,657	4,303	自己資金	平成20年 6月	平成23年 1月

- (注) 1 上記設備計画の記載金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。
2 投資予定金額には外貨が含まれており、円貨建に換算しております。

(その他)

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000,000
第二種優先株式	100,000,000
第四種優先株式	79,700,000
第六種優先株式	1,000,000
第七種優先株式	177,000,000
計	15,357,700,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,833,384,122	同左	—	(注)1、2、3
第一回第二種優先株式	100,000,000	同左	—	(注)1、2、4
第一回第四種優先株式	79,700,000	同左	—	(注)1、2、4
第一回第六種優先株式	1,000,000	同左	—	(注)1、2、4
第一回第七種優先株式	177,000,000	同左	—	(注)1、2、4
計	11,191,084,122	同左	—	—

- (注) 1 普通株式、各優先株式いずれも、単元株式数は1,000株であり、定款において会社法第322条第2項に関する定めをしておりません。
- 2 普通株式と各優先株式とは、財務政策上の柔軟性を確保するために議決権などの内容が異なっております。
- 3 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
- 4 各優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

①優先配当金

当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記④に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

第二種優先株式	1株につき年60円
第四種優先株式	1株につき年18円60銭
第六種優先株式	1株につき年210円90銭
第七種優先株式	1株につき年115円

②非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

④優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。

第二種優先株式	1株につき30円
第四種優先株式	1株につき9円30銭
第六種優先株式	1株につき105円45銭
第七種優先株式	1株につき57円50銭

(2) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。

第二種優先株式	1株につき2,500円
第四種優先株式	1株につき2,000円
第六種優先株式	1株につき5,700円
第七種優先株式	1株につき2,500円

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(4) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(5) 取得条項

当行は、第二種優先株式発行後、平成22年2月22日以降は、当該優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、当該優先株式の発行後に当行が別途取締役会の決議で定める一定の日に、当該優先株式の全部又は一部を取得することができる。

当行は、第六種優先株式発行後、平成24年11月13日以降は、当該優先株式1株につき5,700円の金銭の交付と引換えに、当該優先株式の発行後に当行が別途取締役会の決議で定める一定の日に、当該優先株式の全部又は一部を取得することができる。

当行は、第七種優先株式発行後、平成26年4月1日以降は、当該優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、当該優先株式の発行後に当行が別途取締役会の決議で定める一定の日に、当該優先株式の全部又は一部を取得することができる。

一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。

(6) 優先順位

各優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年4月1日～ 平成21年9月30日	—	11,191,084	—	1,196,295,743	—	1,196,295,743

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	11,082,584	99.03
(自己保有株式) 株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	100,700	0.89
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	7,800	0.06
計	—	11,191,084	100.00

所有議決権数別

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	10,826,584	99.93
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	6,800	0.06
計	—	10,833,384	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第二種優先株式 100,000,000	—	1 [株式等の状況]の(1) [株式の総数等]に記載しております。
	第一回第四種優先株式 79,700,000	—	
	第一回第六種優先株式 1,000,000	—	
	第一回第七種優先株式 177,000,000	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,833,384,000	10,833,384	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 122	—	—
発行済株式総数	11,191,084,122	—	—
総株主の議決権	—	10,833,384	—

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(注) 無議決権株式のうち、第一回第四種優先株式79,700,000株及び第一回第七種優先株式21,000,000株は自己株式であります。

2 【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に定める分類に準じて記載しております。なお、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に定める分類に準じて記載しております。なお、前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 3 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）及び前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間財務諸表は、監査法人トーマツの監査証明を受け、当中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）及び当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間財務諸表は、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
なお、有限責任監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって監査法人トーマツから名称変更をしております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※7 7,945,518	※7 6,559,719	※7 5,239,373
コールローン及び買入手形	784,987	362,974	272,085
買現先勘定	※2 120,503	※2 251,519	※2 134,638
債券貸借取引支払保証金	※2 3,554,122	※2 4,402,828	※2 4,478,999
買入金銭債権	※7 4,173,449	※7 3,108,684	※7 3,326,640
特定取引資産	※7 8,521,460	※7 9,350,376	※7 10,636,985
金銭の信託	286,237	244,147	241,889
有価証券	※1, ※2, ※7, ※14 31,273,945	※1, ※2, ※7, ※14 45,615,983	※1, ※2, ※7, ※14 38,281,258
投資損失引当金	△35,716	△31,646	△36,656
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 80,668,401	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 77,581,851	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 81,558,184
外国為替	※2 1,657,603	※2 951,377	※2 1,057,725
その他資産	※7 5,213,653	※7 4,854,283	※7 5,489,877
有形固定資産	※7, ※9, ※10 1,022,192	※7, ※9, ※10 1,127,231	※7, ※9, ※10, ※11 1,100,776
無形固定資産	※7 456,804	※7 640,533	※7 647,324
繰延税金資産	1,002,539	768,843	1,036,580
支払承諾見返	※14 9,353,985	※14 7,906,343	※14 8,210,537
貸倒引当金	△879,237	△902,517	△850,061
資産の部合計	155,120,452	162,792,534	160,826,160
負債の部			
預金	※7 107,094,684	※7 109,271,184	※7 107,382,069
譲渡性預金	5,572,916	7,534,801	6,257,192
コールマネー及び売渡手形	※7 2,147,574	※7 1,665,138	※7 1,627,320
売現先勘定	※7 3,850,718	※7 6,261,195	※7 7,377,148
債券貸借取引受入担保金	※7 1,455,135	※7 2,429,627	※7 1,465,090
コマーシャル・ペーパー	※7 173,685	※7 88,759	141,436
特定取引負債	4,250,007	※7 5,298,057	※7 6,103,804
借入金	※2, ※7, ※12 2,694,290	※2, ※7, ※12 2,935,895	※2, ※7, ※12 4,015,265
外国為替	※2 979,813	※2 885,467	※2 809,169
短期社債	36,165	74,944	31,472
社債	※13 4,874,970	※13 5,308,926	※13 4,960,713
その他負債	5,031,727	※7 4,764,371	5,234,205
賞与引当金	23,409	23,940	21,094
役員賞与引当金	66	74	—
退職給付引当金	37,274	58,617	66,188
役員退職慰労引当金	677	746	812
ポイント引当金	884	1,078	850
偶発損失引当金	50,866	57,797	52,486
特別法上の引当金	1,471	1,233	1,475
繰延税金負債	33,130	27,694	23,808
再評価に係る繰延税金負債	※9 189,933	※9 185,330	※9 186,927
支払承諾	※7, ※14 9,353,985	※7, ※14 7,906,343	※7, ※14 8,210,537
負債の部合計	147,853,391	154,781,227	153,969,071

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部			
資本金	996,973	1,196,295	1,196,295
資本剰余金	2,773,290	3,362,612	3,362,612
利益剰余金	2,026,410	1,692,777	1,641,630
株主資本合計	5,796,674	6,251,685	6,200,539
その他有価証券評価差額金	△236,869	19,400	△712,608
繰延ヘッジ損益	11,426	121,666	127,312
土地再評価差額金	※9 228,616	※9 221,907	※9 224,212
為替換算調整勘定	△81,330	△150,853	△234,987
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額	△12,392	△53,647	△51,822
評価・換算差額等合計	△90,549	158,473	△647,894
少数株主持分	1,560,936	1,601,147	1,304,444
純資産の部合計	7,267,061	8,011,306	6,857,089
負債及び純資産の部合計	155,120,452	162,792,534	160,826,160

②【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
経常収益	2,238,656	1,811,156	4,240,043
資金運用収益	1,536,345	1,136,574	2,791,722
(うち貸出金利息)	1,021,448	763,875	1,908,223
(うち有価証券利息配当金)	284,929	212,533	504,136
信託報酬	9,964	6,532	15,043
役務取引等収益	375,583	329,559	695,710
特定取引収益	52,036	80,039	138,926
その他業務収益	151,854	185,499	440,966
その他経常収益	※1 112,871	※1 72,952	※1 157,674
経常費用	2,103,523	1,668,970	4,343,863
資金調達費用	650,106	288,942	1,091,964
(うち預金利息)	332,338	138,505	519,275
役務取引等費用	56,701	59,777	113,289
特定取引費用	1,288	7	—
その他業務費用	122,216	190,272	486,027
営業経費	774,581	701,662	1,432,249
その他経常費用	※2 498,629	※2 428,308	※2 1,220,333
経常利益又は経常損失(△)	135,132	142,185	△103,819
特別利益	193,831	40,062	244,840
固定資産処分益	954	4,417	7,452
償却債権取立益	12,185	18,567	33,147
金融商品取引責任準備金取崩額	434	241	430
親会社株式売却益	172,096	—	172,096
リース会計基準の適用に伴う影響額	※3 6,186	—	※3 6,186
子会社株式売却益	1,974	—	1,632
事業分離における移転利益	—	10,843	—
投資損失引当金戻入益	—	4,848	—
過年度損益修正益	—	—	※4 15,689
その他の特別利益	—	1,143	8,205
特別損失	55,416	16,056	112,201
固定資産処分損	6,634	12,430	23,763
減損損失	1,583	3,625	4,472
システム統合に係る費用	47,198	—	83,964
税金等調整前中間純利益	273,547	166,192	28,820
法人税、住民税及び事業税	37,166	34,546	63,086
法人税等還付税額	—	△15,293	—
法人税等調整額	14,409	△6,423	111,243
法人税等合計	51,575	12,829	174,329
少数株主利益	46,829	30,640	68,453
中間純利益又は中間純損失(△)	175,142	122,722	△213,962

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	996,973	1,196,295	996,973
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	199,322
当中間期変動額合計	—	—	199,322
当中間期末残高	996,973	1,196,295	1,196,295
資本剰余金			
前期末残高	2,773,290	3,362,612	2,773,290
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	199,322
自己株式の処分	—	—	390,000
当中間期変動額合計	—	—	589,322
当中間期末残高	2,773,290	3,362,612	3,362,612
利益剰余金			
前期末残高	2,032,903	1,641,630	2,032,903
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	—	—	△6,210
当中間期変動額			
剰余金の配当	△183,966	△71,960	△183,966
中間純利益又は中間純損失(△)	175,142	122,722	△213,962
土地再評価差額金の取崩	2,717	2,304	7,120
持分法適用関連会社の増加	5,763	—	—
持分法適用関連会社の減少	△16	—	—
持分法の適用範囲の変動	—	△1,919	5,746
在外子会社の会計処理基準変更に伴う増加	537	—	—
在外子会社の会計処理基準変更に伴う減少	△6,669	—	—
当中間期変動額合計	△6,492	51,146	△385,062
当中間期末残高	2,026,410	1,692,777	1,641,630
株主資本合計			
前期末残高	5,803,166	6,200,539	5,803,166
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	—	—	△6,210
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	398,645
剰余金の配当	△183,966	△71,960	△183,966
中間純利益又は中間純損失(△)	175,142	122,722	△213,962
自己株式の処分	—	—	390,000
土地再評価差額金の取崩	2,717	2,304	7,120
持分法適用関連会社の増加	5,763	—	—
持分法適用関連会社の減少	△16	—	—
持分法の適用範囲の変動	—	△1,919	5,746
在外子会社の会計処理基準変更に伴う増加	537	—	—
在外子会社の会計処理基準変更に伴う減少	△6,669	—	—
当中間期変動額合計	△6,492	51,146	403,583
当中間期末残高	5,796,674	6,251,685	6,200,539

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	266,877	△712,608	266,877
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△503,746	732,009	△979,486
当中間期変動額合計	△503,746	732,009	△979,486
当中間期末残高	△236,869	19,400	△712,608
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	82,737	127,312	82,737
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△71,311	△5,645	44,574
当中間期変動額合計	△71,311	△5,645	44,574
当中間期末残高	11,426	121,666	127,312
土地再評価差額金			
前期末残高	231,333	224,212	231,333
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△2,717	△2,304	△7,120
当中間期変動額合計	△2,717	△2,304	△7,120
当中間期末残高	228,616	221,907	224,212
為替換算調整勘定			
前期末残高	△48,871	△234,987	△48,871
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△32,458	84,134	△186,116
当中間期変動額合計	△32,458	84,134	△186,116
当中間期末残高	△81,330	△150,853	△234,987
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額			
前期末残高	—	△51,822	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△12,392	△1,825	△51,822
当中間期変動額合計	△12,392	△1,825	△51,822
当中間期末残高	△12,392	△53,647	△51,822
評価・換算差額等合計			
前期末残高	532,077	△647,894	532,077
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△622,627	806,367	△1,179,971
当中間期変動額合計	△622,627	806,367	△1,179,971
当中間期末残高	△90,549	158,473	△647,894
少数株主持分			
前期末残高	1,649,981	1,304,444	1,649,981
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△89,044	296,703	△345,537
当中間期変動額合計	△89,044	296,703	△345,537
当中間期末残高	1,560,936	1,601,147	1,304,444

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
純資産合計			
前期末残高	7,985,225	6,857,089	7,985,225
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	—	—	△6,210
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	398,645
剰余金の配当	△183,966	△71,960	△183,966
中間純利益又は中間純損失(△)	175,142	122,722	△213,962
自己株式の処分	—	—	390,000
土地再評価差額金の取崩	2,717	2,304	7,120
持分法適用関連会社の増加	5,763	—	—
持分法適用関連会社の減少	△16	—	—
持分法の適用範囲の変動	—	△1,919	5,746
在外子会社の会計処理基準変更に伴う増加	537	—	—
在外子会社の会計処理基準変更に伴う減少	△6,669	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△711,672	1,103,071	△1,525,509
当中間期変動額合計	△718,164	1,154,217	△1,121,925
当中間期末残高	7,267,061	8,011,306	6,857,089

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	273,547	166,192	28,820
減価償却費	87,056	74,536	168,083
減損損失	1,583	3,625	4,472
のれん償却額	3,062	8,201	9,103
負ののれん償却額	△90	—	△90
持分法による投資損益 (△は益)	△2,328	△432	3,672
貸倒引当金の増減 (△)	59,243	56,525	45,456
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	6,635	△4,894	7,619
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2,031	2,822	△4,334
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△74	74	△141
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2	△9,870	30,879
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△44	△66	90
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	1,120	227	1,086
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	△41,910	4,587	△38,649
構造改革損失引当金の増減額 (△は減少)	△14,879	—	△14,879
資金運用収益	△1,536,345	△1,136,574	△2,791,722
資金調達費用	650,106	288,942	1,091,964
有価証券関係損益 (△)	52,345	△12,579	381,073
親会社株式売却益	△172,096	—	△172,096
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	3,881	3,957	△1,121
為替差損益 (△は益)	△134,015	444,328	106,142
固定資産処分損益 (△は益)	5,680	8,013	16,311
事業分離における移転利益	—	△10,843	—
特定取引資産の純増 (△) 減	992,509	1,295,136	△1,141,212
特定取引負債の純増減 (△)	△1,721,771	△813,206	140,728
約定済未決済特定取引調整額	△81,157	63,397	14,175
貸出金の純増 (△) 減	△3,067,698	4,408,221	△5,266,853
預金の純増減 (△)	△1,991,887	1,539,926	△670,058
譲渡性預金の純増減 (△)	283,643	1,262,310	1,036,742
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	1,430,251	△944,738	3,072,996
預け金 (現金同等物を除く) の純増 (△) 減	929,838	△880,278	3,529,266
コールローン等の純増 (△) 減	920,509	36,616	2,168,540
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	1,320,535	76,170	395,658
コールマネー等の純増減 (△)	273,848	△1,091,711	3,360,029
コマーシャル・ペーパーの純増減 (△)	△161,885	△59,046	△174,641
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△1,091,563	964,537	△1,081,576
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△416,314	109,679	176,476
外国為替 (負債) の純増減 (△)	5,789	75,395	△162,337
短期社債 (負債) の純増減 (△)	182,741	43,472	178,048
普通社債発行及び償還による増減 (△)	△52,806	212,272	△312,802
資金運用による収入	1,549,056	1,209,884	2,832,010
資金調達による支出	△655,793	△300,784	△1,120,973
その他	△119,689	128,421	△309,157
小計	△2,231,396	7,222,449	5,536,798
法人税等の支払額	△20,621	△44,177	△48,684
法人税等の還付額	—	18,721	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,252,017	7,196,992	5,488,114

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△37,392,502	△67,151,884	△97,996,887
有価証券の売却による収入	23,300,545	37,554,869	64,548,080
有価証券の償還による収入	16,110,068	22,777,632	27,076,741
親会社株式の売却による収入	238,971	—	238,971
金銭の信託の増加による支出	△148,167	△127,183	△290,208
金銭の信託の減少による収入	140,838	120,386	328,840
有形固定資産の取得による支出	△29,741	△55,857	△128,536
無形固定資産の取得による支出	△54,200	△54,528	△274,360
有形固定資産の売却による収入	4,271	3,169	49,052
無形固定資産の売却による収入	1	1	191,678
事業譲渡による収入	41	5,200	1,055
子会社株式の取得による支出	—	△1,526	△389,310
子会社株式の売却による収入	503	—	503
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	758	—	758
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	10,874	—	10,874
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,182,263	△6,929,720	△6,632,746
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	14,404	24,000	184,250
劣後特約付借入金返済による支出	△45,000	△261,500	△418,500
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	289,700	375,000	876,100
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△128,426	△171,198	△242,152
株式の発行による収入	—	—	398,645
少数株主からの払込みによる収入	137,755	41	225,523
少数株主への払戻による支出	△1,920	△1,037	△2,332
親会社への株式等の発行による収入	—	370,000	—
優先株式等の償還等による支出	△106,420	△130,000	△91,030
リース債務の返済による支出	△11	—	△184
配当金の支払額	△183,966	△71,960	△183,966
少数株主への配当金の支払額	△40,969	△27,691	△59,382
自己株式の売却による収入	—	—	390,000
子会社の自己株式の取得による支出	△229	△3	△7,699
子会社の自己株式の処分による収入	3	80	14
財務活動によるキャッシュ・フロー	△65,080	105,730	1,069,287
現金及び現金同等物に係る換算差額	△77,306	55,983	△164,417
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△212,141	428,986	△239,762
現金及び現金同等物の期首残高	3,546,580	3,271,131	3,546,580
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△35,686	—	※2 △35,686
連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	—	0	—
現金及び現金同等物の中間期末残高	3,298,752	※1 3,700,118	※1 3,271,131

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 159社 主要な会社名 株式会社泉州銀行 UnionBanCal Corporation なお、三菱UFJメリ ルリンチPB証券株式会 社他3社は、関連会社か らの異動、新規設立等 により、当中間連結会 計期間より連結の範囲 に含めております。</p> <p>また、三菱UFJニコ ス株式会社他9社は、株 式交換に伴う事業分離 、清算等により子会社 でなくなったため、当 中間連結会計期間より 連結の範囲から除いて おります。</p>	<p>(1) 連結子会社 151社 主要な会社名 株式会社泉州銀行 UnionBanCal Corporation なお、BTMU Preferred Capital 9 Limitedは、新規設立 により、当中間連結会 計期間より連結の範囲 に含めております。</p> <p>また、株式会社UFJ 日立システムズ他4社 は、合併に伴う消滅、 清算等により子会社で なくなったため、当中 間連結会計期間より連 結の範囲から除いてお ります。</p>	<p>(1) 連結子会社 155社 主要な会社名 株式会社泉州銀行 UnionBanCal Corporation なお、三菱UFJメリ ルリンチPB証券株式会 社他5社は、関連会社 からの異動、新規設立 等により、当連結会計 年度より連結の範囲に 含めております。</p> <p>また、三菱UFJニコ ス株式会社他15社は、 株式交換に伴う事業分 離、清算等により子会 社でなくなったため、 当連結会計年度より連 結の範囲から除いてお ります。</p>
	<p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 ニチエレ株式会社 (子会社としなかった理由) 投資事業を営む連結子会社による企業価値向上を目的とした株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 該当ありません。</p>	<p>(3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 該当ありません。</p>
	<p>(4) 開示対象特別目的会社に関する事項 ① 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 当行には、当中間連結会計期間末に財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社はないことから、記載しておりません。 ② 当中間連結会計期間における特別目的会社との取引金額等 財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社は当中間連結会計期間末にはありません。 なお、当中間連結会計期間中における特別目的会社との取引金額等については重要性が乏しいことから、記載を省略しております。</p>	<p>(4) 開示対象特別目的会社に関する事項 該当ありません。</p>	<p>(4) 開示対象特別目的会社に関する事項 ① 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 当行には、当連結会計年度末に財務諸表等規則第8条第7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社はないことから、記載しておりません。 ② 当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等 財務諸表等規則第8条第7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社は当連結会計年度末にはありません。 なお、当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等については重要性が乏しいことから、記載を省略しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の関連会社 47社 主要な会社名 株式会社中京銀行 株式会社ジャックス なお、株式会社ジャル カード他3社は、株式取 得等により、当中間連結 会計期間より持分法を適 用しております。 また、三菱UFJメリ ルリンチPB証券株式会 社他3社は、子会社への 異動等により関連会社で なくなったため、当中間 連結会計期間より持分法 の対象から除いております。	(1) 持分法適用の関連会社 45社 主要な会社名 株式会社中京銀行 株式会社ジャックス なお、Morgan Stanley MUFG Loan Partners, LLCは、新規設 立により、当中間連結会 計期間より持分法を適用 しております。 また、株式会社岐阜銀 行他2社は、議決権の所 有割合の低下等により関 連会社でなくなったた め、当中間連結会計期間 より持分法の対象から除 いております。	(1) 持分法適用の関連会社 47社 主要な会社名 株式会社中京銀行 株式会社ジャックス なお、株式会社ジャル カード他5社は、株式取 得、新規設立等により、 当連結会計年度より持分 法を適用しております。 また、三菱UFJメリ ルリンチPB証券株式会 社他5社は、子会社への 異動等により関連会社で なくなったため、当連結 会計年度より持分法の対 象から除いております。
	(2) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。	(2) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。	(2) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。
	(3) 持分法非適用の関連会 社 主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited 持分法非適用の関連会 社は、中間純損益(持分 に見合う額)、利益剰余 金(持分に見合う額)及び 繰延ヘッジ損益(持分 に見合う額)等からみて、 持分法の対象から除いて も中間連結財務諸表に重 要な影響を与えないた め、持分法の対象から除 いております。	(3) 持分法非適用の関連会 社 主要な会社名 株式会社池田銀行 SCB Leasing Public Company Limited 持分法非適用の関連会 社は、中間純損益(持分 に見合う額)、利益剰余 金(持分に見合う額)及び 繰延ヘッジ損益(持分 に見合う額)等からみて、 持分法の対象から除いて も中間連結財務諸表に重 要な影響を与えないた め、持分法の対象から除 いております。	(3) 持分法非適用の関連会 社 主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited 持分法非適用の関連会 社は、当期純損益(持分 に見合う額)、利益剰余 金(持分に見合う額)及び 繰延ヘッジ損益(持分 に見合う額)等からみて、 持分法の対象から除いて も連結財務諸表に重要な 影響を与えないため、持 分法の対象から除いてお ります。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(4) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>株式会社京都レメディ ス 株式会社京都コンステ ラ・テクノロジーズ 株式会社パスト ファルマフロンティア 株式会社 株式会社コンバージョ ン SSI株式会社 NBA株式会社 株式会社Spring (関連会社としなかった理由) ベンチャーキャピタル 事業等を営む連結子会社 による投資育成目的等 による株式の所有であ って、傘下に入れる目 的ではないことから、関 連会社として取り扱 っておりません。</p>	<p>(4) 他の会社等の議決権(業務執行権)の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>株式会社京都レメディ ス 株式会社京都コンステ ラ・テクノロジーズ 株式会社パスト ファルマフロンティア 株式会社 NBA株式会社 株式会社Spring (関連会社としなかった理由) ベンチャーキャピタル 事業等を営む連結子 会社が投資育成や事 業再生を図りキャピ タルゲイン獲得を 目的等とする営業 取引として株式等 を所有しているの であって、傘下 に入れる目的 ではないこと から、関連 会社として 取り扱 っており ません。</p>	<p>(4) 他の会社等の議決権(業務執行権)の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>株式会社京都レメディ ス 株式会社京都コンステ ラ・テクノロジーズ 株式会社パスト ファルマフロンティア 株式会社 株式会社コンバージョ ン NBA株式会社 株式会社Spring (関連会社としなかった理由) ベンチャーキャピタル 事業等を営む連結子 会社による投資 育成目的等 による株式 の所有であ って、傘下 に入れる 目的 ではない こと から、 関連 会社 として 取り 扱 って おり ませ ん。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																								
3 連結子会社の中間 決算日(決算日)等 に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>11月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>99社</td></tr> <tr><td>7月24日</td><td>9社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>46社</td></tr> </table> <p>(2) 11月末日を中間決算日とする連結子会社は、8月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>4月末日を中間決算日とする連結子会社は、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	11月末日	2社	4月末日	1社	6月末日	99社	7月24日	9社	7月末日	1社	8月末日	1社	9月末日	46社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>93社</td></tr> <tr><td>7月24日</td><td>11社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>44社</td></tr> </table> <p>(2) 4月末日を中間決算日とする連結子会社は、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	4月末日	1社	6月末日	93社	7月24日	11社	7月末日	1社	8月末日	1社	9月末日	44社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>5月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>94社</td></tr> <tr><td>1月24日</td><td>10社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>2月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>46社</td></tr> </table> <p>(2) 5月末日を決算日とする連結子会社は、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>10月末日を決算日とする連結子会社は、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>また、その他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	5月末日	2社	10月末日	1社	12月末日	94社	1月24日	10社	1月末日	1社	2月末日	1社	3月末日	46社
11月末日	2社																																										
4月末日	1社																																										
6月末日	99社																																										
7月24日	9社																																										
7月末日	1社																																										
8月末日	1社																																										
9月末日	46社																																										
4月末日	1社																																										
6月末日	93社																																										
7月24日	11社																																										
7月末日	1社																																										
8月末日	1社																																										
9月末日	44社																																										
5月末日	2社																																										
10月末日	1社																																										
12月末日	94社																																										
1月24日	10社																																										
1月末日	1社																																										
2月末日	1社																																										
3月末日	46社																																										

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日企業会計基準委員会)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間連結会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。</p> <p>この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が122,235百万円増加、「繰延税金資産」が41,083百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が81,152百万円増加しております。</p>		<p>(追加情報)</p> <p>従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日企業会計基準委員会)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。</p> <p>この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が89,198百万円増加、「繰延税金資産」が29,979百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が59,219百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。</p> <p>また、満期保有目的の債券の区分に変更を行った証券化商品及びその他有価証券に含まれる証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者(ブローカー又は情報ベンダー)から入手する価格により評価を行っていましたが、当連結会計年度より評価の精度を高めるため、合理的な見積りに基づく合理的に算定された</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
			<p>価額により評価を行っております。なお、保有目的区分を満期保有目的の債券に変更した証券化商品の一部については、変更時点の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって振り替えております。</p> <p>この結果、外部業者から入手する価格に基づく価額による評価と比較して、「買入金銭債権」が317,618百万円増加、「繰延税金資産」が42,725百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が143,721百万円増加し、「その他業務費用」及び「経常損失」が131,171百万円減少、「税金等調整前当期純利益」が同額増加しております。</p> <p>企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者より入手した価格の双方を勘案して算出しております。</p> <p>なお、その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(B) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(A)と同じ方法により行っております。</p> <p>なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	(B) 同左	(B) 同左
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分して計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：15年～50年 その他：2年～20年</p> <p>また、連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>前連結会計年度より平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち当行の建物（建物付属設備を除く）以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。</p> <p>また、当行の建物（建物付属設備を除く）については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、前連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更いたしました。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分して計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：15年～50年 その他：2年～20年</p> <p>また、連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：15年～50年 その他：2年～20年</p> <p>また、連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>なお、当行及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を前連結会計年度の下期に行ったため、前中間連結会計期間においては従来の方法によっております。従って、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、営業経費は4,713百万円少なく、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額それぞれ多く計上されております。</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として3年～10年）に対応して定額法により償却しております。</p>	<p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として3年～10年）に対応して定額法により償却しております。</p>	<p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として3年～10年）に対応して定額法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。</p>	<p>③ リース資産 同左</p>	<p>③ リース資産 同左</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>また、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 同左</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は654,263百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は930,933百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は854,084百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 同左	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(9) 役員賞与引当金の計上基準 同左	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(10) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 (A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理 (B) 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ主として発生の翌連結会計年度から費用処理	(10) 退職給付引当金の計上基準 同左 (A) 過去勤務債務 同左 (B) 数理計算上の差異 同左	(10) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 (A) 過去勤務債務 同左 (B) 数理計算上の差異 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(11) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、当行の連結子会社が、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(11) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、当行の連結子会社が、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(11) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、当行の連結子会社が、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
	(12) ポイント引当金の計上基準 ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(12) ポイント引当金の計上基準 同左	(12) ポイント引当金の計上基準 同左
	(13) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。	(13) 偶発損失引当金の計上基準 同左	(13) 偶発損失引当金の計上基準 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(14)特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金1,471百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(14)特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(14)特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
	<p>(15)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(15)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(15)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(16)リース取引の処理方法 (借手側) 当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(貸手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、収益及び費用の計上基準については、売上高を「その他経常収益」に含めて計上せず、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。</p> <p>(会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会。以下「企業会計基準第13号」という)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会。以下「企業会計基準適用指針第16号」という)が平成</p>	<p>(16)リース取引の処理方法 (借手側) 当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(貸手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、収益及び費用の計上基準については、売上高を「その他経常収益」に含めて計上せず、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。</p>	<p>(16)リース取引の処理方法 (借手側) 当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(貸手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、収益及び費用の計上基準については、売上高を「その他経常収益」に含めて計上せず、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。</p> <p>(会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。</p> <p>(借手側) この変更による中間連結財務諸表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(貸手側) この変更により、従来の方によった場合と比較して、「経常収益」は58,092百万円減少し、うち「資金運用収益」が4,267百万円増加、「その他経常収益」が62,360百万円減少しております。「経常費用」は58,305百万円減少し、うち「その他経常費用」が56,385百万円減少しております。「経常利益」は212百万円増加、「特別利益」は6,107百万円増加、「税金等調整前中間純利益」は6,319百万円増加しております。</p>		<p>結会計年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。</p> <p>(借手側) この変更による連結財務諸表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(貸手側) この変更により、従来の方によった場合と比較して、「経常収益」は114,765百万円減少し、うち「資金運用収益」が8,951百万円増加、「その他経常収益」が123,716百万円減少しております。「経常費用」は115,015百万円減少し、うち「その他経常費用」が111,469百万円減少しております。「経常損失」は250百万円減少、「特別利益」は6,186百万円増加、「税金等調整前当期純利益」は6,436百万円増加しております。</p>
	<p>(17)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p>	<p>(17)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p>	<p>(17)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>	<p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>	<p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してありました多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は18,023百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は30,444百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計について、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p>	<p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してありました多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は8,946百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は12,962百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してありました多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は13,333百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は21,046百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>	<p>(ハ)連結会社間取引等 同左</p>	<p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当連結会計年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>
	<p>(18)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。</p>	<p>(18)消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(18)消費税等の会計処理 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(19) 手形割引及び再割引の 会計処理 手形割引及び再割引 は、業種別監査委員会報 告第24号に基づき金融取 引として処理しておりま す。	(19) 手形割引及び再割引の 会計処理 同左	(19) 手形割引及び再割引の 会計処理 同左
	(20) 在外子会社の会計処理 基準 在外子会社の財務諸表 が、国際財務報告基準又 は米国会計基準に準拠し て作成されている場合に は、それらを連結決算手 続き上利用しております。 なお、在外子会社の財 務諸表が、国際財務報告 基準又は米国会計基準以 外の各所在地国で公正妥 当と認められた会計基準 に準拠して作成されてい る場合には、米国会計基 準に準拠して修正してお ります。 また、連結決算上必要 な修正を実施しておりま す。 (会計方針の変更) 実務対応報告第18号 「連結財務諸表作成にお ける在外子会社の会計処 理に関する当面の取扱い」 (平成18年5月17日 企業会計基準委員会。以 下「実務対応報告第18 号」という)が平成20年 4月1日以後開始する連 結会計年度から適用され ることになったことに伴 い、当中間連結会計期間 から同実務対応報告を適 用しております。 この変更により、従来 の方法によった場合と比 較して、「経常利益」及 び「税金等調整前中間純 利益」がそれぞれ7,218 百万円増加しております。	(20) 在外子会社の会計処理 基準 在外子会社の財務諸表 が、国際財務報告基準又 は米国会計基準に準拠し て作成されている場合に は、それらを連結決算手 続き上利用しております。 なお、在外子会社の財 務諸表が、国際財務報告 基準又は米国会計基準以 外の各所在地国で公正妥 当と認められた会計基準 に準拠して作成されてい る場合には、米国会計基 準に準拠して修正してお ります。 また、連結決算上必要 な修正を実施しておりま す。 (会計方針の変更) 実務対応報告第18号 「連結財務諸表作成にお ける在外子会社の会計処 理に関する当面の取扱い」 (平成18年5月17日 企業会計基準委員会。以 下「実務対応報告第18 号」という)が平成20年 4月1日以後開始する連 結会計年度から適用され ることになったことに伴 い、当連結会計年度から 同実務対応報告を適用し ております。 この変更により、従来 の方法によった場合と比 較して、「経常損失」が 1,642百万円増加し、 「税金等調整前当期純利 益」が同額減少しており ます。	(20) 在外子会社の会計処理 基準 在外子会社の財務諸表 が、国際財務報告基準又 は米国会計基準に準拠し て作成されている場合に は、それらを連結決算手 続き上利用しております。 なお、在外子会社の財 務諸表が、国際財務報告 基準又は米国会計基準以 外の各所在地国で公正妥 当と認められた会計基準 に準拠して作成されてい る場合には、米国会計基 準に準拠して修正してお ります。 また、連結決算上必要 な修正を実施しておりま す。 (会計方針の変更) 実務対応報告第18号 「連結財務諸表作成にお ける在外子会社の会計処 理に関する当面の取扱い」 (平成18年5月17日 企業会計基準委員会。以 下「実務対応報告第18 号」という)が平成20年 4月1日以後開始する連 結会計年度から適用され ることになったことに伴 い、当連結会計年度から 同実務対応報告を適用し ております。 この変更により、従来 の方法によった場合と比 較して、「経常損失」が 1,642百万円増加し、 「税金等調整前当期純利 益」が同額減少しており ます。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>米国会計基準適用子会社の財務諸表において、米国財務会計基準審議会基準書第158号「確定給付型年金制度及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理—米国財務会計基準審議会基準書第87号、第88号、第106号及び第132号(改訂版)の改訂」に基づき計上される「退職給付費用として未認識の数理計算上の差異等」については、従来、純資産の部から控除し、「その他資産」及び「退職給付引当金」を加減しておりましたが、当中間連結会計期間より税効果相当額及び少数株主持分相当額控除後の金額を「米国会計基準適用子会社における年金債務調整額」として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」が21,136百万円減少、「退職給付引当金」が9,620百万円増加、「繰延税金負債」が11,814百万円減少、「少数株主持分」が6,573百万円減少しております。</p>	<p>(追加情報)</p> <p>一部の12月決算在外子会社において、米国財務会計基準審議会基準書第115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」に従い、平成21年2月28日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。</p> <p>この変更は、満期まで保有する能力と意思があることから、「満期保有目的の債券」に区分することがより適切であると判断したため、行ったものであります。</p> <p>これにより、従来区分で保有した場合に比べ、「買入金銭債権」は5,623百万円増加、「繰延税金資産」は2,194百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,429百万円増加しております。</p> <p>なお、区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「4 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。</p>	<p>(追加情報)</p> <p>米国会計基準適用子会社の財務諸表において、米国財務会計基準審議会基準書第158号「確定給付型年金制度及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理—米国財務会計基準審議会基準書第87号、第88号、第106号及び第132号(改訂版)の改訂」に基づき計上される「退職給付費用として未認識の数理計算上の差異等」については、従来、純資産の部から控除し、「その他資産」及び「退職給付引当金」を加減しておりましたが、当連結会計年度より税効果相当額及び少数株主持分相当額控除後の金額を「米国会計基準適用子会社における年金債務調整額」として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」が430百万円減少、「退職給付引当金」が97,403百万円増加、「繰延税金負債」が39,641百万円減少、「少数株主持分」が6,311百万円減少しております。</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものであります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち定期性預け金と譲渡性預け金以外のものであります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(マスターネットティング契約に基づくデリバティブ取引相殺表示)</p> <p>従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスターネットティング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示しておりましたが、当中間連結会計期間より、これらの金融資産及び金融負債を総額で表示する方法に変更しております。</p> <p>これは、デリバティブ取引に係る担保金が増加基調にあることに鑑み、信用リスクを適切に表示する観点から検討した結果、デリバティブ取引の時価評価による金融資産・負債のみを相殺表示する合理性が薄れており、原則どおり総額で表示することがより適切との判断に至ったものであります。</p> <p>この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、中間連結貸借対照表については、「特定取引資産」が3,114,895百万円増加、「特定取引負債」が3,162,295百万円増加、「その他資産」が1,186,779百万円増加、「その他負債」が1,139,379百万円増加しております。また、中間連結キャッシュ・フロー計算書については、営業活動によるキャッシュ・フローの「特定取引資産の純増(△)減」が1,601,293百万円増加、「特定取引負債の純増減(△)」が1,590,651百万円減少、「その他」が10,642百万円減少しております。</p>		<p>(マスターネットティング契約に基づくデリバティブ取引相殺表示)</p> <p>従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスターネットティング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示しておりましたが、当連結会計年度より、これらの金融資産及び金融負債を総額で表示する方法に変更しております。</p> <p>これは、デリバティブ取引に係る担保金が増加基調にあることに鑑み、信用リスクを適切に表示する観点から検討した結果、デリバティブ取引の時価評価による金融資産・金融負債のみを相殺表示する合理性が薄れており、原則どおり総額で表示することがより適切との判断に至ったものであります。</p> <p>この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、連結貸借対照表については、「特定取引資産」が5,133,456百万円増加、「特定取引負債」が5,257,665百万円増加、「その他資産」が1,632,726百万円増加、「その他負債」が1,508,517百万円増加しております。また、連結キャッシュ・フロー計算書については、営業活動によるキャッシュ・フローの「特定取引資産の純増(△)減」が417,267百万円減少、「特定取引負債の純増減(△)」が504,718百万円増加、「その他」が87,451百万円減少しております。</p>
		<p>(債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い)</p> <p>実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(平成20年12月5日 企業会計基準委員会)が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、平成21年1月30日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、「買入金銭債権」は9,046百万円増加、「繰延税金資産」は19,884百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は10,837百万円減少しております。</p> <p>なお、区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「6 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 「銀行施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年7月11日 内閣府令第44号)による「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行われ、平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る書類について適用されることになったことに伴い、リース債権及びリース投資資産は、「その他資産」に含めて表示しております。この変更により、従来、「貸出金」に含めて表示していた海外のリース業を営む子会社のファイナンス・リース取引に係る債権及び、「有形固定資産」又は「無形固定資産」に含めて表示していたリース投資資産は、当中間連結会計期間より、「その他資産」に含めて表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「貸出金」に含まれる「その他資産」の金額は328,751百万円、「有形固定資産」に含まれる「その他資産」の金額は13,707百万円、「無形固定資産」に含まれる「その他資産」の金額は305百万円であります。</p> <p>(2) 当行の連結子会社のポイント引当金は、従来、重要性が乏しかったことから、「その他負債」に含めて計上しており、前中間連結会計期間末の「その他負債」に含まれる「ポイント引当金」の金額は、8,766百万円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>従来、重要性が乏しかったことから、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて計上しておりましたポイント引当金の純増減は、「ポイント引当金の増減額」として表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「ポイント引当金の増減額」は3,591百万円であります。</p>	<p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「法人税等還付税額」は、金額の重要性が増したため、当中間連結会計期間から区分して表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示した「法人税等還付税額」は803百万円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」に含めて表示しておりました「法人税等の還付額」は、中間連結損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「法人税等還付税額」を区分して表示したことに合わせて、当中間連結会計期間から区分して表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」に含まれる「法人税等の還付額」は16,844百万円であります。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式146,582百万円及び出資金1,550百万円を含んでおります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に199,911百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は795,346百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは5,492,841百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,004,310百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は14,921百万円であります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式143,295百万円及び出資金2,531百万円を含んでおります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に219,966百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は576,622百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは11,495,185百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は722,057百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は17,416百万円であります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式130,749百万円及び出資金2,207百万円を含んでおります。</p> <p>なお、上記に含まれる共同支配企業に対する投資の金額は8,965百万円であります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に199,972百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は371,509百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは12,659,525百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は816,853百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は22,802百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は61,830百万円、延滞債権額は792,228百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は16,810百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は318,932百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は118,359百万円、延滞債権額は888,156百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は12,297百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は269,957百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は130,515百万円、延滞債権額は744,871百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は22,190百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は268,451百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)																																																																																						
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,189,802百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table> <tr><td></td><td>百万円</td></tr> <tr><td>現金預け金</td><td>1,705</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>880,012</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>1,308,153</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>364</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>844</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>833</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td></td><td>百万円</td></tr> <tr><td>預金</td><td>343,940</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>280,000</td></tr> <tr><td>コマースャル・ペーパー</td><td>25,000</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,045,543</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>1,705</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金219,166百万円、買入金銭債権569,862百万円、有価証券6,735,563百万円、貸出金7,562,675百万円及びその他資産5,321百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は1,692,161百万円、有価証券は4,191,198百万円であり、対応する売現先勘定は3,838,392百万円、債券貸借取引受入担保金は1,424,296百万円であります。</p>		百万円	現金預け金	1,705	有価証券	880,012	貸出金	1,308,153	その他資産	364	有形固定資産	844	無形固定資産	833		百万円	預金	343,940	コールマネー及び売渡手形	280,000	コマースャル・ペーパー	25,000	借入金	1,045,543	支払承諾	1,705	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,288,770百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table> <tr><td></td><td>百万円</td></tr> <tr><td>現金預け金</td><td>1,743</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>921,508</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>1,045,757</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>632,952</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>71,854</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>481</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>511</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td></td><td>百万円</td></tr> <tr><td>預金</td><td>325,907</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>558,000</td></tr> <tr><td>コマースャル・ペーパー</td><td>25,000</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>61,993</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,342,381</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>56,162</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>1,073</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金20,375百万円、買入金銭債権363,406百万円、特定取引資産38,280百万円、有価証券5,810,283百万円及び貸出金4,097,401百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は1,701,759百万円、有価証券は8,183,835百万円であり、対応する売現先勘定は6,258,349百万円、債券貸借取引受入担保金は2,406,567百万円であります。</p>		百万円	現金預け金	1,743	特定取引資産	921,508	有価証券	1,045,757	貸出金	632,952	その他資産	71,854	有形固定資産	481	無形固定資産	511		百万円	預金	325,907	コールマネー及び売渡手形	558,000	コマースャル・ペーパー	25,000	特定取引負債	61,993	借入金	1,342,381	その他負債	56,162	支払承諾	1,073	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,166,030百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table> <tr><td></td><td>百万円</td></tr> <tr><td>現金預け金</td><td>1,679</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>328,040</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>1,235,691</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>2,573,385</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>403</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>604</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>654</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td></td><td>百万円</td></tr> <tr><td>預金</td><td>445,370</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>565,000</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>88,680</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>2,291,831</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>1,124</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金39,022百万円、買入金銭債権765,299百万円、特定取引資産14,743百万円、有価証券8,088,688百万円、貸出金7,029,348百万円及びその他資産4,551百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は2,702,538百万円、有価証券は6,285,264百万円であり、対応する売現先勘定は7,350,406百万円、債券貸借取引受入担保金は1,416,039百万円であります。</p>		百万円	現金預け金	1,679	特定取引資産	328,040	有価証券	1,235,691	貸出金	2,573,385	その他資産	403	有形固定資産	604	無形固定資産	654		百万円	預金	445,370	コールマネー及び売渡手形	565,000	特定取引負債	88,680	借入金	2,291,831	支払承諾	1,124
	百万円																																																																																							
現金預け金	1,705																																																																																							
有価証券	880,012																																																																																							
貸出金	1,308,153																																																																																							
その他資産	364																																																																																							
有形固定資産	844																																																																																							
無形固定資産	833																																																																																							
	百万円																																																																																							
預金	343,940																																																																																							
コールマネー及び売渡手形	280,000																																																																																							
コマースャル・ペーパー	25,000																																																																																							
借入金	1,045,543																																																																																							
支払承諾	1,705																																																																																							
	百万円																																																																																							
現金預け金	1,743																																																																																							
特定取引資産	921,508																																																																																							
有価証券	1,045,757																																																																																							
貸出金	632,952																																																																																							
その他資産	71,854																																																																																							
有形固定資産	481																																																																																							
無形固定資産	511																																																																																							
	百万円																																																																																							
預金	325,907																																																																																							
コールマネー及び売渡手形	558,000																																																																																							
コマースャル・ペーパー	25,000																																																																																							
特定取引負債	61,993																																																																																							
借入金	1,342,381																																																																																							
その他負債	56,162																																																																																							
支払承諾	1,073																																																																																							
	百万円																																																																																							
現金預け金	1,679																																																																																							
特定取引資産	328,040																																																																																							
有価証券	1,235,691																																																																																							
貸出金	2,573,385																																																																																							
その他資産	403																																																																																							
有形固定資産	604																																																																																							
無形固定資産	654																																																																																							
	百万円																																																																																							
預金	445,370																																																																																							
コールマネー及び売渡手形	565,000																																																																																							
特定取引負債	88,680																																																																																							
借入金	2,291,831																																																																																							
支払承諾	1,124																																																																																							

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は57,406,411百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は55,779,302百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は55,024,100百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 828,050百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金893,500百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債3,012,761百万円が含まれております。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,029,707百万円であります。</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 29,046百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 859,498百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金450,500百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債3,502,249百万円が含まれております。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,715,051百万円であります。</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,005百万円</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 846,147百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 82,961百万円 (当連結会計年度 圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金688,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債3,370,043百万円が含まれております。</p> <p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,859,231百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益65,451百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却157,232百万円、貸倒引当金繰入額156,652百万円及び株式等償却121,059百万円を含んでおります。</p> <p>※3 リース会計基準の適用に伴う影響額は、リース業を主たる事業として営む連結子会社が貸手としてのリース取引の処理方法を変更したことに伴う影響額であります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益38,665百万円、リース業を営む連結子会社に係る受取リース料10,478百万円及び貸出債権等の売却に係る利益8,535百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額164,655百万円及び貸出金償却138,710百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益86,635百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他の経常費用には、株式等償却496,351百万円及び貸出金償却363,148百万円を含んでおります。</p> <p>※3 リース会計基準の適用に伴う影響額は、リース業を主たる事業として営む連結子会社が貸手としてのリース取引の処理方法を変更したことに伴う影響額であります。</p> <p>※4 過年度損益修正益は、外貨建有価証券に対する為替変動リスク・ヘッジ取引に係る修正であります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,257,961	43,895	—	10,301,857	注1
第一回第二種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第一回第三種優先株式	27,000	—	—	27,000	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	—	150,000	
第一回第六種優先株式	1,000	—	—	1,000	
合計	10,615,661	43,895	—	10,659,557	
自己株式					
第一回第三種優先株式	9,300	17,700	—	27,000	注2
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	—	150,000	
合計	239,000	17,700	—	256,700	

(注) 1 普通株式の増加43,895千株は、第一回第三種優先株式の一斉取得による増加であります。

2 第一回第三種優先株式の自己株式の増加17,700千株は、一斉取得による増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	180,745	17.62	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回第二種優先株式	3,000	30.00	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回第三種優先株式	140	7.95	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回第六種優先株式	80	80.68	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

II 当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,833,384	—	—	10,833,384	
第一回第二種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第六種優先株式	1,000	—	—	1,000	
第一回第七種優先株式	177,000	—	—	177,000	
合計	11,191,084	—	—	11,191,084	
自己株式					
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第七種優先株式	21,000	—	—	21,000	
合計	100,700	—	—	100,700	

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	59,041	5.45	平成21年3月31日	平成21年6月25日
	第一回第二種優先株式	6,000	60.00	平成21年3月31日	平成21年6月25日
	第一回第六種優先株式	210	210.90	平成21年3月31日	平成21年6月25日
	第一回第七種優先株式	6,708	43.00	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年11月18日 取締役会	普通株式	71,175	その他 利益剰余金	6.57	平成21年9月30日	平成21年11月19日
	第一回第二種 優先株式	3,000	その他 利益剰余金	30.00	平成21年9月30日	平成21年11月19日
	第一回第六種 優先株式	105	その他 利益剰余金	105.45	平成21年9月30日	平成21年11月19日
	第一回第七種 優先株式	8,970	その他 利益剰余金	57.50	平成21年9月30日	平成21年11月19日

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,257,961	575,422	—	10,833,384	注1
第一回第二種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第一回第三種優先株式	27,000	—	27,000	—	注2
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	150,000	—	注3
第一回第六種優先株式	1,000	—	—	1,000	
第一回第七種優先株式	—	177,000	—	177,000	注4
合計	10,615,661	752,422	177,000	11,191,084	
自己株式					
第一回第三種優先株式	9,300	17,700	27,000	—	注5
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	150,000	—	注6
第一回第七種優先株式	—	177,000	156,000	21,000	注7
合計	239,000	194,700	333,000	100,700	

- (注) 1 普通株式の発行済株式の増加575,422千株のうち43,895千株は、第一回第三種優先株式の一斉取得に伴う普通株式の交付による増加であり、531,527千株は、増資による増加であります。
- 2 第一回第三種優先株式の発行済株式の減少27,000千株は、第一回第七種優先株式への変更による減少であります。
- 3 第一回第五種優先株式の発行済株式の減少150,000千株は、第一回第七種優先株式への変更による減少であります。
- 4 第一回第七種優先株式の発行済株式の増加177,000千株は、第一回第三種優先株式及び第一回第五種優先株式からの変更による増加であります。
- 5 第一回第三種優先株式の自己株式の増加17,700千株は、一斉取得による増加であり、減少27,000千株は、第一回第七種優先株式への変更による減少であります。
- 6 第一回第五種優先株式の自己株式の減少150,000千株は、第一回第七種優先株式への変更による減少であります。
- 7 第一回第七種優先株式の自己株式の増加177,000千株は、第一回第三種優先株式及び第一回第五種優先株式からの変更による増加であり、減少156,000千株は、割当処分による減少であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	180,745	17.62	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回第二種優先株式	3,000	30.00	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回第三種優先株式	140	7.95	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	第一回第六種優先株式	80	80.68	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日 後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	59,041	その他 利益剰余金	5.45	平成21年3月31日	平成21年6月25日
	第一回第二種 優先株式	6,000	その他 利益剰余金	60.00	平成21年3月31日	平成21年6月25日
	第一回第六種 優先株式	210	その他 利益剰余金	210.90	平成21年3月31日	平成21年6月25日
	第一回第七種 優先株式	6,708	その他 利益剰余金	43.00	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末 残高と中間連結貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係	※1 現金及び現金同等物の中間期 末残高と中間連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との 関係	※1 現金及び現金同等物の期末残 高と連結貸借対照表に掲記され ている科目の金額との関係
平成20年9月30日現在	平成21年9月30日現在	平成21年3月31日現在
百万円	百万円	百万円
現金預け金勘定 7,945,518	現金預け金勘定 6,559,719	現金預け金勘定 5,239,373
定期性預け金及び 譲渡性預け金 <u>△4,646,765</u>	定期性預け金及び 譲渡性預け金 <u>△2,859,601</u>	定期性預け金及び 譲渡性預け金 <u>△1,968,242</u>
現金及び 現金同等物 <u>3,298,752</u>	現金及び 現金同等物 <u>3,700,118</u>	現金及び 現金同等物 <u>3,271,131</u>
		※2 株式交換により連結子会社で なくなった会社の資産及び負債 の内容 三菱UFJニコス株式会社 百万円
		資産合計 3,456,514
		(うち支払承諾見返 1,441,028)
		負債合計 3,279,146
		(うち支払承諾 1,441,028)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																																
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するファイナンス・リース取引(売買処理している在外子会社におけるものを除く)</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>125,895百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>124,148百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>250,043百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>72,948百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>77,925百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>150,873百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減損損失累計額相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">中間連結会計期間末残高相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>52,947百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>46,222百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>99,170百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	125,895百万円	無形固定資産	124,148百万円	合計	250,043百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	72,948百万円	無形固定資産	77,925百万円	合計	150,873百万円	減損損失累計額相当額		有形固定資産	—百万円	無形固定資産	—百万円	合計	—百万円	中間連結会計期間末残高相当額		有形固定資産	52,947百万円	無形固定資産	46,222百万円	合計	99,170百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するファイナンス・リース取引(売買処理している在外子会社におけるものを除く)</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>95,248百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>2,039百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>97,288百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>62,890百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>1,431百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>64,321百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">中間連結会計期間末残高相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>32,358百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>608百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>32,966百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	95,248百万円	無形固定資産	2,039百万円	合計	97,288百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	62,890百万円	無形固定資産	1,431百万円	合計	64,321百万円	中間連結会計期間末残高相当額		有形固定資産	32,358百万円	無形固定資産	608百万円	合計	32,966百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するファイナンス・リース取引(売買処理している在外子会社におけるものを除く)</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table> <tr><td colspan="2">取得価額相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>110,803百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>2,363百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>113,167百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">減価償却累計額相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>69,022百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>1,531百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>70,554百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">年度末残高相当額</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>41,781百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>831百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>42,612百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	110,803百万円	無形固定資産	2,363百万円	合計	113,167百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	69,022百万円	無形固定資産	1,531百万円	合計	70,554百万円	年度末残高相当額		有形固定資産	41,781百万円	無形固定資産	831百万円	合計	42,612百万円
取得価額相当額																																																																																		
有形固定資産	125,895百万円																																																																																	
無形固定資産	124,148百万円																																																																																	
合計	250,043百万円																																																																																	
減価償却累計額相当額																																																																																		
有形固定資産	72,948百万円																																																																																	
無形固定資産	77,925百万円																																																																																	
合計	150,873百万円																																																																																	
減損損失累計額相当額																																																																																		
有形固定資産	—百万円																																																																																	
無形固定資産	—百万円																																																																																	
合計	—百万円																																																																																	
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																		
有形固定資産	52,947百万円																																																																																	
無形固定資産	46,222百万円																																																																																	
合計	99,170百万円																																																																																	
取得価額相当額																																																																																		
有形固定資産	95,248百万円																																																																																	
無形固定資産	2,039百万円																																																																																	
合計	97,288百万円																																																																																	
減価償却累計額相当額																																																																																		
有形固定資産	62,890百万円																																																																																	
無形固定資産	1,431百万円																																																																																	
合計	64,321百万円																																																																																	
中間連結会計期間末残高相当額																																																																																		
有形固定資産	32,358百万円																																																																																	
無形固定資産	608百万円																																																																																	
合計	32,966百万円																																																																																	
取得価額相当額																																																																																		
有形固定資産	110,803百万円																																																																																	
無形固定資産	2,363百万円																																																																																	
合計	113,167百万円																																																																																	
減価償却累計額相当額																																																																																		
有形固定資産	69,022百万円																																																																																	
無形固定資産	1,531百万円																																																																																	
合計	70,554百万円																																																																																	
年度末残高相当額																																																																																		
有形固定資産	41,781百万円																																																																																	
無形固定資産	831百万円																																																																																	
合計	42,612百万円																																																																																	

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1年内</td><td style="text-align: right;">37,017百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td style="text-align: right;">63,946百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">100,964百万円</td></tr> </table> (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。 ・ リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: right;">一百万円</td></tr> </table> ・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>支払リース料</td><td style="text-align: right;">21,339百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td style="text-align: right;">一百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">20,781百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td style="text-align: right;">455百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">一百万円</td></tr> </table> ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 	1年内	37,017百万円	1年超	63,946百万円	合計	100,964百万円	一百万円	支払リース料	21,339百万円	リース資産減損勘定の取崩額	一百万円	減価償却費相当額	20,781百万円	支払利息相当額	455百万円	減損損失	一百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1年内</td><td style="text-align: right;">14,657百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td style="text-align: right;">18,506百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">33,164百万円</td></tr> </table> (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・ 支払リース料、減価償却費相当額 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>支払リース料</td><td style="text-align: right;">8,695百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">8,699百万円</td></tr> </table> ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 	1年内	14,657百万円	1年超	18,506百万円	合計	33,164百万円	支払リース料	8,695百万円	減価償却費相当額	8,699百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未経過リース料年度末残高相当額 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1年内</td><td style="text-align: right;">16,829百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td style="text-align: right;">26,001百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">42,830百万円</td></tr> </table> (注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>支払リース料</td><td style="text-align: right;">40,734百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">39,601百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td style="text-align: right;">832百万円</td></tr> </table> ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 	1年内	16,829百万円	1年超	26,001百万円	合計	42,830百万円	支払リース料	40,734百万円	減価償却費相当額	39,601百万円	支払利息相当額	832百万円
1年内	37,017百万円																																								
1年超	63,946百万円																																								
合計	100,964百万円																																								
一百万円																																									
支払リース料	21,339百万円																																								
リース資産減損勘定の取崩額	一百万円																																								
減価償却費相当額	20,781百万円																																								
支払利息相当額	455百万円																																								
減損損失	一百万円																																								
1年内	14,657百万円																																								
1年超	18,506百万円																																								
合計	33,164百万円																																								
支払リース料	8,695百万円																																								
減価償却費相当額	8,699百万円																																								
1年内	16,829百万円																																								
1年超	26,001百万円																																								
合計	42,830百万円																																								
支払リース料	40,734百万円																																								
減価償却費相当額	39,601百万円																																								
支払利息相当額	832百万円																																								

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2 オペレーティング・リース取引 (借手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 23,546百万円 1年超 79,383百万円 合計 102,930百万円	2 オペレーティング・リース取引 (借手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 20,641百万円 1年超 131,360百万円 合計 152,002百万円	2 オペレーティング・リース取引 (借手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 26,088百万円 1年超 117,893百万円 合計 143,982百万円
(貸手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 4,952百万円 1年超 38,957百万円 合計 43,910百万円	(貸手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 7,703百万円 1年超 59,581百万円 合計 67,284百万円	(貸手側) ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 13,375百万円 1年超 43,432百万円 合計 56,807百万円

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	1,075,006	1,071,173	△3,832
その他	242,516	243,279	763
外国債券	20,464	21,227	763
その他	222,052	222,052	—
合計	1,317,522	1,314,453	△3,069

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	3,614,279	4,020,030	405,750
債券	14,749,914	14,751,411	1,496
国債	12,997,445	12,998,377	932
地方債	271,520	272,718	1,198
社債	1,480,949	1,480,315	△633
その他	10,202,773	9,505,338	△697,435
外国株式	96,143	124,538	28,395
外国債券	5,729,517	5,663,148	△66,369
その他	4,377,112	3,717,651	△659,460
合計	28,566,968	28,276,780	△290,188

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 当行及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落
 要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落
 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は8,494百万円(費用)であります。

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額 (百万円)
その他有価証券	
国内株式	326,769
社債	3,364,958
外国株式	72,372
外国債券	318,250

II 当中間連結会計期間末

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	514,865	518,964	4,098
その他	1,120,646	1,130,936	10,289
外国債券	7,766	8,860	1,094
その他	1,112,880	1,122,075	9,194
合計	1,635,512	1,649,900	14,387

(注) 時価は、原則として当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいておりますが、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、当行における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によっております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	3,171,261	3,408,783	237,521
債券	28,852,633	28,970,568	117,934
国債	27,382,936	27,478,800	95,863
地方債	276,032	284,507	8,475
社債	1,193,664	1,207,260	13,595
その他	9,328,145	9,214,260	△113,885
外国株式	96,921	133,297	36,375
外国債券	7,650,290	7,693,635	43,345
その他	1,580,934	1,387,326	△193,607
合計	41,352,041	41,593,611	241,570

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によっております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

なお、その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。

2 当行及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先

時価が取得原価に比べて下落

要注意先

時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先

時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は17,156百万円（費用）であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
外国債券	104
その他有価証券	
国内株式	285,792
社債	3,034,831
外国株式	59,283
外国債券	383,940

4 保有目的を変更した有価証券

一部の12月決算在外子会社において、米国財務会計基準審議会基準書第115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」に従い、平成21年2月28日に、従来、「その他有価証券」に区分していた証券化商品を時価（112,356百万円）により、「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。

この変更は、満期まで保有する能力と意思があることから、「満期保有目的の債券」に区分することがより適切であると判断したため、行ったものであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成21年9月30日現在)

	時価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	中間連結貸借対照表に計上 されたその他有価証券 評価差額金の額(百万円)
その他(買入金銭債権)	106,841	112,464	△46,493

5 当中間連結会計期間前に保有目的を変更した有価証券

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成21年9月30日現在)

	時価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	中間連結貸借対照表に計上 されたその他有価証券 評価差額金の額(百万円)
その他(買入金銭債権)	994,667	979,849	△78,982

(追加情報)

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間連結会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

III 前連結会計年度末

- ※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等も含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	4,317,102	419

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	514,895	516,563	1,668	3,421	1,753
外国債券	15,467	16,625	1,157	1,361	204
その他	1,097,596	1,088,549	△9,046	9,991	19,037
合計	1,627,959	1,621,738	△6,221	14,774	20,996

- (注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
- 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国内株式	3,260,950	2,967,386	△293,563	285,249	578,812
国内債券	21,171,990	21,143,463	△28,526	38,280	66,806
国債	19,686,130	19,665,871	△20,258	31,968	52,227
地方債	264,433	268,021	3,588	3,768	179
社債	1,221,426	1,209,570	△11,855	2,544	14,399
外国株式	101,060	83,251	△17,809	4,837	22,646
外国債券	8,513,408	8,524,797	11,389	89,482	78,093
その他	2,069,369	1,580,505	△488,864	4,168	493,033
合計	35,116,778	34,299,404	△817,373	422,018	1,239,392

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
- 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
- 3 当行及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当連結会計年度末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。
- | | |
|-----------------|--------------------|
| 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べて下落 |
| 要注意先 | 時価が取得原価に比べて30%以上下落 |
| 正常先 | 時価が取得原価に比べて50%以上下落 |
- なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。
- 4 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は10,194百万円(費用)であります。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	64,165,681	520,990	285,577

5 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(2を除く)(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
外国債券	78
その他有価証券	
国内株式	296,465
社債	3,192,780
外国株式	65,476
外国債券	340,963

6 保有目的を変更した有価証券

従来、「その他有価証券」に区分していた証券化商品1,162,444百万円は、平成21年1月30日に時価(1,053,029百万円)により「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。当該区分変更は、世界的な金融市場の混乱を背景に一部の証券化商品等の流動性が極端に低下し、公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じている稀な状況にあると判断したものであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成21年3月31日現在)

	時価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表に計上 されたその他有価証券 評価差額金(百万円)
その他(買入金銭債権)	1,047,291	1,056,338	△90,906

7 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
国内債券	10,863,845	8,103,081	3,885,791	2,002,778
国債	10,414,223	5,467,732	2,962,556	1,336,254
地方債	9,180	65,645	197,254	412
社債	440,442	2,569,704	725,980	666,111
外国債券	540,639	4,266,893	962,672	2,521,923
その他	145,142	174,231	791,621	1,757,547
合計	11,549,627	12,544,206	5,640,085	6,282,249

(追加情報)

従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が89,198百万円増加、「繰延税金資産」が29,979百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が59,219百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

また、満期保有目的の債券の区分に変更を行った証券化商品及びその他有価証券に含まれる証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者(ブローカー又は情報ベンダー)から入手する価格により評価を行っていましたが、当連結会計年度より評価の精度を高めるため、合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。なお、保有目的区分を満期保有目的の債券に変更した証券化商品の一部については、変更時点の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって振り替えております。

この結果、外部業者から入手する価格に基づく価額による評価と比較して、「買入金銭債権」が317,618百万円増加、「繰延税金資産」が42,725百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が143,721百万円増加し、「その他業務費用」及び「経常損失」が131,171百万円減少、「税金等調整前当期純利益」が同額増加しております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

なお、その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
運用目的及び 満期保有目的以外の 金銭の信託	219,230	220,028	798

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

II 当中間連結会計期間末

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
運用目的及び 満期保有目的以外の 金銭の信託	215,902	216,597	694

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	32,818	△106

2 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
運用目的及び 満期保有目的 以外の金銭の 信託	208,695	209,071	375	375	—

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△270,930
その他有価証券	△271,729
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	798
繰延税金資産	39,431
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△231,499
少数株主持分相当額	9,472
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△14,843
その他有価証券評価差額金	△236,869

(注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額8,494百万円(費用)を除いております。
2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額9,964百万円(益)を含めております。

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	93,081
その他有価証券	266,715
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	694
「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分に変更した有価証券	△174,328
繰延税金負債	△74,701
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	18,380
少数株主持分相当額	14,760
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△13,740
その他有価証券評価差額金	19,400

(注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額17,156百万円(費用)を除いております。
2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額7,988百万円(益)を含めております。

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△914,731
その他有価証券	△803,549
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	375
「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分に変更した有価証券	△111,557
繰延税金資産	203,768
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△710,962
少数株主持分相当額	17,460
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△19,106
その他有価証券評価差額金	△712,608

- (注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額10,194百万円(費用)を除いております。
- 2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額3,629百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	7,164,474	△984	△984
	金利オプション	6,654,768	402	184
店頭	金利先渡契約	5,044,998	△280	△280
	金利スワップ	464,029,858	243,053	243,053
	金利オプション	49	△0	△0
	スワップション	12,678,932	6,057	9,060
	その他	5,254,638	2,998	6,018
	合計	—	251,245	257,051

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	375,022	193	193
店頭	通貨スワップ	35,794,417	△185,855	△185,855
	為替予約	83,496,477	146,158	146,158
	通貨オプション	34,017,675	95,311	242,183
	合計	—	55,807	202,679

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	1,545,874	907	907
	債券先物オプション	257,013	951	663
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	合計	—	1,859	1,571

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	商品先物	—	—	—
店頭	商品スワップ	936,219	5,085	5,085
	商品オプション	371,402	—	15
	合計	—	5,085	5,101

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	9,349,227	39,447	39,447

- (注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(7) その他(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・デリバティブ	498	—	10

- (注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	5,187,517	123	123
	金利オプション	18,791,868	1,922	686
店頭	金利先渡契約	1,591,123	△301	△301
	金利スワップ	361,387,104	271,685	271,685
	スワップション	14,161,361	4,327	6,447
	その他	4,317,223	3,435	5,725
	合計	—	281,191	284,366

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	17,333	△3	△3
店頭	通貨スワップ	29,459,289	△137,388	△137,388
	為替予約	45,530,101	△108,790	△108,790
	通貨オプション	21,972,327	339,872	433,361
	合計	—	93,689	187,178

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	有価証券店頭オプション	14,231	—	—

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	889,117	396	396
	債券先物オプション	210,655	133	△65
	合計	—	530	331

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	商品スワップ	433,290	4,730	4,730
	商品オプション	214,354	—	7
	合計	—	4,730	4,738

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	8,554,084	10,832	10,832

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(7) その他(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・デリバティブ	29	—	—

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

当行及び連結子会社の行っているデリバティブ取引には、金利・通貨等先物取引、金利・為替先渡取引、先物外国為替取引、金利・通貨等スワップ取引、金利・通貨等オプション取引などがあります。

なお、当行では、行内で定めるリスク管理・運営方針に基づき、主として以下の目的でデリバティブ取引に積極的に取り組んでおります。

- ・顧客へのリスクヘッジ手段の提供
- ・短期的な為替・金利等の見通しに基づくトレーディング
- ・資産・負債に係わる為替・金利リスクの調整、ヘッジ

ヘッジ目的の取引においては、固定金利の預金・貸出金・債券等、変動金利の預金・貸出金等及び固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引をヘッジ対象としており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一になるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、一部において金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

デリバティブ取引に係る主要なリスクとして、市場リスク及び取引に伴い発生する信用リスクがあります。

市場リスクとは金利、為替レート等の様々な市場の変動により損失を生じるリスクであり、信用リスクとは取引相手方の財政状態の悪化により、契約が履行されなくなり損失を被るリスクであります。当行では、他の取引と同様デリバティブ取引についても、市場リスク、信用リスク別に、可能な限り統一的な手法で測定・管理を行っております。

市場リスクにつきましては、経営会議から半期毎及び業務毎にバリュー・アット・リスク(保有期間中に一定の確率でポートフォリオに発生する最大損失額を統計的に推定したリスク指標)を用いた権限を付与し、行内の独立した市場リスクの管理部署である総合リスク管理部が日次、グローバル・連結ベースで銀行全体のリスクの量を内部モデルにより計測、管理し、直接経営陣に報告しております。

一方、信用リスクにつきましては、フロント組織から独立した与信所管部による判断に基づき、システム等により再構築コスト及び再構築コストの将来の変動を考慮に入れた与信残高の把握と管理を行っております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引所	金利先物	売建	4,195,321	1,153,784	△9,048	△9,048
		買建	4,706,914	209,937	3,383	3,383
	金利 オプション	売建	5,224,757	—	△577	427
		買建	5,799,676	—	827	△435
店頭	金利先渡 契約	売建	2,251,331	—	369	369
		買建	2,152,415	—	△371	△371
	金利 スワップ	受取固定・ 支払変動	196,907,372	145,033,050	5,053,348	5,053,348
		受取変動・ 支払固定	189,908,994	141,271,325	△4,581,418	△4,581,418
		受取変動・ 支払変動	28,579,974	20,374,242	△87,140	△87,140
		受取固定・ 支払固定	501,526	363,469	△1,495	△1,495
	金利 オプション	売建	42	—	△0	0
		買建	—	—	—	—
	金利 スワップ ション	売建	6,590,167	4,498,735	△122,508	△86,798
		買建	6,182,261	4,125,058	125,867	90,379
	その他	売建	2,606,387	1,845,895	△8,628	△3,300
		買建	2,182,277	1,732,208	11,432	9,270
合計			—	—	384,041	387,169

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、
 上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引所	通貨先物	売建	2,563	888	△4	△4
		買建	8,508	—	△9	△9
店頭	通貨スワップ	—	34,004,037	26,450,131	△263,792	△263,792
	為替予約	売建	32,174,263	607,025	192,418	192,418
		買建	34,024,547	620,287	△178,580	△178,580
	通貨オプション	売建	14,285,416	7,162,247	△696,451	△45,663
		買建	13,306,618	6,757,637	855,991	329,347
合計			—	—	△90,427	33,716

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、
 上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引所	債券先物	売建	333,572	—	113	113
		買建	372,852	—	151	151
	債券先物 オプション	売建	229,907	—	△594	215
		買建	65,779	—	293	△105
合計			—	—	△35	375

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	商品 スワップ	商品指数変化率 受取・短期変動 金利支払	226,378	159,136	△24,815	△24,815
		短期変動金利 受取・商品指数 変化率支払	333,653	226,790	29,664	29,664
	商品オプ ション	売建	130,697	64,490	△18,512	△18,044
		買建	130,697	64,490	18,508	18,154
合計			—	—	4,845	4,959

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
- 2 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
- 3 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	4,035,606	3,452,917	△268,147	△268,147
		買建	4,935,151	4,197,281	344,609	344,609
合計			—	—	76,461	76,461

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) その他(平成21年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・ デリバティブ	売建	211	14	△5	16
		買建	211	14	5	△5
合計			—	—	—	10

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

III 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

連結子会社(カブドットコム証券株式会社)

(1) スtock・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名) (注) 3	同社取締役 1名 同社従業員 36名	同社取締役 1名 同社監査役 1名 同社従業員 4名	同社取締役 1名 同社執行役 1名 同社従業員 31名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注) 1、 2	同社普通株式 12,861株	同社普通株式 1,854株	同社普通株式 4,314株
付与日	平成15年12月31日	平成16年4月30日	平成18年3月31日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた 者は、権利行使時におい ても同社の取締役、執行役又 は従業員の地位にあること を要する。	新株予約権の割当を受けた 者は、権利行使時におい ても同社の取締役、執行役又 は従業員の地位にあること を要する。	新株予約権の割当を受けた 者は、権利行使時におい ても同社の取締役、執行役又 は従業員の地位にあること を要する。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年1月1日 至 平成22年12月31日	自 平成18年5月1日 至 平成22年12月31日	自 平成19年7月1日 至 平成24年6月30日

(注) 1 同社の株式数に換算して記載しております。

2 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数は分割後の数値によっております。

3 平成16年ストック・オプションの付与対象者である同社の監査役1名は、平成16年6月22日開催の同社株主総会において同社の監査役を退任し、同社の取締役就任しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	783	513	3,642
権利確定	—	—	—
権利行使	405	342	—
失効	—	—	441
未行使残	378	171	3,201

②単価情報

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格（円）	15,000	22,366	327,022
行使時平均株価（円） （注）1	87,700	101,145	—
付与日における公正な 評価単価（注）2	—	—	—

- （注）1 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、権利行使価格は分割後の数値によっております。なお、「行使時平均株価」は行使時の同社の平均株価であります。
- 2 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	2,093,008	145,647	2,238,656	—	2,238,656
(2) セグメント間の内部 経常収益	10,035	8,220	18,255	(18,255)	—
計	2,103,044	153,867	2,256,911	(18,255)	2,238,656
経常費用	1,978,562	143,128	2,121,691	(18,167)	2,103,523
経常利益	124,481	10,738	135,220	(88)	135,132

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、クレジットカード業、証券業、リース業等が属しております。

3 事業区分の変更

従来、区分表示しておりました「クレジットカード業」の区分につきましては、平成20年8月に連結子会社の三菱UFJニコス株式会社が株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの直接出資子会社となったことに伴い、当中間連結会計期間より「その他」の区分に含めて表示しております。

4 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

実務対応報告第18号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「その他」で2,493百万円減少し、経常費用は「銀行業」で7,218百万円、「その他」で2,493百万円減少し、経常利益は「銀行業」で7,218百万円増加しております。

5 リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

(借手側)

この変更による各セグメントに与える影響は軽微であります。

(貸手側)

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「銀行業」で671百万円、「その他」で57,421百万円減少し、経常費用は「銀行業」で778百万円、「その他」で57,526百万円減少し、経常利益は「銀行業」で106百万円、「その他」で105百万円増加しております。

6 減価償却の方法

前連結会計年度より平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち当行の建物(建物附属設備を除く)以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。

また、当行の建物(建物附属設備を除く)については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、前連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更いたしました。

なお、当行及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を前連結会計年度の下期に行ったため、前中間連結会計期間においては従来の方法によっております。従って、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、経常費用は「銀行業」で4,712百万円、「その他」で1百万円少なく、経常利益はそれぞれで同額多く計上されております。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	銀行業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,754,566	56,589	1,811,156	—	1,811,156
(2) セグメント間の内部 経常収益	6,692	3,984	10,676	(10,676)	—
計	1,761,259	60,573	1,821,833	(10,676)	1,811,156
経常費用	1,632,484	49,719	1,682,204	(13,233)	1,668,970
経常利益	128,774	10,854	139,629	2,556	142,185

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2 その他には、クレジットカード業、証券業、リース業等が属しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	銀行業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益					
(1) 外部顧客に 対する経常収益	4,049,909	190,134	4,240,043	—	4,240,043
(2) セグメント間の 内部経常収益	18,958	13,460	32,418	(32,418)	—
計	4,068,867	203,594	4,272,462	(32,418)	4,240,043
経常費用	4,173,984	201,076	4,375,060	(31,197)	4,343,863
経常利益 (△は経常損失)	△105,117	2,518	△102,598	(1,220)	△103,819
II 資産、減価償却費 及び資本的支出					
資産	160,329,334	1,076,892	161,406,227	(580,067)	160,826,160
減価償却費	151,402	16,680	168,083	—	168,083
資本的支出	324,441	73,715	398,156	—	398,156

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、クレジットカード業、証券業、リース業等が属しております。

3 事業区分の変更

従来、区分表示しておりました「クレジットカード業」の区分につきましては、平成20年8月に連結子会社の三菱UFJニコス株式会社が株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの直接出資子会社となったことに伴い、当連結会計年度より「その他」の区分に含めて表示しております。

4 その他有価証券に係る時価の算定方法

(追加情報)

従来、有価証券に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っておりましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、資産が59,219百万円増加しておりますが、この影響は「銀行業」におけるものであります。

また、満期保有目的の債券の区分に変更を行った証券化商品及びその他有価証券に含まれる証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者(ブローカー又は情報ベンダー)から入手する価格により評価を行っておりましたが、当連結会計年度より評価の精度を高めるため、合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。なお、保有目的区分を満期保有目的の債券に変更した証券化商品の一部については、変更時点の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって振り替えております。

この結果、外部業者から入手する価格に基づく価額による評価と比較して、経常費用が131,171百万円減少、経常利益が同額増加、資産が274,892百万円増加しておりますが、この影響は「銀行業」におけるものであります。

5 リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

(借手側)

この変更による各セグメントに与える影響は軽微であります。

(貸手側)

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益が「銀行業」で1,322百万円、「その他」で113,442百万円それぞれ減少、経常費用は「銀行業」で1,346百万円、「その他」で113,669百万円それぞれ減少、経常利益は「銀行業」で23百万円、「その他」で226百万円それぞれ増加しております。

6 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（平成18年5月17日 企業会計基準委員会）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益が「銀行業」で111百万円増加、「その他」で3,452百万円減少、経常費用が「銀行業」で1,753百万円増加、「その他」で3,452百万円減少、経常利益が「銀行業」で1,642百万円減少しております。

(追加情報)

米国会計基準適用子会社の財務諸表において、米国財務会計基準審議会基準書第158号「確定給付型年金制度及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理—米国財務会計基準審議会基準書第87号、第88号、第106号及び第132号（改訂版）の改訂」に基づき計上される「退職給付費用として未認識の数理計算上の差異等」については、従来、純資産の部から控除し、その他資産及び退職給付引当金を加減しておりましたが、当連結会計年度より税効果相当額及び少数株主持分相当額控除後の金額を米国会計基準適用子会社における年金債務調整額として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、資産が「銀行業」で416百万円、「その他」で13百万円それぞれ減少しております。

7 マスターネットティング契約に基づくデリバティブ取引相殺表示

従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスターネットティング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示しておりましたが、当連結会計年度より、これらの金融資産及び金融負債を総額で表示する方法に変更しております。

これは、デリバティブ取引に係る担保金が増加基調にあることに鑑み、信用リスクを適切に表示する観点から検討した結果、デリバティブ取引の時価評価による金融資産・金融負債のみを相殺表示する合理性が薄れており、原則どおり総額で表示することがより適切との判断に至ったものであります。

この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、資産が6,766,182百万円増加しておりますが、この影響は「銀行業」におけるものであります。

8 債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い

実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（平成20年12月5日 企業会計基準委員会）が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、平成21年1月30日にその他有価証券の一部を満期保有目的の債券の区分に変更しております。

これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、資産が10,837百万円減少しておりますが、この影響は「銀行業」におけるものであります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	1,547,503	341,318	6,392	169,040	174,400	2,238,656	—	2,238,656
(2) セグメント間の 内部経常収益	64,048	15,613	67,385	46,626	24,462	218,137	(218,137)	—
計	1,611,552	356,932	73,778	215,666	198,863	2,456,793	(218,137)	2,238,656
経常費用	1,608,632	330,361	46,905	193,613	143,457	2,322,970	(219,446)	2,103,523
経常利益	2,919	26,571	26,872	22,053	55,405	133,822	1,309	135,132

(注) 1 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

3 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

実務対応報告第18号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「欧州・中近東」で2,493百万円減少し、経常費用は「北米」で1,003百万円増加し、「欧州・中近東」で2,176百万円、「アジア・オセアニア」で8,539百万円減少し、経常利益は「北米」で1,003百万円、「欧州・中近東」で317百万円減少し、「アジア・オセアニア」で8,539百万円増加しております。

4 リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

(借手側)

この変更による各セグメントに与える影響は軽微であります。

(貸手側)

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は58,092百万円減少し、経常費用は58,305百万円減少し、経常利益は212百万円増加しておりますが、この影響は「日本」におけるものであります。

5 減価償却の方法

前連結会計年度より平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち当行の建物(建物附属設備を除く)以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。

また、当行の建物(建物附属設備を除く)については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、前連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更いたしました。

なお、当行及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を前連結会計年度の下期に行ったため、前中間連結会計期間においては従来の方法によっております。従って、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、経常費用は「日本」で4,680百万円、「北米」で1百万円、「欧州・中近東」で30百万円、「アジア・オセアニア」で1百万円少なく、経常利益はそれぞれで同額多く計上されております。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	1,295,135	276,735	6,410	98,940	133,935	1,811,156	—	1,811,156
(2) セグメント間の 内部経常収益	32,513	13,793	46,145	16,778	18,193	127,423	(127,423)	—
計	1,327,648	290,528	52,555	115,718	152,128	1,938,580	(127,423)	1,811,156
経常費用	1,263,114	324,605	24,053	86,649	102,042	1,808,465	(131,494)	1,668,970
経常利益 (△は経常損失)	64,534	△34,076	28,501	29,069	50,085	138,115	4,070	142,185

(注) 1 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益								
(1) 外部顧客に対す る経常収益	2,964,322	651,872	8,865	302,462	312,520	4,240,043	—	4,240,043
(2) セグメント間の 内部経常収益	139,206	31,994	117,451	78,418	40,883	407,953	(407,953)	—
計	3,103,529	683,867	126,316	380,880	353,403	4,647,997	(407,953)	4,240,043
経常費用	3,465,785	621,293	77,901	315,033	264,241	4,744,255	(400,392)	4,343,863
経常利益 (△は経常損失)	△362,256	62,573	48,415	65,847	89,162	△96,258	(7,561)	△103,819
II 資産	139,219,788	17,045,089	3,430,026	11,324,199	10,342,045	181,361,150	(20,534,990)	160,826,160

(注) 1 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 北米には、米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

3 その他有価証券に係る時価の算定方法
(追加情報)

従来、有価証券に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行ってまいりましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、資産が59,219百万円増加しておりますが、この影響は「日本」におけるものであります。

また、満期保有目的の債券の区分に変更を行った証券化商品及びその他有価証券に含まれる証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者(ブローカー又は情報ベンダー)から入手する価格により評価を行ってまいりましたが、当連結会計年度より評価の精度を高めるため、合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。なお、保有目的区分を満期保有目的の債券に変更した証券化商品の一部については、変更時点の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって振り替えております。

この結果、外部業者から入手する価格に基づく価額による評価と比較して、経常費用が「日本」で97,826百万円、「北米」で33,345百万円それぞれ減少、経常利益が「日本」で97,826百万円、「北米」で33,345百万円それぞれ増加、資産が「日本」で131,492百万円、「北米」で143,399百万円それぞれ増加しております。

4 リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によってまいりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

(借手側)

この変更による各セグメントに与える影響は軽微であります。

(貸手側)

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益が114,765百万円減少、経常費用が115,015百万円減少、経常利益は250百万円増加しておりますが、この影響は「日本」におけるものであります。

5 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年5月17日 企業会計基準委員会)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益が「北米」で362百万円、「欧州・中近東」で2,978百万円それぞれ減少、経常費用が「北米」で1,629百万円増加、「欧州・中近東」で3,327百万円減少、経常利益が「北米」で1,992百万円減少、「欧州・中近東」で349百万円増加しております。

(追加情報)

米国会計基準適用子会社の財務諸表において、米国財務会計基準審議会基準書第158号「確定給付型年金制度及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理―米国財務会計基準審議会基準書第87号、第88号、第106号及び第132号(改訂版)の改訂」に基づき計上される「退職給付費用として未認識の数理計算上の差異等」については、従来、純資産の部から控除し、その他資産及び退職給付引当金を加減しておりましたが、当連結会計年度より税効果相当額及び少数株主持分相当額控除後の金額を米国会計基準適用子会社における年金債務調整額として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、資産が430百万円減少しておりますが、この影響は「北米」におけるものであります。

6 マスターネットティング契約に基づくデリバティブ取引相殺表示

従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスターネットティング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示しておりましたが、当連結会計年度より、これらの金融資産及び金融負債を総額で表示する方法に変更しております。

これは、デリバティブ取引に係る担保金が増加基調にあることに鑑み、信用リスクを適切に表示する観点から検討した結果、デリバティブ取引の時価評価による金融資産・金融負債のみを相殺表示する合理性が薄れており、原則どおり総額で表示することがより適切との判断に至ったものであります。

この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、資産が「日本」で5,708,728百万円、「北米」で723,958百万円、「中南米」で566百万円、「欧州・中近東」で267,090百万円、「アジア・オセアニア」で72,597百万円それぞれ増加しております。

7 債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い

実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(平成20年12月5日 企業会計基準委員会)が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、平成21年1月30日にその他有価証券の一部を満期保有目的の債券の区分に変更しております。

これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、資産が「日本」で8,478百万円、「北米」で2,359百万円それぞれ減少しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	691,152
II 連結経常収益	2,238,656
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	30.8

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2 海外経常収益は、当行の海外店取引及び海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	516,021
II 連結経常収益	1,811,156
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	28.49

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2 海外経常収益は、当行の海外店取引及び海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	1,275,720
II 連結経常収益	4,240,043
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	30.09

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2 海外経常収益は、当行の海外店取引及び海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

(共通支配下の取引等関係)

当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)は、当行の親会社で銀行持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という)との間で、平成20年8月1日付けでMUFGを株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。この結果、三菱UFJニコスは当行の連結範囲から除外されております。なお、当該株式交換は当行にとって、共通支配下の取引等に該当する事業分離であり、その概要は次のとおりであります。

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、事業分離の法的形式並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 株式交換完全親会社(分離先企業)の名称及びその事業の内容

名称	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
事業の内容	銀行持株会社

(2) 株式交換完全子会社(分離した事業)の名称及びその事業の内容

名称	三菱UFJニコス株式会社
事業の内容	クレジットカード業

(3) 事業分離の法的形式

株式交換

(4) 取引の目的を含む取引の概要

平成19年9月20日、三菱UFJニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、①三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする、②三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、③銀行・信託・証券と並ぶMUFGグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確にすること、④三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、MUFGとの間で、三菱UFJニコスが実施する第三者割当増資1,200億円についてMUFGが全額引き受けること、また、株式交換の方法により三菱UFJニコスが上場廃止のうえMUFGの完全子会社となる方針を決定しておりました。

この決定に基づき、三菱UFJニコスは、MUFGとの間でMUFGを完全親会社、三菱UFJニコスを完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)、「事業分離等に関する会計基準」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用し、三菱UFJニコス普通株式と引き換えに取得したMUFG普通株式の取得原価は、三菱UFJニコス普通株式の連結財務諸表上の適正な帳簿価格により算定しております。

3. 株式交換の方法および内容

(1) 株式交換の方法

MUFGは、会社法第767条に規定する方法により、三菱UFJニコスの株主(MUFGを除

く。以下同じ)が保有する三菱UFJニコス株式を取得し、三菱UFJニコスの株主に対して、MUFJGの普通株式を割当交付しました。

(2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法

(イ) 株式の種類別の交換比率

MUFJG普通株式1：三菱UFJニコス普通株式0.37

MUFJG普通株式1：三菱UFJニコス第1種株式1.39

(ロ) 交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、三菱UFJニコスは株式会社KPMGFASを、MUFJGは野村証券株式会社を、それぞれ株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定し、算定を依頼しました。その算定結果を踏まえ、両社間で慎重な交渉、協議を行ったうえで、本株式交換の交換比率を決定いたしました。

4. 連結財務諸表における事業の種類別セグメントにおいて、三菱UFJニコスが含まれていた事業区分の名称

クレジットカード業

5. 当中間連結会計期間の連結損益計算書に計上されている三菱UFJニコスに係る損益の概算額

経常収益	93,813百万円
経常費用	90,095百万円
経常利益	3,717百万円

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

(共通支配下の取引等関係)

当行の連結子会社である三菱UFJ住宅ローン保証株式会社は、平成21年7月21日、当行の親会社で銀行持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの連結子会社であるアコム株式会社と吸収分割契約を締結し、同年9月1日、無担保カードローンの信用保証に関する事業を会社分割し、アコム株式会社へ承継いたしました。当該吸収分割は共通支配下の取引等に該当する事業分離であり、その概要は次のとおりであります。

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、事業分離の法的形式並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 分割会社

三菱UFJ住宅ローン保証株式会社

② 承継会社

アコム株式会社

③ 事業の内容

当行が販売する無担保カードローンの会員から委託を受けて保証する信用保証事業

(2) 事業分離の法的形式

吸収分割

(3) 取引の目的を含む取引の概要

平成20年9月8日に、当行、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びアコム株式会社との間で合意した「アコムと三菱UFJフィナンシャル・グループおよび三菱東京UFJ銀行の業務・資本提携の更なる強化について」に基づく、MUFGグループのコンシューマーファイナンス事業の競争力強化に向けた機能再編の一環として行ったものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用した結果、事業分離における移転利益が発生しております。

分離した信用保証事業に係る保証債務の金額	188,234百万円
事業分離における移転利益	10,843百万円
(内訳)	
会社分割譲渡対価	4,682百万円
貸倒引当金取崩	6,161百万円
事業分離における移転利益	10,843百万円

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(共通支配下の取引等関係)

当行の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)は、当行の親会社で銀行持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という)との間で、平成20年8月1日付けでMUFGを株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。この結果、三菱UFJニコスは当行の連結範囲から除外されております。なお、当該株式交換は当行にとって、共通支配下の取引等に該当する事業分離であり、その概要は次のとおりであります。

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、事業分離の法的形式並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 株式交換完全親会社(分離先企業)の名称及びその事業の内容

名称	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
事業の内容	銀行持株会社

(2) 株式交換完全子会社(分離した事業)の名称及びその事業の内容

名称	三菱UFJニコス株式会社
事業の内容	クレジットカード業

(3) 事業分離の法的形式

株式交換

(4) 取引の目的を含む取引の概要

平成19年9月20日、三菱UFJニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、①三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする、②三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、③銀行・信託・証券と並ぶMUFGグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確にすること、④三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、MUFGとの間で、三菱UFJニコスが実施する第三者割当増資1,200億円についてMUFGが全額引き受けること、また、株式交換の方法により三菱UFJニコスが上場廃止のうえMUFGの完全子会社となる方針を決定しておりました。

この決定に基づき、三菱UFJニコスは、MUFGとの間でMUFGを完全親会社、三菱UFJニコスを完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)、「事業分離等に関する会計基準」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用し、三菱UFJニコス普通株式と引き換えに取得したMUFG普通株式の取得原価は、三菱UFJニコス普通株式の連結財務諸表上の適正な帳簿価格により算定しております。

3. 株式交換の方法及び内容

(1) 株式交換の方法

MUFGは、会社法第767条に規定する方法により、三菱UFJニコスの株主(MUFGを除く。以下同じ)が保有する三菱UFJニコス株式を取得し、三菱UFJニコスの株主に対して、M

UFGの普通株式を割当交付しました。

(2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法

① 株式の種類別の交換比率

MUFG普通株式 1：三菱UFJニコス普通株式 0.37

MUFG普通株式 1：三菱UFJニコス第1種株式 1.39

② 交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、三菱UFJニコスは株式会社KPMG FASを、MUFGは野村證券株式会社を、それぞれ株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定し、算定を依頼しました。その算定結果を踏まえ、両社間で慎重な交渉、協議を行ったうえで、本株式交換の交換比率を決定いたしました。

4. 連結財務諸表における事業の種類別セグメントにおいて、三菱UFJニコスが含まれていた事業区分の名称

クレジットカード業

5. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている三菱UFJニコスに係る損益の概算額

経常収益	93,813百万円
経常費用	90,095百万円
経常利益	3,717百万円

(ユニオンバンカル・コーポレーションの完全子会社化)

当行は、平成20年8月29日から平成20年9月26日まで（いずれも米国東部時間）、ユニオンバンカル・コーポレーション（UnionBanCal Corporation、以下「UNBC」という）の発行済普通株式の全て（ただし、当行の親会社で銀行持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが当行及びその他の連結子会社を通じて保有する株式を除く）を対象とした米国における公開買付けを実施し、その後、平成20年11月4日（米国東部時間）、UNBCは当行が米国に設立した100%出資の受皿会社と合併し、当行の完全子会社となりました。

1. 結合当事企業の名称、事業の内容、完全子会社化を行った主な理由、完全子会社化の法的形式及び取得した議決権比率

(1) 結合当事企業の名称 UnionBanCal Corporation

(2) 事業の内容 銀行持株会社

(3) 完全子会社化を行った主な理由

海外事業強化は当行の戦略の大きな柱であり、とりわけ高い成長が期待されるアジアと、欧米の主要金融市場での業務拡大に取り組んでおります。

このうち、米国ではニューヨークをはじめとする主要都市に支店、現地法人の形態で事業展開を行う一方、西海岸では1996年以来、UNBCの議決権の過半数を保有しております。UNBCは傘下に100%子会社として、米国カリフォルニア州をベースとし、預金残高で全米第20位の商業銀行、ユニオンバンク（Union Bank, N.A）を有しております。

かかる状況下、当行では米国戦略強化の一環としてUNBCを完全子会社化することを決定いたしました。本件を米国における成長戦略の重要な布石と位置づけ、同国における経営の機動性を高め、更なるプレゼンスの向上をめざしてまいります。また、本件はグループ横断のガバナンス態勢、リスク管理態勢の高度化にも資するものと考えております。

(4) 完全子会社化の法的形式

公開買付けにより子会社株式を取得する形式等

(5) 取得した議決権比率 35.59%

2. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

取得原価 389,310百万円

(内訳)

株式取得代価 387,918百万円

取得に直接要した支出額 1,391百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん金額 221,605百万円

② 発生原因 結合当事企業に係る当行持分増加額と
取得原価との差額による

③ 償却方法及び償却期間 20年間で均等償却

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 529円02銭 1株当たり中間純利益金額 17円00銭 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 16円96銭	1株当たり純資産額 530円98銭 1株当たり中間純利益金額 10円21銭 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 10円21銭	1株当たり純資産額 451円70銭 1株当たり当期純損失金額 21円86銭 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 —
(注) 1. 1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。	(注) 1. 1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。	(注) 1. 1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。
1株当たり中間純利益金額 中間純利益 175,142百万円 普通株主に帰属しない金額 508百万円 うち優先配当額 508百万円 普通株式に係る中間純利益 174,634百万円 普通株式の中間期中平均株式数 10,272,593千株	1株当たり中間純利益金額 中間純利益 122,722百万円 普通株主に帰属しない金額 12,075百万円 うち優先配当額 12,075百万円 普通株式に係る中間純利益 110,646百万円 普通株式の中間期中平均株式数 10,833,384千株	1株当たり当期純損失金額 当期純損失 213,962百万円 普通株主に帰属しない金額 13,938百万円 うち優先配当額 13,938百万円 普通株式に係る当期純損失 227,901百万円 普通株式の期中平均株式数 10,425,031千株
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 中間純利益調整額 △0百万円 うち優先配当額 一百万円 普通株式増加数 20,903千株 うち優先株式 20,903千株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式等の概要 第一回第二種優先株式 (発行済株式数100,000千株) 第一回第六種優先株式 (発行済株式数1,000千株) 連結子会社の発行する新株予約権 カブドットコム証券株式会社 新株予約権(ストック・オプション) ・付与日 平成18年3月31日 ・行使期限 平成24年6月30日 ・権利行使価格 327,022円 ・当初付与個数 1,438個 ・平成20年9月末現在個数 1,102個	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 中間純利益調整額 △0百万円 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式等の概要 連結子会社の発行する新株予約権 カブドットコム証券株式会社 平成18年ストック・オプション ・付与日 平成18年3月31日 ・行使期限 平成24年6月30日 ・権利行使価格 327,022円 ・当初付与個数 1,438個 ・平成21年9月末現在個数 1,067個	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要 連結子会社の発行する優先株式 株式会社泉州銀行 第一回優先株式 (発行済株式数7,530千株) 持分法適用関連会社の発行する優先株式 株式会社岐阜銀行 第一回第1種優先株式 (発行済株式数30,000千株) 第一回第4種優先株式 (発行済株式数5,000千株) 連結子会社の発行する新株予約権 カブドットコム証券株式会社 平成15年ストック・オプション ・付与日 平成15年12月31日 ・行使期限 平成22年12月31日 ・権利行使価格 15,000円 ・当初付与個数 4,287個 ・平成21年3月末現在個数 126個

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。</p> <p>純資産の部の合計額 7,267,061百万円 純資産の部の合計額から控除する金 1,817,144百万円 うち少数株主持分 1,560,936百万円 うち優先株式 255,700百万円 うち優先配当額 508百万円 普通株式に係る中間期末の純資産額 5,449,916百万円 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数 10,301,857千株</p>	<p>2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。</p> <p>純資産の部の合計額 8,011,306百万円 純資産の部の合計額から控除する金 2,258,923百万円 うち少数株主持分 1,601,147百万円 うち優先株式 645,700百万円 うち優先配当額 12,075百万円 普通株式に係る中間期末の純資産額 5,752,383百万円 1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数 10,833,384千株</p>	<p>平成16年ストック・オプション ・付与日 平成16年4月30日 ・行使期限 平成22年12月31日 ・権利行使価格 22,366円 ・当初付与個数 618個 ・平成21年3月末現在個数 57個 平成18年ストック・オプション ・付与日 平成18年3月31日 ・行使期限 平成24年6月30日 ・権利行使価格 327,022円 ・当初付与個数 1,438個 ・平成21年3月末現在個数 1,067個</p> <p>2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。</p> <p>純資産の部の合計額 6,857,089百万円 純資産の部の合計額から控除する金 1,963,574百万円 うち少数株主持分 1,304,444百万円 うち優先株式 645,700百万円 うち優先配当額 13,430百万円 普通株式に係る年度末の純資産額 4,893,514百万円 1株当たり純資産額の算定に用いられた年度末の普通株式の数 10,833,384千株</p> <p>3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当連結会計年度は純損失が計上されているので、記載しておりません。</p>

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																												
<p>1. 公開買付けによるユニオンバンカ ル・コーポレーション株式の取得及 び完全子会社化の完了</p> <p>当行は、平成20年8月12日開催の取 締役会において、当行の連結子会社で ニューヨーク証券取引所に上場してい るユニオンバンカル・コーポレーショ ン(UnionBanCal Corporation、以下 「UNBC」という)の発行済普通株 式の全て(ただし、当行の親会社で銀 行持株会社の株式会社三菱UFJフィ ナンシャル・グループが当行及びその 他の連結子会社を通じて保有する株式 を除く)を対象とした米国における公 開買付け(以下「本公開買付け」とい う)を実施し、その後UNBCを完全 子会社化することを決議いたしました。</p> <p>本公開買付けの結果、当行は下記の 通りUNBCの普通株式を取得いたし ました。</p> <p>買付期間 平成20年8月29日から 平成20年9月26日まで なお、買付けた普通株式 は平成20年10月1日より 決済を行い、持分の増加 を認識しております。 (いずれも米国東部時間)</p> <p>買付株数 46,113,521株 買付後の議決権比率 97.35%</p> <p>買付価格 1株当たり 73ドル50セント</p> <p>取得価額総額 3,389百万ドル (360,310百万円) 全て当行手元資金で賄っ ております。 なお、取得に直接要した 支出額は現時点では未確 定であるため、取得価額 総額に含めておりませ ん。</p> <p>(1) 本公開買付け及び完全子会社化の目 的</p> <p>海外事業強化は当行の戦略の大き な柱であり、とりわけ高い成長が期 待されるアジアと、欧米の主要金融 市場での業務拡大に取り組んでおり ます。</p> <p>このうち、米国ではニューヨーク をはじめとする主要都市に支店、現 地法人の形態で事業展開を行う一 方、西海岸では1996年以来、UNB Cの議決権の過半数を保有しており ます。UNBCは傘下に100%子会 社として、米国カリフォルニア州を ベースとし、預金残高で全米第20位 の商業銀行、ユニオン・バンク・オ ブ・カリフォルニア(Union Bank of California N.A.)を有しております。</p>	<p>当行の連結子会社である泉州銀行 (以下「泉州銀行」という)と持分 法非適用の関連会社である株式会社 池田銀行(以下「池田銀行」とい う)は、平成21年5月25日に当行、 泉州銀行及び池田銀行の3行の間で 締結した「経営統合契約書」に基づ き、平成21年10月1日に共同株式移 転により、株式会社池田泉州ホール ディングス(以下「池田泉州ホール ディングス」という)を設立し、両 行は池田泉州ホールディングスの完 全子会社となりました。</p> <p>共同株式移転の結果、池田泉州ホ ールディングス設立時における当行 の同社に対する議決権所有割合は 42%でしたが、当行は泉州銀行、池 田銀行及び池田泉州ホールディン グスで構成される新金融グループにお ける経営の独立性を尊重するため、 当行が保有する池田泉州ホールディ ングスの普通株式の一部について処 分を進めており、遅くとも平成26年 9月末までに池田泉州ホールディン グスが当行の関係会社ではなくなる ことを予定しております。</p> <p>なお、本共同株式移転に伴い、泉 州銀行に対する持分比率が低下し、 池田銀行に対する持分比率が上昇す ることに伴う、当行の連結財務諸表 に与える影響については現時点では 未定であります。</p> <p>池田泉州ホールディングスの概要 は、以下のとおりであります。</p> <p>(1) 名称 株式会社池田泉州ホールディ ングス (英文名称: Senshu Ikeda Holdings, Inc.)</p> <p>(2) 代表者 代表取締役会長 吉田 憲正 代表取締役社長兼CEO(最高 経営責任者) 服部 盛隆</p> <p>(3) 本社 大阪府大阪市北区茶屋町18番 14号(大阪梅田池銀ビル)</p> <p>(4) 事業の内容 銀行、その他銀行法により子会 社とすることができる会社の経 営管理及びこれに付帯関連する 一切の事業</p> <p>(5) 資本金 500億円</p>	<p>1. 優先出資証券の償還</p> <p>当行は、平成21年5月25日開催の 取締役会において、以下のとおり、 当行の連結子会社である UFJ Preferred Capital 1 Limited の発 行した以下の優先出資証券につい て、全額償還されることを承認する 決議をいたしました。</p> <p>(1) 償還する優先出資証券の概要</p> <table border="1" data-bbox="1031 537 1445 1131"> <tr> <td>発行体</td> <td>UFJ Preferred Capital 1 Limited</td> </tr> <tr> <td>発行証券 の種類</td> <td>シリーズ2 非累積型・変動配当・優先出資 証券 本優先出資証券の所有者は、当 行の発行する残余財産分配の順 位が最も優先する優先株式と実 質的に同順位の残余財産分配請 求優先権を有する。</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>永久 ただし、平成21年7月以降の配 当支払日に、発行体はその裁量 により、本優先出資証券の全部 または一部を償還することができる。</td> </tr> <tr> <td>配当</td> <td>非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の 特約は付与されていない。</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>1,300億円(1口当たり発行価額 10,000,000円)</td> </tr> <tr> <td>払込日</td> <td>平成11年3月25日</td> </tr> <tr> <td>償還対象 総額</td> <td>1,300億円</td> </tr> <tr> <td>償還金額</td> <td>1口当たり10,000,000円</td> </tr> </table> <p>(2) 償還予定日 平成21年7月27日</p> <p>2. 優先出資証券の発行</p> <p>当行は、平成21年5月25日開催の 取締役会において、優先出資証券の 発行を目的とする当行の100%出資 子会社 BTMU Preferred Capital 9 Limited をケイマン諸島に設立する ことを決議いたしました。</p> <p>発行する優先出資証券の概要は以 下の通りであります。なお、本優先 出資証券の発行により純資産の部に 計上される少数株主持分は、平成18 年金融庁告示第19号に基づく連結自 己資本比率(国際統一基準)における 基本的項目に算入される予定です。</p> <table border="1" data-bbox="1031 1601 1445 1960"> <tr> <td>発行体</td> <td>BTMU Preferred Capital 9 Limited</td> </tr> <tr> <td>発行証券 の種類</td> <td>ケイマン諸島法に基づいてケイ マン諸島に新たに設立する当行 が議決権を100%所有する特別目 的子会社</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>配当率</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>払込日</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>当行への劣後特約付貸付金に充 当し、当行の一般運転資金に充 当。</td> </tr> </table>	発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited	発行証券 の種類	シリーズ2 非累積型・変動配当・優先出資 証券 本優先出資証券の所有者は、当 行の発行する残余財産分配の順 位が最も優先する優先株式と実 質的に同順位の残余財産分配請 求優先権を有する。	償還期限	永久 ただし、平成21年7月以降の配 当支払日に、発行体はその裁量 により、本優先出資証券の全部 または一部を償還することができる。	配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の 特約は付与されていない。	発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額 10,000,000円)	払込日	平成11年3月25日	償還対象 総額	1,300億円	償還金額	1口当たり10,000,000円	発行体	BTMU Preferred Capital 9 Limited	発行証券 の種類	ケイマン諸島法に基づいてケイ マン諸島に新たに設立する当行 が議決権を100%所有する特別目 的子会社	発行総額	未定	配当率	未定	払込日	未定	資金使途	当行への劣後特約付貸付金に充 当し、当行の一般運転資金に充 当。
発行体	UFJ Preferred Capital 1 Limited																													
発行証券 の種類	シリーズ2 非累積型・変動配当・優先出資 証券 本優先出資証券の所有者は、当 行の発行する残余財産分配の順 位が最も優先する優先株式と実 質的に同順位の残余財産分配請 求優先権を有する。																													
償還期限	永久 ただし、平成21年7月以降の配 当支払日に、発行体はその裁量 により、本優先出資証券の全部 または一部を償還することができる。																													
配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の 特約は付与されていない。																													
発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額 10,000,000円)																													
払込日	平成11年3月25日																													
償還対象 総額	1,300億円																													
償還金額	1口当たり10,000,000円																													
発行体	BTMU Preferred Capital 9 Limited																													
発行証券 の種類	ケイマン諸島法に基づいてケイ マン諸島に新たに設立する当行 が議決権を100%所有する特別目 的子会社																													
発行総額	未定																													
配当率	未定																													
払込日	未定																													
資金使途	当行への劣後特約付貸付金に充 当し、当行の一般運転資金に充 当。																													

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)										
<p>かかる状況下、当行では米国戦略強化の一環としてUNBCを完全子会社化することを決定いたしました。本件を米国における成長戦略の重要な布石と位置づけ、同国における経営の機動性を高め、更なるプレゼンスの向上をめざしてまいります。また、本件はグループ横断のガバナンス態勢、リスク管理態勢の高度化にも資するものと考えております。</p> <p>(2) 本公開買付け及び完全子会社化の概要</p> <p>① UNBCの概要</p> <p>商号 UnionBanCal Corporation 代表者 President & CEO, Mr. Masaaki Tanaka 所在地 米国カリフォルニア州 設立年 1953年 主な事業内容 銀行持株会社 資本金 159百万ドル (平成20年9月30日現在) 決算期 12月 上場証券取引所 ニューヨーク証券取引所 発行済株式数 140,069,898株 (平成20年9月30日現在)</p> <p>② 本公開買付け後のUNBCの完全子会社化 平成20年11月4日(米国東部時間)、UNBCは当行が米国に設立した100%出資の受皿会社と合併し、本公開買付けに応募されなかった少数株主に対して合併対価として一株当たり73ドル50セントの現金を交付することにより、当行の完全子会社となりました。本合併により、平成20年11月14日(米国東部時間)、UNBC株式は上場廃止となり、ニューヨーク証券取引所での取引は終了致しました。</p> <p>③ なお、本公開買付け等に伴う当行持分比率の増加により、当行の連結財務諸表上、のれんが発生する見込みではありますが、その金額は現時点では未定であります。</p> <p>2. 優先株式の処分</p> <p>当行は、財務基盤の一層の安定化と更なる企業成長を目的に平成20年10月30日開催の取締役会で、第三者割当による第七種優先株式の処分(会社法第199条に基づく自己株式を引き受ける者の募集)を決議し、平成20年11月18日に当該優先株式の処分を実施いたしました。</p> <p>なお、当該取締役会決議は、株主総会及び種類株主総会において第三種優先株式と第五種優先株式とを第七種優先株式に変更することを内容とする定款変更が承認されることを条件として</p>		<table border="1" data-bbox="1034 226 1441 338"> <tr> <td>優先順位</td> <td>本優先出資証券は、残余財産分配請求優先権において、当行の劣後債権者・一般債権者に劣後し、普通株式に優先し、実質的に優先株式と同順位。</td> </tr> </table> <p>(注) 関連法令に基づく必要な届出、許認可の効力発生を前提としています。</p> <p>3. 子会社の経営統合</p> <p>当行及び当行の連結子会社である株式会社泉州銀行(以下「泉州銀行」という)は、株式会社池田銀行(以下「池田銀行」という)との間で、泉州銀行と池田銀行が、両行の株主総会の承認及び関係当局の認可を前提として、共同株式移転の方式により株式移転を行い、経営統合することに係る経営統合契約書を、平成21年5月25日付で締結いたしました。</p> <p>株式移転により経営統合を行う子会社の概要及び経営統合契約の概要は以下のとおりであります。</p> <p>なお、当行は本株式移転により設立される統合新会社の総議決権(但し、統合新会社が発行予定の第一種優先株式及び第二種優先株式に係る議決権の数を除く)の約36%(但し、統合新会社が発行する第一種優先株式に係る議決権の所有割合を除く)を保有する予定であるため、統合新会社設立時においては、統合新会社は当行の関係会社となる予定ですが、泉州銀行、池田銀行及び統合新会社で構成される新金融グループにおける経営の独立性を尊重するため、当行が保有する統合新会社の普通株式の一部について、株式処分信託の設定やその他手段による処分を進め、遅くとも平成26年9月末までに統合新会社が当行の関係会社ではなくなることを予定しています。</p> <p>(1) 株式移転を行う子会社の概要 (平成21年3月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1034 1422 1441 1585"> <tr> <td>名称</td> <td>株式会社泉州銀行</td> </tr> <tr> <td>事業の内容</td> <td>銀行業</td> </tr> <tr> <td>当行との取引内容</td> <td>預金取引、 金銭貸借取引ほか</td> </tr> <tr> <td>当行が保有する株式数</td> <td>普通株式 309,817,556株</td> </tr> </table> <p>(2) 経営統合の目的</p> <p>泉州銀行及び池田銀行は、関西地域における代表的な独立系の金融グループとして最良の地域金融機関となることを目的に、経営統合を行います。泉州銀行、池田銀行及び共同持株会社で構成される新金融グループは、地域金融機関としての公共性に鑑み、経営基盤の拡大、発展を通じて地域金融の安定化と地域経済の健全な発展を図ると共に、経営の独立性を確保し、地域顧客の利便性、サービス及び内部管理体制の質的向上を目指します。</p>	優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求優先権において、当行の劣後債権者・一般債権者に劣後し、普通株式に優先し、実質的に優先株式と同順位。	名称	株式会社泉州銀行	事業の内容	銀行業	当行との取引内容	預金取引、 金銭貸借取引ほか	当行が保有する株式数	普通株式 309,817,556株
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求優先権において、当行の劣後債権者・一般債権者に劣後し、普通株式に優先し、実質的に優先株式と同順位。											
名称	株式会社泉州銀行											
事業の内容	銀行業											
当行との取引内容	預金取引、 金銭貸借取引ほか											
当行が保有する株式数	普通株式 309,817,556株											

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>おりましたが、会社法第319条第1項及び第325条の規定に基づき、平成20年10月31日付で当該定款変更を承認する旨の株主総会決議及び種類株主総会決議があったものとみなされております。</p> <p>(1) 処分の方法 第三者割当の方法により、全株式を株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループに割り当てる。</p> <p>(2) 処分する株式の種類及び数 第一回第七種優先株式 156,000,000株</p> <p>(3) 処分価格(払込金額) 1株につき 2,500円</p> <p>(4) 処分価額の総額 390,000,000,000円</p> <p>(5) 払込期日(受渡年月日) 平成20年11月18日</p> <p>(6) 優先配当金 当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主又は本優先株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき年115円(ただし、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき43円)の金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>(7) 取得条項 当行は、本優先株式発行後、平成26年4月1日以降はいつでも、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。</p> <p>(8) 資金の使途 一般事業資金に充当する。</p>		<p>(3) 株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容</p> <p>① 株式移転の方法 泉州銀行及び池田銀行の株主が保有する両行の株式を、平成21年10月1日をもって共同持株会社に移転するとともに、泉州銀行および池田銀行の株主に対し、共同持株会社の発行する新株式を割り当てる予定です。但し、今後手続きを進める中で、やむを得ない状況が生じた場合には、両行協議の上、日程又は統合形態等を変更する場合があります。</p> <p>② 株式移転に係る割当ての内容 株式移転に際して、共同持株会社の成立の日の前日の最終の泉州銀行及び池田銀行の株主名簿に記載又は記録された株主は、その所有する株式につき、次の割合にて共同持株会社が交付する株式の割当てを受けるものとし、泉州銀行及び池田銀行が発行する株式については、その発行する種類の株式の内容に応じ、次のとおり株式の種類ごとに異なる取扱いを行うことといたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・池田銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式18.5株 ・泉州銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株 ・池田銀行の第一種優先株式1株に対して、共同持株会社の第一種優先株式18.5株 ・池田銀行の第二種優先株式1株に対して、共同持株会社の第一種優先株式18.5株 <p>(注1) 泉州銀行の第一回優先株式のうち平成21年7月31日までに転換請求のなかったものは、平成21年8月1日をもって、すべて当行の普通株式に一斉転換されます。なお、上記の株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両行協議の上、変更することがあります。</p> <p>(注2) 共同持株会社が交付する新株式数(予定) 普通株式： 940,231,599株に、平成21年4月1日から平成21年8月1日までに、泉州銀行が泉州銀行の第一回優先株式を取得するのと引換えに交付した同行の普通株</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
		<p>式の数に1を乗じた数 (但し、1株未満の端 数については切り捨て るものといたしま す。)を加えた数 第一種優先株式： 111,000,000株 第二種優先株式： 115,625,000株 上記は平成21年3月31日 現在における泉州銀行及 び池田銀行の発行済株式 総数を前提として算定し た株式数であり、共同持 株会社の設立までに、泉 州銀行及び池田銀行が自 己株式を消却した場合や 池田銀行の新株予約権付 社債に付された新株予約 権が行使された場合は、 共同持株会社が発行する 新株式数は変動すること があります。</p> <p>③ 株式移転に係る割当ての算定 根拠</p> <p>1) 普通株式</p> <p>ア 算定の基礎</p> <p>泉州銀行及び池田銀行 は、本件株式移転に用いら れる株式移転比率の算定に あたって公正性を期すた め、泉州銀行はモルガン・ スタンレー証券株式会社 (以下「モルガン・スタン レー証券」という)及びア メリカン・アプリーザル・ ジャパン株式会社(以下 「アメリカン・アプリーザ ル」という)に対し、また 池田銀行は野村証券株式 会社(以下「野村証券」と いう)に対し、それぞれ株式 移転比率の算定を依頼しま した。</p> <p>モルガン・スタンレー証 券は、両行の市場株価や将 来収益力等を多角的に分析 するため、両行について市 場株価法、類似企業比較 法、配当割引分析法(DD M法)等に基づく分析結果 を総合的に勘案して、アメ リカン・アプリーザルは、 両行の市場株価や将来収益 力等を多角的に分析するた め、両行について市場株価 法、類似企業比較法、ディ スカウント・キャッシュ・ フロー法(DCF法)等に基づ く分析結果を総合的に勘 案して、各々当該株式移転 比率の算定を行いました。</p> <p>また、野村証券は、両行 普通株式それぞれについて 市場株価が存在しているこ</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
		<p>とから市場株価平均法による算定を行うとともに、両行と類似した事業を営む他の上場企業との財務的観点での比較を行うために類似会社比較法と、両行の将来の事業活動の状況を反映するために配当割引モデル分析法による算定も行いました。</p> <p>イ 算定の経緯</p> <p>泉州銀行はモルガン・スタンレー証券及びアメリカン・アプリーザルによる株式移転比率の算定結果を参考に、池田銀行は野村証券による株式移転比率の算定結果を参考に、それぞれ両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成21年 5月25日付にて、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式移転比率を合意・決定いたしました。</p> <p>なお、泉州銀行はアメリカン・アプリーザルより、平成21年 5月25日付にて、一定の条件のもとに、合意された株式移転比率が泉州銀行の普通株主の立場に即し、財務的見地から経済合理性がある旨の意見書を取得し、池田銀行は、野村証券より、平成21年 5月25日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件のもとに合意された株式移転比率が池田銀行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書を取得いたしました。</p> <p>ウ 算定機関との関係</p> <p>泉州銀行の算定機関であるモルガン・スタンレー証券については、モルガン・スタンレー証券の親会社である米国 Morgan Stanley (以下「Morgan Stanley」という)と当行及び泉州銀行の親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFJ」という)が、平成20年 9月29日付で戦略的資本提携(以下「本資本提携」という)を合意し、本資本提携に基づき、MUFJは、平成20年10月13日に、Morgan Stanleyが発行する総額90億米ドル相当の転換</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
		<p>型及び償還型優先株式を取得し、さらにMUF Gは、本資本提携後に Morgan Stanleyが発表した公募増資に応募し、普通株式を取得することで、既に保有するMorgan Stanleyの転換型優先株式を普通株式に転換することにより、Morgan Stanleyの議決権の20%超を取得することが可能となっています。また、Morgan Stanleyには、本資本提携に基づきMUF Gが指名した取締役1名が取締役として就任しています。さらに、Morgan StanleyとMUF Gは、平成21年 3月26日に、モルガン・スタンレー証券とMUF Gの連結子会社である三菱UF J証券株式会社とを統合して新会社を設立する旨の覚書を締結しており、またその他、両社間ではグローバルなアライアンス戦略の検討・協議が行われています。泉州銀行は、上記モルガン・スタンレー証券との関係に鑑み、モルガン・スタンレー証券に対して上記株式移転比率の算定を依頼するのとは別に、アメリカン・アプリーザルにも上記株式移転比率の算定を依頼し、かつ同社から上記の意見書を取得しています。</p> <p>なお、モルガン・スタンレー証券は池田銀行の連結財務諸表規則第15条の4に定める関連当事者(連結子会社を含む)または財務諸表等規則第8条第17項に定める関連当事者(以下総称して「関連当事者」という)には該当いたしません。また、アメリカン・アプリーザル及び野村證券は、いずれも泉州銀行及び池田銀行の関連当事者には該当いたしません。</p> <p>2) 優先株式 泉州銀行及び池田銀行は、池田銀行が発行している第一種優先株式及び第二種優先株式(以下「対象優先株式」という)については、普通株式のように市場価格が存在しないため、普通株式の株式移転比率を考慮した上で、共同持株会社にて新たに交付する優先株式を対象優先株式のそれぞれの発行要項と割当比率を通じて同一の条件を発行要項に定めることとし、池田銀行</p>

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)										
		<p>の発行する第一種優先株式1株につき共同持株会社の第一種優先株式18.5株を割当交付し、また、池田銀行の発行する第二種優先株式1株につき共同持株会社の第二種優先株式18.5株を割当交付することで合意しております。</p> <p>(4) 株式移転設立完全親会社となる会社の内容等</p> <table border="1" data-bbox="1034 506 1439 757"> <tr> <td>商号</td> <td>株式会社池田泉州ホールディングス</td> </tr> <tr> <td>本店の所在地</td> <td>大阪府大阪市北区茶屋町18番14号 (大阪梅田池銀ビル)</td> </tr> <tr> <td>代表者の氏名</td> <td>代表取締役会長 吉田憲正 代表取締役社長兼CEO 服部盛隆</td> </tr> <tr> <td>資本金の額</td> <td>500億円</td> </tr> <tr> <td>事業の内容</td> <td>銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯する業務</td> </tr> </table> <p>(5) 今後の日程(予定)</p> <p>東京証券取引所上場廃止日 平成21年9月25日(金)(池田銀行)</p> <p>大阪証券取引所上場廃止日 平成21年9月25日(金)(両行)</p> <p>共同持株会社設立登記日(効力発生日) 平成21年10月1日(木)</p> <p>共同持株会社上場日 平成21年10月1日(木)</p>	商号	株式会社池田泉州ホールディングス	本店の所在地	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号 (大阪梅田池銀ビル)	代表者の氏名	代表取締役会長 吉田憲正 代表取締役社長兼CEO 服部盛隆	資本金の額	500億円	事業の内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯する業務
商号	株式会社池田泉州ホールディングス											
本店の所在地	大阪府大阪市北区茶屋町18番14号 (大阪梅田池銀ビル)											
代表者の氏名	代表取締役会長 吉田憲正 代表取締役社長兼CEO 服部盛隆											
資本金の額	500億円											
事業の内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯する業務											

(追加情報)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>当行の連結子会社である株式会社泉州銀行(以下「泉州銀行」という)は、平成20年2月22日に開催した取締役会において、株主の承認、関係当局の認可を前提として、株式会社池田銀行(以下「池田銀行」という)と共同して持株会社を設立する方式等により、経営統合を実施することについて、協議を開始することを決議し、平成20年5月30日に両行の経営統合に関する基本合意書を、本経営統合に賛同しております当行を含む三者で締結しております。</p> <p>なお、泉州銀行と池田銀行は、平成20年11月25日に開催した両行の取締役会において、平成21年4月1日を目処としていた経営統合の日程を平成21年10月1日に変更することを決議いたしました。</p>		

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※7 7,985,294	※7 5,529,701	※7 4,929,088
コールローン	554,331	206,137	179,114
買現先勘定	※2 41,097	※2 122,326	※2 38,993
債券貸借取引支払保証金	※2 3,544,509	※2 4,402,828	※2 4,478,999
買入金銭債権	※7 3,317,588	※7 2,539,100	※7 2,677,859
特定取引資産	※7 8,411,407	※7 9,266,130	※7 10,528,447
金銭の信託	70,275	27,550	36,758
有価証券	※1, ※2, ※7, ※15 31,106,307	※1, ※2, ※7, ※15 46,165,485	※1, ※2, ※7, ※15 38,731,570
投資損失引当金	△92,254	△88,197	△93,156
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 72,228,207	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 69,443,777	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 73,786,503
外国為替	※2 1,641,257	※2 941,761	※2 1,043,370
その他資産	4,280,265	4,040,702	4,666,482
有形固定資産	※9, ※14 936,956	※9, ※14 903,018	※9, ※10, ※14 915,904
無形固定資産	330,689	306,431	312,486
繰延税金資産	993,654	681,237	953,104
支払承諾見返	※15 7,431,818	※15 6,121,701	※15 6,425,841
貸倒引当金	△674,415	△663,122	△639,580
資産の部合計	142,106,991	149,946,570	148,971,788
負債の部			
預金	99,767,246	100,488,998	100,208,977
譲渡性預金	5,561,932	7,988,427	6,579,759
コールマネー	※7 1,808,065	※7 1,602,579	※7 1,399,495
売現先勘定	※7 3,726,524	※7 6,253,373	※7 7,362,471
債券貸借取引受入担保金	※7 1,382,950	※7 2,332,669	※7 1,374,637
特定取引負債	4,149,558	5,226,429	6,006,174
借入金	※2, ※7, ※11 4,646,501	※2, ※7, ※11 4,967,154	※2, ※7, ※11 5,560,428
外国為替	※2 995,640	※2 899,537	※2 828,087
社債	※12 3,180,478	※12 3,914,160	※12 3,422,414
その他負債	3,799,340	3,687,165	4,112,171
未払法人税等	11,301	13,296	16,351
リース債務	512	2,687	1,250
その他の負債	3,787,527	3,671,181	4,094,569
賞与引当金	16,669	16,355	15,915
役員賞与引当金	43	46	—
退職給付引当金	10,343	12,087	11,482
ポイント引当金	703	896	664
偶発損失引当金	39,252	38,116	40,030
特別法上の引当金	※13 31	※13 31	31
再評価に係る繰延税金負債	※14 189,933	※14 185,330	※14 186,927
支払承諾	※7, ※15 7,431,818	※7, ※15 6,121,701	※7, ※15 6,425,841
負債の部合計	136,707,035	143,735,061	143,535,509

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部			
資本金	996,973	1,196,295	1,196,295
資本剰余金	2,773,290	3,362,612	3,362,612
資本準備金	2,773,290	1,196,295	1,196,295
その他資本剰余金	—	2,166,317	2,166,317
利益剰余金	1,571,848	1,245,953	1,184,843
利益準備金	190,044	190,044	190,044
その他利益剰余金	1,381,804	1,055,908	994,799
行員退職手当基金	2,432	2,432	2,432
別途積立金	718,196	718,196	718,196
繰越利益剰余金	661,175	335,279	274,170
株主資本合計	5,342,112	5,804,861	5,743,752
その他有価証券評価差額金	△193,236	61,970	△655,202
繰延ヘッジ損益	22,464	122,768	123,516
土地再評価差額金	※14 228,616	※14 221,907	※14 224,212
評価・換算差額等合計	57,843	406,647	△307,473
純資産の部合計	5,399,955	6,211,509	5,436,278
負債及び純資産の部合計	142,106,991	149,946,570	148,971,788

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
経常収益	1,769,495	1,486,004	3,513,112
資金運用収益	1,261,737	934,239	2,357,222
(うち貸出金利息)	782,614	607,883	1,532,429
(うち有価証券利息配当金)	270,081	193,686	474,011
役務取引等収益	258,714	264,884	514,645
特定取引収益	49,428	77,489	127,760
その他業務収益	123,099	153,984	403,502
その他経常収益	※1 76,515	※1 55,406	109,980
経常費用	1,731,602	1,360,971	3,712,552
資金調達費用	597,464	269,257	1,014,893
(うち預金利息)	287,204	107,789	446,207
役務取引等費用	65,992	66,982	129,824
特定取引費用	1,281	—	—
その他業務費用	105,569	176,454	457,496
営業経費	※2 565,768	※2 544,979	1,095,432
その他経常費用	※3 395,526	※3 303,297	1,014,905
経常利益又は経常損失(△)	37,892	125,032	△199,439
特別利益	※4 65,387	28,134	※4 115,116
特別損失	※5 54,580	15,842	※5 110,840
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	48,699	137,324	△195,163
法人税、住民税及び事業税	8,213	20,252	32,838
法人税等還付税額	—	△6,328	—
法人税等調整額	15,470	△7,364	138,389
法人税等合計	23,683	6,559	171,228
中間純利益又は中間純損失(△)	25,016	130,765	△366,392

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	996,973	1,196,295	996,973
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	199,322
当中間期変動額合計	—	—	199,322
当中間期末残高	996,973	1,196,295	1,196,295
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	2,773,290	1,196,295	2,773,290
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	199,322
準備金から剰余金への振替	—	—	△1,776,317
当中間期変動額合計	—	—	△1,576,994
当中間期末残高	2,773,290	1,196,295	1,196,295
その他資本剰余金			
前期末残高	—	2,166,317	—
当中間期変動額			
準備金から剰余金への振替	—	—	1,776,317
自己株式の処分	—	—	390,000
当中間期変動額合計	—	—	2,166,317
当中間期末残高	—	2,166,317	2,166,317
資本剰余金合計			
前期末残高	2,773,290	3,362,612	2,773,290
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	199,322
準備金から剰余金への振替	—	—	—
自己株式の処分	—	—	390,000
当中間期変動額合計	—	—	589,322
当中間期末残高	2,773,290	3,362,612	3,362,612
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	190,044	190,044	190,044
当中間期末残高	190,044	190,044	190,044
その他利益剰余金			
行員退職手当基金			
前期末残高	2,432	2,432	2,432
当中間期末残高	2,432	2,432	2,432
別途積立金			
前期末残高	718,196	718,196	718,196
当中間期末残高	718,196	718,196	718,196

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
繰越利益剰余金			
前期末残高	817,408	274,170	817,408
当中間期変動額			
剰余金の配当	△183,966	△71,960	△183,966
中間純利益又は中間純損失(△)	25,016	130,765	△366,392
土地再評価差額金の取崩	2,717	2,304	7,120
当中間期変動額合計	△156,233	61,109	△543,238
当中間期末残高	661,175	335,279	274,170
利益剰余金合計			
前期末残高	1,728,082	1,184,843	1,728,082
当中間期変動額			
剰余金の配当	△183,966	△71,960	△183,966
中間純利益又は中間純損失(△)	25,016	130,765	△366,392
土地再評価差額金の取崩	2,717	2,304	7,120
当中間期変動額合計	△156,233	61,109	△543,238
当中間期末残高	1,571,848	1,245,953	1,184,843
株主資本合計			
前期末残高	5,498,345	5,743,752	5,498,345
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	398,645
準備金から剰余金への振替	—	—	—
剰余金の配当	△183,966	△71,960	△183,966
中間純利益又は中間純損失(△)	25,016	130,765	△366,392
自己株式の処分	—	—	390,000
土地再評価差額金の取崩	2,717	2,304	7,120
当中間期変動額合計	△156,233	61,109	245,407
当中間期末残高	5,342,112	5,804,861	5,743,752
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	289,078	△655,202	289,078
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△482,315	717,173	△944,280
当中間期変動額合計	△482,315	717,173	△944,280
当中間期末残高	△193,236	61,970	△655,202
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	81,114	123,516	81,114
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△58,650	△747	42,401
当中間期変動額合計	△58,650	△747	42,401
当中間期末残高	22,464	122,768	123,516

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
土地再評価差額金			
前期末残高	231,333	224,212	231,333
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△2,717	△2,304	△7,120
当中間期変動額合計	△2,717	△2,304	△7,120
当中間期末残高	228,616	221,907	224,212
評価・換算差額等合計			
前期末残高	601,526	△307,473	601,526
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△543,682	714,120	△909,000
当中間期変動額合計	△543,682	714,120	△909,000
当中間期末残高	57,843	406,647	△307,473
純資産合計			
前期末残高	6,099,871	5,436,278	6,099,871
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	398,645
準備金から剰余金への振替	—	—	—
剰余金の配当	△183,966	△71,960	△183,966
中間純利益又は中間純損失 (△)	25,016	130,765	△366,392
自己株式の処分	—	—	390,000
土地再評価差額金の取崩	2,717	2,304	7,120
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△543,682	714,120	△909,000
当中間期変動額合計	△699,915	775,230	△663,592
当中間期末残高	5,399,955	6,211,509	5,436,278

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)の公表を受けて、</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間会計期間末において市場価格</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)の公表を受けて、昨今の</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。</p> <p>この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が122,235百万円増加、「繰延税金資産」が41,083百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が81,152百万円増加しております。</p>	<p>を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値および過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。</p>	<p>市場環境を踏まえた検討の結果、当事業年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。</p> <p>この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が89,198百万円増加、「繰延税金資産」が29,979百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が59,219百万円増加しております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。</p> <p>また、満期保有目的の債券の区分に変更を行った証券化商品及びその他有価証券に含まれる証券化商品のうち、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、従来、市場価格に準ずるものとして外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）から入手する価格により評価を行っていましたが、当事業年度より評価の精度を高めるため、当行における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により評価を行っております。なお、保有目的区分を満期保有目的の債券に変更した証券化商品の一部については、変更時点の当行における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって振り替えております。</p> <p>この結果、外部業者から入手する価格に基づく価額による評価と比較し</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
			<p>て、「買入金銭債権」が255,405百万円増加、「繰延税金資産」が18,194百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が106,039百万円増加し、「その他業務費用」が131,171百万円減少、「経常損失」及び「税引前当期純損失」が同額減少しております。</p> <p>企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者より入手した価格の双方を勘案して算出しております。</p> <p>なお、その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。</p>
	<p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1及び2(1)と同じ方法により行っております。</p> <p>なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	(2) 同左	(2) 同左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：15年～50年 その他：2年～20年</p> <p>(追加情報)</p> <p>前事業年度より、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産のうち建物（建物附属設備を除く）以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。</p> <p>また、建物（建物附属設備を除く）については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、前事業年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更いたしました。</p> <p>なお、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を前事業年度の下期に行ったため、前中間会計期間においては従来の方法によっております。従って、前中間会計期間は変更後の方法による場合と比較して、営業経費は4,712百万円少なく、経常利益及び税引前中間純利益は同額それぞれ多く計上されております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：15年～50年 その他：2年～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：15年～50年 その他：2年～20年</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（3年～10年）に対応して定額法により償却しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p>	<p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（3年～10年）に対応して定額法により償却しております。</p>
	<p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>(3) リース資産 同左</p>	<p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は552,396百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は798,683百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は727,327百万円であります。</p>
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(4) 役員賞与引当金 同左	(4) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(5) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>(A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理</p> <p>(B) 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理</p>	<p>(5) 退職給付引当金 同左</p> <p>(A) 過去勤務債務 同左</p> <p>(B) 数理計算上の差異 同左</p>	<p>(5) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>(A) 過去勤務債務 同左</p> <p>(B) 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理</p>
	<p>(6) ポイント引当金 ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(6) ポイント引当金 同左</p>	<p>(6) ポイント引当金 同左</p>
	<p>(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p>	<p>(7) 偶発損失引当金 同左</p>	<p>(7) 偶発損失引当金 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(8) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。	(8) 金融商品取引責任準備金 同左	(8) 金融商品取引責任準備金 同左
6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 繰延資産の処理方法	社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。 また、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
8 リース取引の処理 方法	<p>(借手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する事業年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>また、リース資産及びリース債務は、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法により計上しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。</p> <p>この変更による中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(借手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する事業年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>また、リース資産及びリース債務は、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法により計上しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(借手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する事業年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>また、リース資産及びリース債務は、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法により計上しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。</p> <p>この変更による財務諸表等に与える影響は軽微であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
9 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産及び金融負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産及び金融負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産及び金融負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してしております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施してまいりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は18,023百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は30,444百万円（同前）であります。</p>	<p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施してまいりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は8,946百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は12,962百万円（同前）であります。</p>	<p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施してまいりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は13,333百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は21,046百万円（同前）であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建の金融資産及び金融負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建子会社株式及び関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(ハ)内部取引 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。	(ハ)内部取引 同左	(ハ)内部取引 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当事業年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、発生した事業年度の費用に計上しております。	同左	同左
11 手形割引及び再割引の会計処理	手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(マスターネットティング契約に基づくデリバティブ取引相殺表示)</p> <p>従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスターネットティング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示しておりましたが、当中間会計期間より、これらの金融資産及び負債を総額で表示する方法に変更しております。</p> <p>これは、デリバティブ取引に係る担保金が増加基調にあることに鑑み、信用リスクを適切に表示する観点から検討した結果、デリバティブ取引の時価評価による金融資産・負債のみを相殺表示する合理性が薄れており、原則どおり総額で表示することがより適切との判断に至ったものであります。</p> <p>この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、「特定取引資産」が3,116,025百万円増加、「特定取引負債」が3,158,551百万円増加、「その他資産」が1,183,727百万円増加、「その他負債」が1,141,201百万円増加しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(マスターネットティング契約に基づくデリバティブ取引相殺表示)</p> <p>従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスターネットティング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示しておりましたが、当事業年度より、これらの金融資産及び負債を総額で表示する方法に変更しております。</p> <p>これは、デリバティブ取引に係る担保金が増加基調にあることに鑑み、信用リスクを適切に表示する観点から検討した結果、デリバティブ取引の時価評価による金融資産・負債のみを相殺表示する合理性が薄れており、原則どおり総額で表示することがより適切との判断に至ったものであります。</p> <p>この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、「特定取引資産」が5,129,800百万円増加、「特定取引負債」が5,246,980百万円増加、「その他資産」が1,627,352百万円増加、「その他負債」が1,510,173百万円増加しております。</p>
<p>—————</p>	<p>—————</p>	<p>(債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い)</p> <p>実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(平成20年12月5日 企業会計基準委員会)が公表されたことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用し、平成21年1月30日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、「買入金銭債権」は9,046百万円増加、「繰延税金資産」は19,884百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は10,837百万円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年7月11日 内閣府令第44号)による「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行われ、平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る書類について適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p> <p>なお、前中間会計期間末の「その他負債」に含まれる「未払法人税等」の金額は13,081百万円、「その他の負債」の金額は1,668,258百万円であります。</p>	
	<p>(中間損益計算書関係)</p> <p>「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「法人税等還付税額」は、金額の重要性が増したため、当中間会計期間から区分して表示しております。</p> <p>なお、前中間会計期間の「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示した「法人税等還付税額」は723百万円であります。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 1,310,742百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に199,911百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は784,771百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは5,424,029百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は988,561百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は14,921百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は57,094百万円、延滞債権額は、698,665百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 1,974,211百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に219,966百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は432,665百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは11,253,769百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は712,488百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は17,416百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は103,115百万円、延滞債権額は、723,483百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 1,777,872百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に199,972百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で再担保に差し入れている有価証券は366,297百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは12,576,767百万円あります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は801,933百万円あります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は22,802百万円あります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は118,869百万円、延滞債権額は、646,784百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、11,146百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、307,889百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,074,795百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、11,747百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、263,912百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,102,258百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、15,650百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、262,530百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,043,834百万円あります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)																																																				
<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table> <tr><td>百万円</td><td></td></tr> <tr><td>現金預け金</td><td>1,705</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>242,230</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>591,539</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>百万円</td><td></td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>240,000</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>515,223</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>1,705</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金216,556百万円、買入金銭債権564,629百万円、有価証券6,583,955百万円及び貸出金4,967,768百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は1,692,161百万円、有価証券は4,002,630百万円であり、対応する売現先勘定は3,725,147百万円、債券貸借取引受入担保金は1,366,600百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、54,176,262百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	百万円		現金預け金	1,705	有価証券	242,230	貸出金	591,539	百万円		コールマネー	240,000	借入金	515,223	支払承諾	1,705	<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table> <tr><td>百万円</td><td></td></tr> <tr><td>現金預け金</td><td>1,073</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>921,508</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>545,290</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>56,376</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>百万円</td><td></td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>540,000</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>977,580</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>1,073</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金20,297百万円、買入金銭債権363,406百万円、特定取引資産38,280百万円、有価証券5,679,252百万円及び貸出金899,591百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は1,696,794百万円、有価証券は8,107,817百万円であり、対応する売現先勘定は6,253,373百万円、債券貸借取引受入担保金は2,331,287百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、53,007,634百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	百万円		現金預け金	1,073	特定取引資産	921,508	有価証券	545,290	貸出金	56,376	百万円		コールマネー	540,000	借入金	977,580	支払承諾	1,073	<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table> <tr><td>百万円</td><td></td></tr> <tr><td>預け金</td><td>1,124</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>328,040</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>514,945</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>1,383,887</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>百万円</td><td></td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>510,000</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,516,640</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>1,124</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金38,948百万円、買入金銭債権765,299百万円、特定取引資産14,743百万円、有価証券8,038,682百万円及び貸出金4,491,526百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は2,701,966百万円、有価証券は6,207,658百万円であり、対応する売現先勘定は7,344,938百万円、債券貸借取引受入担保金は1,343,281百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、52,711,627百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	百万円		預け金	1,124	特定取引資産	328,040	有価証券	514,945	貸出金	1,383,887	百万円		コールマネー	510,000	借入金	1,516,640	支払承諾	1,124
百万円																																																						
現金預け金	1,705																																																					
有価証券	242,230																																																					
貸出金	591,539																																																					
百万円																																																						
コールマネー	240,000																																																					
借入金	515,223																																																					
支払承諾	1,705																																																					
百万円																																																						
現金預け金	1,073																																																					
特定取引資産	921,508																																																					
有価証券	545,290																																																					
貸出金	56,376																																																					
百万円																																																						
コールマネー	540,000																																																					
借入金	977,580																																																					
支払承諾	1,073																																																					
百万円																																																						
預け金	1,124																																																					
特定取引資産	328,040																																																					
有価証券	514,945																																																					
貸出金	1,383,887																																																					
百万円																																																						
コールマネー	510,000																																																					
借入金	1,516,640																																																					
支払承諾	1,124																																																					

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 693,026百万円</p>	<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 704,918百万円</p>	<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 704,306百万円</p>
<p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 82,689百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>		
<p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,617,210百万円が含まれております。</p>	<p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,148,878百万円が含まれております。</p>	<p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,320,521百万円が含まれております。</p>
<p>※12 社債には、劣後特約付社債1,405,484百万円が含まれております。</p>	<p>※12 社債には、劣後特約付社債2,210,892百万円が含まれております。</p>	<p>※12 社債には、劣後特約付社債1,907,416百万円が含まれております。</p>
<p>※13 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 金融商品取引責任準備金 31百万円 金融商品取引法第48条の3第1項の規定に基づく準備金であります。</p>	<p>※13 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 金融商品取引責任準備金 31百万円 金融商品取引法第48条の3第1項の規定に基づく準備金であります。</p>	
<p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p>	<p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p>	<p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,992,090百万円であります。</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 29,046百万円</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,685,864百万円であります。</p>	<p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,005百万円</p> <p>※15 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,824,360百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益59,148百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は次のとおりであります。 有形固定資産 (リース資産 29,967百万円を除く) 無形固定資産 (リース資産 39,647百万円を除く) リース資産 18百万円</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸出金償却147,082百万円、株式等償却120,683百万円及び貸倒引当金繰入額86,137百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、三菱UFJニコス株式会社の株式との株式交換により取得した当行親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ株式の売却益53,676百万円及び償却債権取立益10,919百万円を含んでおります。</p> <p>※5 「特別損失」には、システム統合に係る費用47,198百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益38,787百万円及び貸出債権等の売却に係る利益8,441百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は次のとおりであります。 有形固定資産 (リース資産 25,251百万円を除く) 無形固定資産 (リース資産 34,483百万円を除く) リース資産 287百万円</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸出金償却133,292百万円、貸倒引当金繰入額75,538百万円及び株式等売却損32,161百万円を含んでおります。</p>	<p>※4 特別利益には、三菱UFJニコス株式会社の株式との株式交換により取得した当行親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ株式の売却益53,676百万円、償却債権取立益30,639百万円、過年度損益修正益(外貨建有価証券に対する為替変動リスク・ヘッジ取引に係る修正)15,689百万円及び固定資産処分益6,883百万円を含んでおります。</p> <p>※5 特別損失には、システム統合に係る費用84,029百万円、固定資産処分損22,848百万円及び減損損失3,961百万円を含んでおります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
第一回第三種優先株式	9,300	17,700	—	27,000	(注)
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	—	150,000	
合計	239,000	17,700	—	256,700	

(注) 第一回第三種優先株式の自己株式の増加17,700千株は、一斉取得による増加であります。

II 当中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第七種優先株式	21,000	—	—	21,000	
合計	100,700	—	—	100,700	

III 前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
第一回第三種優先株式	9,300	17,700	27,000	—	(注) 1
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第五種優先株式	150,000	—	150,000	—	(注) 2
第一回第七種優先株式	—	177,000	156,000	21,000	(注) 3
合計	239,000	194,700	333,000	100,700	

(注) 1 第一回第三種優先株式の自己株式の増加17,700千株は、一斉取得による増加であり、減少27,000千株は、第一回第七種優先株式への変更による減少であります。

2 第一回第五種優先株式の自己株式の減少150,000千株は、第一回第七種優先株式への変更による減少であります。

3 第一回第七種優先株式の自己株式の増加177,000千株は、第一回第三種優先株式及び第一回第五種優先株式からの変更による増加であり、減少156,000千株は、割当処分による減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																								
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>121,915百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>122,600百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>244,516百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>70,603百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>77,075百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>147,679百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中間会計期間末残高相当額</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>51,311百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>45,525百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>96,837百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	121,915百万円	無形固定資産	122,600百万円	合計	244,516百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	70,603百万円	無形固定資産	77,075百万円	合計	147,679百万円	中間会計期間末残高相当額		有形固定資産	51,311百万円	無形固定資産	45,525百万円	合計	96,837百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>91,061百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>827百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>91,888百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>59,761百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>598百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>60,360百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中間会計期間末残高相当額</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>31,299百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>229百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>31,528百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	91,061百万円	無形固定資産	827百万円	合計	91,888百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	59,761百万円	無形固定資産	598百万円	合計	60,360百万円	中間会計期間末残高相当額		有形固定資産	31,299百万円	無形固定資産	229百万円	合計	31,528百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table border="0"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>107,517百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>852百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>108,370百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>66,900百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>562百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>67,462百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度末残高相当額</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>40,617百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>290百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>40,907百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	107,517百万円	無形固定資産	852百万円	合計	108,370百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	66,900百万円	無形固定資産	562百万円	合計	67,462百万円	年度末残高相当額		有形固定資産	40,617百万円	無形固定資産	290百万円	合計	40,907百万円
取得価額相当額																																																																										
有形固定資産	121,915百万円																																																																									
無形固定資産	122,600百万円																																																																									
合計	244,516百万円																																																																									
減価償却累計額相当額																																																																										
有形固定資産	70,603百万円																																																																									
無形固定資産	77,075百万円																																																																									
合計	147,679百万円																																																																									
中間会計期間末残高相当額																																																																										
有形固定資産	51,311百万円																																																																									
無形固定資産	45,525百万円																																																																									
合計	96,837百万円																																																																									
取得価額相当額																																																																										
有形固定資産	91,061百万円																																																																									
無形固定資産	827百万円																																																																									
合計	91,888百万円																																																																									
減価償却累計額相当額																																																																										
有形固定資産	59,761百万円																																																																									
無形固定資産	598百万円																																																																									
合計	60,360百万円																																																																									
中間会計期間末残高相当額																																																																										
有形固定資産	31,299百万円																																																																									
無形固定資産	229百万円																																																																									
合計	31,528百万円																																																																									
取得価額相当額																																																																										
有形固定資産	107,517百万円																																																																									
無形固定資産	852百万円																																																																									
合計	108,370百万円																																																																									
減価償却累計額相当額																																																																										
有形固定資産	66,900百万円																																																																									
無形固定資産	562百万円																																																																									
合計	67,462百万円																																																																									
年度末残高相当額																																																																										
有形固定資産	40,617百万円																																																																									
無形固定資産	290百万円																																																																									
合計	40,907百万円																																																																									

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																						
<p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>35,879百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>62,751百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>98,631百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p> <p>・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>19,514百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>18,956百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>455百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引(借手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>19,183百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>48,048百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>67,232百万円</td></tr> </table> <p>(貸手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>46百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>76百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>122百万円</td></tr> </table>	1年内	35,879百万円	1年超	62,751百万円	合計	98,631百万円	支払リース料	19,514百万円	減価償却費相当額	18,956百万円	支払利息相当額	455百万円	1年内	19,183百万円	1年超	48,048百万円	合計	67,232百万円	1年内	46百万円	1年超	76百万円	合計	122百万円	<p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>13,791百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>17,930百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>31,722百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・当中間会計期間の支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>8,115百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>8,119百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引(借手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>15,953百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>83,175百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>99,128百万円</td></tr> </table> <p>(貸手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>146百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,466百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,612百万円</td></tr> </table>	1年内	13,791百万円	1年超	17,930百万円	合計	31,722百万円	支払リース料	8,115百万円	減価償却費相当額	8,119百万円	1年内	15,953百万円	1年超	83,175百万円	合計	99,128百万円	1年内	146百万円	1年超	1,466百万円	合計	1,612百万円	<p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>15,893百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>25,231百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>41,125百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>38,274百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>37,253百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>832百万円</td></tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引(借手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>19,288百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>74,531百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>93,820百万円</td></tr> </table> <p>(貸手側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr><td>1年内</td><td>103百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>322百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>425百万円</td></tr> </table>	1年内	15,893百万円	1年超	25,231百万円	合計	41,125百万円	支払リース料	38,274百万円	減価償却費相当額	37,253百万円	支払利息相当額	832百万円	1年内	19,288百万円	1年超	74,531百万円	合計	93,820百万円	1年内	103百万円	1年超	322百万円	合計	425百万円
1年内	35,879百万円																																																																							
1年超	62,751百万円																																																																							
合計	98,631百万円																																																																							
支払リース料	19,514百万円																																																																							
減価償却費相当額	18,956百万円																																																																							
支払利息相当額	455百万円																																																																							
1年内	19,183百万円																																																																							
1年超	48,048百万円																																																																							
合計	67,232百万円																																																																							
1年内	46百万円																																																																							
1年超	76百万円																																																																							
合計	122百万円																																																																							
1年内	13,791百万円																																																																							
1年超	17,930百万円																																																																							
合計	31,722百万円																																																																							
支払リース料	8,115百万円																																																																							
減価償却費相当額	8,119百万円																																																																							
1年内	15,953百万円																																																																							
1年超	83,175百万円																																																																							
合計	99,128百万円																																																																							
1年内	146百万円																																																																							
1年超	1,466百万円																																																																							
合計	1,612百万円																																																																							
1年内	15,893百万円																																																																							
1年超	25,231百万円																																																																							
合計	41,125百万円																																																																							
支払リース料	38,274百万円																																																																							
減価償却費相当額	37,253百万円																																																																							
支払利息相当額	832百万円																																																																							
1年内	19,288百万円																																																																							
1年超	74,531百万円																																																																							
合計	93,820百万円																																																																							
1年内	103百万円																																																																							
1年超	322百万円																																																																							
合計	425百万円																																																																							

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	330,972	774,448	443,476
関連会社株式	63,821	52,241	△11,580
合計	394,794	826,689	431,895

(注) 時価は、中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

II 当中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	141,984	118,021	△23,962
関連会社株式	57,511	56,390	△1,120
合計	199,495	174,412	△25,083

(注) 時価は、中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

III 前事業年度末(平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	136,984	104,396	△32,587
関連会社株式	54,158	43,719	△10,438
合計	191,142	148,116	△43,026

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1. 公開買付けによるユニオンバンク・コーポレーション株式の取得及び完全子会社化の完了</p> <p>当行は、平成20年8月12日開催の取締役会において、当行の連結子会社でニューヨーク証券取引所に上場しているユニオンバンク・コーポレーション(UnionBanCal Corporation、以下「UNBC」という)の発行済普通株式の全て(ただし、当行の親会社で銀行持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが当行及びその他の連結子会社を通じて保有する株式を除く)を対象とした米国における公開買付け(以下「本公開買付け」という)を実施し、その後UNBCを完全子会社化することを決議いたしました。</p> <p>本公開買付けの結果、当行は下記の通りUNBCの普通株式を取得いたしました。</p> <p>買付期間 平成20年8月29日から平成20年9月26日まで なお、買付けた普通株式は平成20年10月1日より決済を行い、子会社株式としての取得を認識しております。 (いずれも米国東部時間)</p> <p>買付株数 46,113,521株 買付後の議決権比率 97.35% 買付価格 1株当たり 73ドル50セント</p> <p>取得価額総額 3,389百万ドル (360,310百万円) 全て当行手元資金で賄っております。 なお、取得に直接要した支出額は現時点では未確定であるため、取得価額総額に含めておりません。</p> <p>(1) 本公開買付け及び完全子会社化の目的</p> <p>海外事業強化は当行の戦略の大きな柱であり、とりわけ高い成長が期待されるアジアと、欧米の主要金融市場での業務拡大に取り組んでおります。</p> <p>このうち、米国ではニューヨークをはじめとする主要都市に支店、現地法人の形態で事業展開を行う一方、西海岸では1996年以来、UNBCの議決権の過半数を保有しております。UNBCは傘下に100%子会社として、米国カリフォルニア州をベースとし、預金残高で全米第20位の商業銀行、ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア(Union Bank of Califor-</p>		<p>1. 劣後特約付借入金の返済</p> <p>当行は、平成21年5月25日開催の取締役会において、当行の連結子会社であるUFJ Preferred Capital 1 Limitedの発行した優先出資証券1,300億円が平成21年7月27日に償還されることに伴い、同社からの劣後特約付借入1,300億円を平成21年7月27日付で返済することについて決議いたしました。</p> <p>2. 劣後特約付借入金の借入</p> <p>当行は、平成21年5月25日開催の取締役会において、優先出資証券の発行を目的とする当行の100%出資子会社BTMU Preferred Capital 9 Limitedをケイマン諸島に設立し、同社の発行する優先出資証券の発行代り金相当額を劣後特約付借入金として借り入れることを決議しました。</p> <p>なお、本劣後特約付借入の実施の時期、金額その他の条件は未定です。</p>

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>nia N.A.)を有しております。</p> <p>かかる状況下、当行では米国戦略強化の一環としてUNBCを完全子会社化することを決定いたしました。本件を米国における成長戦略の重要な布石と位置づけ、同国における経営の機動性を高め、更なるプレゼンスの向上をめざしてまいります。また、本件はグループ横断のガバナンス態勢、リスク管理態勢の高度化にも資するものと考えております。</p> <p>(2) 本公開買付け及び完全子会社化の概要</p> <p>①UNBCの概要</p> <p>商号 UnionBanCal Corporation 代表者 President & CEO, Mr. Masaaki Tanaka 所在地 米国カリフォルニア州 設立年 1953年 主な事業内容 銀行持株会社 資本金 159百万ドル (平成20年9月30日現在) 決算期 12月 上場証券取引所 ニューヨーク証券取引所 発行済株式数 140,069,898株 (平成20年9月30日現在)</p> <p>②本公開買付け後のUNBCの完全子会社化</p> <p>平成20年11月4日(米国東部時間)、UNBCは当行が米国に設立した100%出資の受皿会社と合併し、本公開買付けに応募されなかった少数株主に対して合併対価として一株当たり73ドル50セントの現金を交付することにより、当行の完全子会社となりました。本合併により、平成20年11月14日(米国東部時間)、UNBC株式は上場廃止となり、ニューヨーク証券取引所での取引は終了致しました。</p> <p>2. 優先株式の処分</p> <p>当行は、財務基盤の一層の安定化と更なる企業成長を目的に、平成20年10月30日開催の取締役会で、第三者割当による第七種優先株式の処分(会社法第199条に基づく自己株式を引き受ける者の募集)を決議し、平成20年11月18日に当該優先株式の処分を実施いたしました。</p> <p>なお、当該取締役会決議は、株主総会及び種類株主総会において第三種優先株式と第五種優先株式とを第七種優先株式に変更することを内容とする定款変更が承認されることを条件としておりましたが、会社法第319条第1項及び第325条の規定に基づき、平成20年10月31日付で当該定款変更を承認する旨の株主総会決議</p>		

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>及び種類株主総会決議があったものとみなされております。</p> <p>(1) 処分の方法 第三者割当の方法により、全株式を株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループに割り当てる。</p> <p>(2) 処分する株式の種類及び数 第一回第七種優先株式 156,000,000株</p> <p>(3) 処分価格(払込金額) 1株につき 2,500円</p> <p>(4) 処分価額の総額 390,000,000,000円</p> <p>(5) 払込期日(受渡年月日) 平成20年11月18日</p> <p>(6) 優先配当金 当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主又は本優先株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき年115円(ただし、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき43円)の金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>(7) 取得条項 当行は、本優先株式発行後、平成26年4月1日以降はいつでも、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。</p> <p>(8) 資金の用途 一般事業資金に充当する。</p>		

(2) 【その他】

中間配当

平成21年11月18日開催の取締役会において、第5期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金総額 83,250百万円

1株当たりの中間配当金

普通株式 6円57銭

第一回第二種優先株式 30円00銭

第一回第六種優先株式 105円45銭

第一回第七種優先株式 57円50銭

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

提出日	提出先
平成21年6月26日	関東財務局長

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

提出日	提出先	
平成21年7月13日	関東財務局長	平成21年6月26日提出の有価証券届出書の訂正届出書であります。
平成21年7月15日	関東財務局長	平成21年6月26日提出の有価証券届出書の訂正届出書であります。

(3) 発行登録追補書類及びその添付書類

提出日	提出先
平成21年4月9日	関東財務局長
平成21年6月2日	関東財務局長
平成21年7月9日	関東財務局長
平成21年8月6日	関東財務局長
平成21年10月9日	関東財務局長

(4) 訂正発行登録書

提出日	提出先
平成21年5月20日	関東財務局長
平成21年5月21日	関東財務局長
平成21年6月26日	関東財務局長
平成21年7月24日	関東財務局長
平成21年7月29日	関東財務局長
平成21年8月5日	関東財務局長

(5) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書

提出日	事業年度	提出先
平成21年6月26日	第4期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	関東財務局長

(6) 臨時報告書

提出日	提出先	
平成21年5月20日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。
平成21年7月29日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月28日

株式会社 三菱東京UFJ銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	園 生 裕 之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 竹 新	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 良 太	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月25日

株式会社 三菱東京UFJ銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 中 俊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 良 太	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百 瀬 和 政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月28日

株式会社 三菱東京UFJ銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 暮 和 敏 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 園 生 裕 之 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 竹 新 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福 井 良 太 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月25日

株式会社 三菱東京UFJ銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 中 俊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 良 太	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百 瀬 和 政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月30日
【会社名】	株式会社三菱東京UFJ銀行
【英訳名】	The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.
【代表者の役職氏名】	頭取 永 易 克 典
【最高財務責任者の役職氏名】	該当ありません
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
【縦覧に供する場所】	本店のほかに該当ありません

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行頭取永易克典は、当行の第5期の中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)の半期報告書に記載した事項について確認したところ、全ての重要な点において、金融商品取引法令に基づき適正に記載されており、虚偽の記載および記載すべき事項の記載漏れはありません。

2 【特記事項】

当行は、平成21年11月25日に情報開示委員会を開催し、記載内容の適正性について確認しました。

